

10月2日(月)

出席委員

委員長 塚本 よしひろ 君  
副委員長 松永 よしひろ 君  
同 せ お 麻 里 君  
委員 のだて 稔 史 君  
同 やなぎさわ 聡 君  
同 おぎの あやか 君  
同 ゆきた 政 春 君  
同 澤 田 えみこ 君  
同 ひがし ゆ き 君  
同 山本 やすゆき 君  
同 石 田 ちひろ 君  
同 田 中 たけし 君  
同 せらく 真 央 君  
同 松本 ときひろ 君  
同 新 妻 さえ子 君  
同 えのした 正人 君  
同 吉 田 ゆみこ 君  
同 安 藤 たい作 君

委員 横 山 由香理 君  
同 石 田 しんご 君  
同 筒井 ようすけ 君  
同 つ る 伸一郎 君  
同 あくつ 広 王 君  
同 まつざわ 和昌 君  
同 こしば 新 君  
同 木 村 健 悟 君  
同 鈴 木 ひろ子 君  
同 石 田 秀 男 君  
同 高 橋 しんじ 君  
同 西 本 たか子 君  
同 須 貝 行 宏 君  
同 藤 原 正 則 君  
同 こんの 孝 子 君  
同 若 林 ひろき 君  
同 西 村 直 子 君  
同 せりざわ裕次郎 君

欠席委員

中 塚 亮 君

その他の出席議員

渡辺 ゆういち 君

## 出席説明員

区 長  
森 澤 恭 子 君

副 区 長  
桑 村 正 敏 君

副 区 長  
新 井 康 君

企 画 部 長  
久 保 田 善 行 君

企 画 課 長  
佐 藤 憲 宜 君

政策推進担当課長  
吉 岡 孝 樹 君

財 政 課 長  
遠 藤 孝 一 君

広 報 広 聴 課 長  
辻 亜 紀 君

総 務 部 長  
堀 越 明 君

新庁舎整備担当部長  
黒 田 肇 暢 君

広町事業担当部長  
多 並 知 広 君

総 務 課 長  
勝 亦 隆 一 君

人 事 課 長  
崎 村 剛 光 君

税 務 課 長  
提 坂 義 文 君

地 域 振 興 部 長  
川 島 淳 成 君

地 域 活 動 課 長  
宮 澤 俊 太 君

生活安全担当課長  
河 合 伸 彦 君

商業・ものづくり課長  
小 林 徹 君

文化スポーツ振興部長  
廣 田 富 美 恵 君

参 事  
(文化観光課長事務取扱)  
篠 田 英 夫 君

スポーツ推進課長  
三 井 崇 司 君

子ども未来部長  
柏 原 敦 君

子ども育成課長  
藤 村 信 介 君

児童相談所開設準備課長  
長 谷 川 彰 君

子育て応援課長  
飛 田 則 文 君

保 育 課 長  
立 木 征 泰 君

保 育 支 援 課 長  
石 井 健 太 郎 君

福 祉 部 長  
今 井 裕 美 君

福 祉 計 画 課 長  
東 野 俊 幸 君

障害者支援課長  
松山香里君

高齢者福祉課長  
菅野令子君

生活福祉課長  
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)  
豊嶋俊介君

健康推進部長  
(品川区保健所長兼務)  
阿部敦子君

健康推進部長  
若生純一君

保健整備担当部長  
秋山徹君

参事  
(品川区保健予防課長事務取扱)  
坂野晶司君

荏原保健センター所長  
榎本芳美君

都市環境部長  
中村敏明君

都市整備推進担当部長  
有江誠剛君

参事  
(都市計画課長事務取扱)  
鈴木和彦君

住宅課長  
竹田昌弘君

木密整備推進課長  
小川晋君

都市開発課長  
中道元紀君

環境課長  
河内崇君

品川区清掃事務所長  
品川義輝君

防災まちづくり部長  
溝口雅之君

災害対策担当部長  
(危機管理担当部長兼務)  
滝澤博文君

土木管理課長  
櫻木太郎君

交通安全担当課長  
工藤忠雄君

道路課長  
(用地担当課長兼務)  
森一生君

公園課長  
高梨智之君

防災体制整備担当課長  
羽鳥匡彦君

災害対策担当課長  
伊藤大君

会計管理者  
大串史和君

教 育 長  
伊崎みゆき君

教 育 次 長  
米田博君

庶務課長  
宮尾裕介君

学務課長  
柏木通君

教育総合支援センター長  
丸 谷 大 輔 君

区議会事務局長  
大 澤 幸 代 君

○午前10時00分開会

○塚本委員長 ただいまより、決算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る9月22日の本会議におきまして、37名の委員より設置されました。これまでと同様に、理事会を設置し、計画された審査日程等に基づき、令和4年度各会計決算の審査を行うものがあります。

このたび、委員長の重任を、皆様方のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うことと相なりました。幸いにして、各会派より優秀な副委員長、また理事の方々が選出されましたので、皆様と一致協力いたしまして、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果のある審査ができますよう、心からお願い申し上げまして、簡単でございますが、委員長の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから着席のまま発言させていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、よろしくお願いたします。

○森澤区長 本日からの決算特別委員会、どうぞよろしくお願いたします。

令和4年度各会計歳入歳出決算につきましては、去る9月22日の本会議においてご提案し、ご説明申し上げたところでございます。令和4年度一般会計決算は、実質収支で62億6,078万円余の黒字、経常収支比率につきましては74.8%ということで、引き続き健全財政を維持しているところでございます。

しかしながら日本経済は、エネルギー価格や原材料の高騰、さらには円安の要素が加わり、価格上昇の圧力が長期間にわたって続く可能性があります。これらに起因する物価高騰が区民生活や区内経済に直接大きな影響を与えるなど、今後の財政環境については先行きを見通すことが非常に困難な状況にあります。

こうした中にありまして、区としては不断の行財政改革により、今まで以上にコストの圧縮に努めながら、区民生活の向上、区内経済の活性化に向けて積極果敢に策を講じていくことが重要だと考えております。一方で、時代の変化のスピードが激しい中で、時代や区民ニーズに合わせて施策を随時スクラップ・アンド・ビルド、そしてアップデートしていくことが必要です。今年度は事務事業評価を通じて自律的な見直しを行っていく次第ですけれども、こうした事業の不断の検証を進め、それを、各施策の改善はもとより予算編成等に反映させていくマネジメントサイクルを確立することで、区民の幸せの観点から区政を前に進めてまいります。今般、議会にも提出させていただきました行政評価シートをご活用いただき、建設的な議論ができればと思っております。

本決算特別委員会では、審議の中で頂く様々なご意見、ご要望を真摯に受け止め、今後の区政運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○塚本委員長 それでは、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議を致しました結果、お手元に配付の資料「決算特別委員会の運営について」を作成いたしました。

これより、せお副委員長がご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○せお副委員長 決算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため設置された

ものであります。組織および協議事項は、資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を7日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更は致しません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては資料のとおりでございますが、特に開会時間は、審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定められた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含めて、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含めて、1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また、資料を提示される場合は、パネル等の取扱い基準にのっとり、事前に委員長にお申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても直ちに取りやめていただきます。

関連質疑につきましては、委員長の許可により5分以内で行うことが可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。また、質問の際は一問一答形式にならないようご注意願います。

なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願いいたします。最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願いいたします。

**○塚本委員長** 説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○塚本委員長** ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について全てご了承を得たものとして決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、審査に先立ち、令和4年度決算の概要および財務4表について説明をお願いいたします。

**○大串会計管理者** おはようございます。本日からの決算特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

私から、まず一般会計決算の概要と地方公会計制度に基づく財務諸表についてご説明申し上げます。

最初に一般会計決算の概要からご説明申し上げます。恐れ入りますが、「令和4年度品川区各会計歳入歳出決算書」の519ページ、「実質収支に関する調書」をご覧くださいと思います。

歳入総額は1,959億1,637万5,816円で、対前年度1.1%の増、金額では20億5,529万3,700円の増であります。歳出総額は1,893億3,839万1,448円で、対前年度1.3%の増、金額では24億8,247万8,283円の増であります。このため、その下の歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は、65億7,798万4,368円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源、3億1,720万3,000円を除いた実質収支は、62億6,078万1,368円の黒字決算となりました。

以上で概要の説明を終わります。

続きまして、地方公会計制度に基づく財務諸表についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、511ページをご覧ください。

財務諸表につきましては、一般会計と各会計合算のものを表にしておりますが、説明は一般会計の数値でさせていただきます。

まず、財務諸表から読み取れる全体の総括といたしましては、貸借対照表からは、固定資産が増加しているにもかかわらず、正味財産比率が99.0%と高く、将来世代の負担とせずに社会資本の形成がなされていること。そして行政コスト計算書からは、令和4年度の当期収支差額は対前年31億円弱の減ですが、133億円のプラスであること。キャッシュ・フロー計算書からは、形式収支が引き続きプラスであること。以上の点から、品川区の令和4年度の財務状況が良好であることが分かります。

それでは簡単に個別にご説明させていただきます。

まず511ページ、「貸借対照表」になります。

貸借対照表は、現時点の資産を獲得するために、どの世代がどれだけ負担しているのかを表している表になります。表左下、「資産の部合計」は、右側の「負債の部合計」、そして「正味財産の部合計」の合計と一致します。負債の部は将来の区民の負担であり、正味財産の部は過去および現在世代の負担になります。品川区の令和5年3月末時点での資産は約2兆3,382億円になります。昨年度と比較して186億4,300万円ほど資産が増加しています。これは、学校改築および事業用地の普通財産からの区分替えなどによる行政財産の増加等によるものです。一方、負債については、固定負債の特別区債が8億5,500万円の増となっております。これは、土地購入のため、新たに区債を発行したことによるものです。

次に512ページをご覧ください。「行政コスト計算書」になります。

行政コスト計算書は、一会計期間の行政運営に伴う費用と、その財源としての収入を表した表で、区の収支を明らかにするものです。行政収入では、地方税が28億5,600万円ほど増えています。一方、国庫支出金、都支出金は、子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金・補助金の減少等により、大幅に減少しています。行政費用では、子育て世帯サポート事業費や学校維持管理費の増により、物件費が増加しています。一方、子育て世帯の臨時特別事業費の減少により、医療費が減少しています。

次に、513ページに参りまして、「キャッシュ・フロー計算書」になります。

キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間における3つの活動分野、「行政サービス」、「社会資本整備等投資」、「財務」の3つごとの現金収支を表した表で、どのような要因で現金が増減したのかを

明らかにするものでございます。表の右下、形式収支は65億7,700万円余となっており、期首時点よりも現金が4億2,700万円ほど減少しています。表の左下、行政サービス活動収支差額は196億1,700万円余となっており、この黒字分を社会資本整備に回せていることが分かります。

最後に514ページ、「正味財産変動計算書」になります。

正味財産変動計算書は、貸借対照表の正味財産の部の一会計期間の増減を要因ごとに表示したものです。当期末残高の合計が、貸借対照表の正味財産の部の合計と一致するものでございます。

また、515ページには、財務諸表に係る注記を載せております。

**○塚本委員長** 説明が終わりました。ただいまの説明についてご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○塚本委員長** 次に、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についてご発言を求められておりますので、説明を願います。

**○遠藤財政課長** それでは私から、決算状況につきまして、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標について、ご説明させていただきます。

恐れ入ります。「令和4年度主要施策の成果報告書」の60ページ、決算状況一覧表をご確認いただければと思います。

この一覧表でございますが、全国の自治体を同じ基準で比較できるように、地方財政状況調査、いわゆる決算統計として、計算方法や様式も統一のものでございます。表記されている数字でございますが、普通会計となっておりますので、先ほど会計管理者からご説明がありました数値と若干違う項目もございます。

初めに決算状況の概略でございます。令和4年度におきましても、主要な財政指標の数値は良好で、引き続き財政の健全性を維持している決算状況となっております。

60ページ左上で、上から2つ目の表になります。令和4年度の歳入総額Aという形になっておりますが、こちらは1,955億1,841万8,000円で、対前年度比1.1%の増、その下、歳出総額Bは1,889億4,040万4,000円で、1.3%の増となっております。その下、歳入歳出差引額、Cになります。65億7,798万4,000円で、この金額が普通会計の形式収支でございます。その下、翌年度に繰越すべき財源Dになりますけれども、3億1,720万3,000円で、実質収支Eは62億6,078万1,000円でございます。その下、単年度収支Fでございます。こちらは、マイナス6億8,302万5,000円でございます。

恐れ入ります。右側、61ページをご覧ください。左上の「歳入」になります。初めに一般財源でございます。まず1行目、特別区税でございます。566億5,366万4,000円で、1人当たりの納税額増加などにより、5.1%の増であります。

その5行下になります。地方消費税交付金でございます。こちらは123億2,559万8,000円で、8.7%の増となっております。

そこから5行下に行ってくださいまして、特別区財政調整交付金でございます。こちらは450億9,382万6,000円で、1.9%の減でございます。

そこから4行下、一般財源の計になります。こちらは1,170億476万7,000円と、2.2%の増となっております。

次に、そちらの表の一番下から1つ上になります、特定財源の計になります。こちらは785



億1,365万1,000円で、0.6%の減となっております。

次に、同じ表の右側の上のほうになりまして、性質別歳出をご覧ください。一番上、人件費でございます。構成比につきましては13.4%で、1.1%の増。3行下に行きまして、扶助費でございます。こちらが8.8%の減となっているところでございます。以上によりまして、4行下、義務的経費の計でございますが、こちらは5.6%の減となっているところでございます。続きまして、今度は表の一番下から、空欄を除きまして1行上の、投資的経費の計とございます。こちらにつきましては15.8%の増となっているところでございます。

次に、左下の目的別歳出でございます。構成比が高い順に、民生費が50.7%、総務費が14.1%、以下、教育費、衛生費という順番になっているところでございます。

恐れ入ります。60ページに戻っていただきまして、上段の表の右側になります。こちらは表の上から6行目になりますが、実質収支比率と書いているところがあると思います。こちらは5.7%で0.7ポイントの減。1行下、経常収支比率は74.8%で、前年度と同比率でございます。1行下、地方債現在高は、119億5,804万3,000円と、8億3,678万1,000円の増となっているところでございます。

ページ下段の表の今度は右側になります。積立金の状況というところがあるかと思えます。こちら、一番下の行、令和4年度末の現在高の合計でございます。一番右の端っこになりますが、959億5,397万4,000円と、こちらは45億1,692万3,000円の増となったところでございます。なお、この数字でございますけれども、こちらは令和5年3月31日現在高となっております。62ページに出納整理期間を加味しました決算年度末における現在高を記載しておりますので、ご参考としていただければと思います。

以上で、決算状況一覧表の説明を終わります。

続きまして、財政健全化判断比率についてご説明させていただきます。こちら、別紙として報告第26号というものを配付させていただいておりますので、こちらをご覧ください。こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、4つの指標を公表し、それぞれ設定された基準を上回った場合には、健全化計画、財政再生計画を策定する義務が、各自治体に課せられているものであります。

おめくりいただきまして、1ページをご覧くださいませ。上段の表でございます。健全化判断比率でございます。初めに、実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を表しております。算出しました数字は、一般会計が黒字でございますので、横棒の表記となっており、実際の数値は、その下の段に括弧書きで表記しておりますマイナス5.70%でございます。その下の早期健全化基準11.25%および財政再生基準20%が基準値となっておりますので、品川区の数値は基準値と比べてかなり低いという数値になって、良好な財政状態を示すものでございます。

次に右に行きまして、連結実質赤字比率でございます。標準財政規模に対する、一般会計と特別会計を合わせた全会計の赤字額比率でございます。全会計とも黒字でございますので横棒の表記となっており、実際の数値はマイナス7.28%でございます。こちらと同じく、16.25%、30%と下に書いておりますけれども、全会計を合わせても良好な財政状況であることを示しているものでございます。

次に、実質公債費比率でございます。こちらは、標準財政規模等に対する借入金の返済額等の過去3年間の平均比率でございます。この項目につきましてはマイナスでも表記することが定められておりますので、マイナス4.2%と記載させていただいているところでございます。こちらもそれぞ

れ、25%、35%となっておりますので、それより低い良好な数値となっておりますのでございます。

最後に将来負担比率でございますが、これは、標準財政規模等に対する一般会計が将来負担すべき実質的な負債を、基金等から差し引いた額の比率で、数字はマイナス105.7%となっております。早期健全化基準は350%となりますので、かなり低いという数字になりますので、良好な状況となっているものでございます。

決算状況および健全化判断比率につきまして、私からの説明は以上でございます。

**○塚本委員長** 以上で、決算統計上の数値および財政健全化法に基づく各指標についての説明が終わりました。

それでは、令和4年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳入全般、そして、歳出のうち第1款議会費、第8款公債費および第9款予備費といたしますので、ご了承願います。

それでは、これより、本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

**○大串会計管理者** それでは、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の52ページをご覧くださいとお願いいたします。

第1款特別区税は、予算現額、547億3,298万円であります。4列右に参りまして、収入済額は566億5,366万4,290円で、収入率は103.5%、対前年度27億5,557万4,415円、5.1%の増であります。

各項の収入済額につきましては、1項特別区民税は、529億4,768万7,015円で、対前年度24億8,632万3,913円、4.9%の増であります。

2項軽自動車税は、1億4,513万4,186円で、対前年度380万6,310円、2.7%の増であります。

次の54ページに参りまして、3項特別区たばこ税は、35億6,084万3,089円で、対前年度2億6,544万4,192円、8.1%の増であります。

第2款地方譲与税は、予算現額5億5,680万円、収入済額は5億7,000万2,001円で、収入率は102.4%、対前年度434万3,000円、0.8%の増であります。

次の56ページに参りまして、第3款利子割交付金は、予算現額1億2,000万円、収入済額は1億8,111万3,000円で、収入率は150.9%、対前年度4,716万1,000円、35.2%の増であります。

第4款配当割交付金は、予算現額6億4,000万円、収入済額は9億6,759万4,000円で、収入率は151.2%、対前年度マイナス138万6,000円、0.1%の減であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額6億2,000万円、収入済額は7億4,797万4,000円で、収入率は120.6%、対前年度マイナス4億4,393万1,000円、37.2%の減であります。

次に58ページに参りまして、第6款地方消費税交付金は、予算現額102億円、収入済額は123億2,559万8,000円で、収入率は120.8%、対前年度9億9,044万4,000円、8.7%の増であります。

第7款環境性能割交付金は、予算現額8,000万円、収入済額は1億4,314万7,016円で、収入率は178.9%、対前年度1,892万1,677円、15.2%の増であります。

第8款地方特例交付金は、予算現額2億円、収入済額は2億8,644万7,000円で、収入率

は143.2%、対前年度110万7,000円、0.4%の増であります。

次に、60ページに参りまして、第9款特別区交付金は、予算現額454億円、収入済額は450億9,382万6,000円で、収入率は99.3%、対前年度マイナス8億7,865万3,000円、1.9%の減であります。2つ下でございます、1目普通交付金の収入済額は436億6,839万2,000円で、対前年度マイナス4億4,098万5,000円、1.0%の減であります。2目特別交付金は14億2,543万4,000円で、対前年度マイナス4億3,766万8,000円、23.5%の減であります。

第10款交通安全対策特別交付金は、予算現額3,100万円、収入済額は3,540万2,000円で、収入率は114.2%、対前年度56万4,000円、1.6%の増であります。

第11款分担金及び負担金は、予算現額24億6,664万3,000円、収入済額は23億833万4,664円で、収入率は93.6%、対前年度マイナス7,403万9,513円、3.1%の減であります。減の主なもの、保育園保育料、公害健康被害補償費負担金であります。

2枚おめくりいただきまして、64ページに参ります。中段でございます、第12款使用料及び手数料は、予算現額45億1,866万4,000円、収入済額は43億9,400万5,919円で、収入率は97.2%、対前年度3億5,208万9,449円、8.7%の増であります。

1項使用料の収入済額は37億4,802万9,958円で、対前年度3億6,879万7,911円、10.9%の増であります。増の主なもの、道路占用料、区民住宅使用料であります。

続きまして、80ページに参ります。2項手数料の収入済額は6億4,597万5,961円で、対前年度マイナス1,670万8,462円、2.5%の減であります。減の主なもの、廃棄物処理手数料、住民基本台帳証明手数料であります。

続きまして、86ページに参ります。中段でございます第13款国庫支出金は、予算現額336億249万3,000円、収入済額は320億7,578万5,047円で、収入率は95.5%、対前年度マイナス87億6,174万3,144円、21.5%の減であります。

1項国庫負担金の収入済額は227億8,456万7,905円で、対前年度マイナス25億7,821万2,439円、10.2%の減であります。減の主なもの、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、児童手当給付金であります。

3枚おめくりいただきまして92ページ、2項国庫補助金の収入済額は92億8,376万5,045円で、対前年度マイナス61億8,444万4,144円、40.0%の減であります。減の主なもの、子育て世帯臨時特別給付金補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金補助金であります。

続きまして、106ページに参ります。3項国庫委託金の収入済額は745万2,097円で、対前年度91万3,439円、14.0%の増であります。

次の108ページに参りまして、第14款都支出金は、予算現額185億8,771万6,000円、収入済額は172億6,220万6,569円で、収入率は92.9%、対前年度11億6,734万915円、7.3%の増であります。

1項都負担金の収入済額は62億4,353万1,730円で、対前年度1億2,625万9,454円、2.1%の増であります。増の主なもの、児童保育費、障害者自立支援給付金であります。

2枚おめくりいただきまして、112ページでございます。2項都補助金の収入済額は96億2,021万5,714円で、対前年度11億1,841万4,182円、13.2%の増であります。増の主なもの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、待機児童解消区市町村支援事業

補助金であります。

続きまして、138ページに参ります。3項都委託金の収入済額は13億9,845万9,125円で、対前年度マイナス7,733万2,721円、5.2%の減であります。減の主なものは、衆議院議員選挙費、都議会議員選挙費であります。

2枚おめくりいただきまして142ページ、こちらの上段でございます。第15款財産収入は、予算現額7億4,257万9,000円、収入済額は8億917万8,217円で、収入率は109.0%、対前年度マイナス1億1,317万6,081円、12.3%の減であります。減の主なものは、地所賃貸料、不用品売払代金であります。

次の144ページに参りまして、第16款寄附金は、予算現額18億7,148万8,000円、収入済額は18億8,777万9,626円で、収入率は100.9%、対前年度18億178万7,340円、2,095.3%の増であります。増の主なものは、公共施設整備指定寄附金、児童福祉指定寄附金であります。

2枚おめくりいただきまして、148ページ、第17款繰入金は、予算現額129億2,179万9,000円、収入済額は62億3,288万6,000円で、収入率は48.2%、対前年度27億3,186万円、78.0%の増であります。増の主なものは、公共施設整備基金、義務教育施設整備基金からの繰入金であります。

次の150ページに参りまして、第18款繰越金は、予算現額70億516万8,000円、収入済額は70億516万8,951円で、収入率は100.0%、対前年度33億4,319万4,401円、91.3%の増であります。

第19款諸収入は、予算現額49億7,836万2,000円、収入済額は51億2,116万3,516円で、収入率は102.9%、対前年度マイナス11億5,726万4,759円、18.4%の減であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は、3,977万5,545円で、対前年度396万1,523円、11.1%の増であります。

2項特別区預金利子の収入済額は14万円で、前年度と同額であります。

次の152ページでございます、3項貸付金元利収入の収入済額は、5億4,604万7,131円で、対前年度5,622万5,648円、11.5%の増であります。

2枚おめくりいただきまして、156ページの中段でございます、4項受託事業収入の収入済額は、17億4,742万7,195円で、対前年度マイナス15億5,948万102円、47.2%の減であります。

1枚おめくりいただきまして158ページ、5項収益事業収入の収入済額は、8億242万9,932円で、対前年度2億121万421円、33.5%の増であります。

6項雑入の収入済額は、19億8,534万3,713円で、対前年度1億4,081万7,751円、7.6%の増であります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。初めに議会費ですが、170ページをお願いいたします。第1款議会費は、予算現額7億9,490万8,000円、その3列右になりますが、支出済額は7億6,524万9,268円で、執行率は96.3%、対前年度マイナス696万2,227円、0.9%の減であります。

次に、公債費をご説明いたします。恐れ入りますが、398ページをお願いいたします。第8款公債費は、予算現額11億1,463万1,000円、支出済額は11億891万3,337円で、執行率は99.5%、対前年度マイナス8,542万9,261円、7.2%の減であります。

第9款予備費には支出済額はございません。

**○塚本委員長** 以上で、本日審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は30名の方の通告を頂いております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間をご考慮の上ご質問されますよう、改めてお願いいたします。

これより質疑に入ります。ご発言願います。せりざわ委員。

**○せりざわ委員** おはようございます。本日から決算特別委員会、よろしく申し上げます。

私からは、150ページの歩行喫煙防止過料、関連して117ページの歩行喫煙防止推進経費から、喫煙の防止についてお伺いします。時間次第で、ページ数が分からないのですが、コミュニティバスの収入のところがどこかに多分載っているのだと思うのです。ページ数を教えていただければと思います。

まず、歩行喫煙防止の認識を確認したいのですが、品川区では、大崎、大井町、五反田、青物横丁、武蔵小山の5エリアを、そもそも路上でも喫煙してはいけないというエリアにしている、その他のエリアは、歩きたばこ、歩行喫煙をしてはいけないというようなルール規定にしているのだと認識していますが、そこで合っているのか、お聞かせください。

また、決算書には過料が9万6,000円分計上されていますが、この過料の中身というのは、先ほどの5エリアの路上喫煙に対しての過料だけで、ほかのエリア外の歩行喫煙等も含まれているのか、もしくはごみ捨て等も含まれているのか、まずお聞かせください。

**○河合生活安全担当課長** 委員のご質問にお答えいたします。

まず、過料対象になっておりますのは、路上喫煙禁止・地域美化推進地区における路上喫煙ということで、条例上、縛りになっておりますので、96件の過料につきましては全て、地域美化推進地区の過料となっております。それ以外の過料はございません。

また、この指定につきましては、5エリアというのは、通勤・通学等の通行量と併せて、また地域の環境、そして路上喫煙の状況等を踏まえて指定されているものでございます。

**○せりざわ委員** 5エリアのみでの過料だということで、お話をありがとうございました。

私もその5エリアの中で、特に五反田であったり、様々、ごみ拾い等の活動もさせていただいていますが、この数年やっている中で、たばこのポイ捨ての件数というのは恐らく減っていないのではないかと思います。まず、ポイ捨てを指導されている方々との連携が取れているのか、推移がどうなっているのかを把握できているのかをお聞かせいただきたいのと、あと、1件1,000円ですから恐らく96件だと思いますが、これはやはり少な過ぎるのではないかと考えています。千代田区ですと、これは令和4年のものが出ていないのですが、令和3年で2,730件、渋谷区だと令和4年で7,550件というような、もう比にならないほどの件数があります。もちろんエリアによって、それぞれの状況というのは違うのだと思いますが、他区との比較として、品川区の実績をどう評価されているのかをお聞かせください。

**○河合生活安全担当課長** ポイ捨ての推移でございますが、品川区ではシルバー人材センターに路上のポイ捨てされたたばこを拾っていただいたり指導・啓発等も行っていただいております。昨年、ポイ捨てのたばこの本数を、どのぐらいなのかというところでいろいろ調査いたしまして発表もさせていた

いただきましたけれども、著しく今減っているという状況は、現状は正直言いましてごさいません。したがいまして、今後も公衆喫煙所、指定喫煙所の整備等をやるとともに、効果的な指導・啓発でそういったところを抑え込んでいきたいと考えております。

**○せりざわ委員**　そもそも、この過料の件数の少なさというのは多分、巡回されている方がまだ、たしか月に1回ぐらい、警察の方と一緒に回っていると以前伺ったことがあります、今おっしゃっていただいたように、シルバー人材センターの方が頑張っていて指導いただいているのだと思います。まず、過料に至らないところの指導件数というところまで確認されているのかもお聞かせいただきたいと思ます。港区などは過料はしていないのですけれども、月に5,000件ぐらいは指導されていると。港区では警備会社をお願いして、やはりシルバー人材センターの方々や一般の方々だと注意しづらいというものがあるので、それは、民間の会社がしっかりと責任を持って注意・指導、勧告をしていくというようなやり方を取っているのですが、まず指導件数の把握についてお聞かせください。

今、品川区の5エリアは路上喫煙も駄目、ほかのエリアは歩行喫煙が駄目というようなどころもお話しさせていただきましたが、この5エリアというのは昼間人口が非常に多いエリアだと思います。そうすると、品川区のルールというのが少しでも分かりづらいと、やはり届かないのだろうと思っています。特に、実は歩行喫煙に関しては、5エリア以外は駄目と言いつながらも努力義務であったりして、この辺も条例の改定をしていくという必要もあるのではないかと思います。条例の制定が2003年でちょうど20年たって、このエリアの制定というのは品川区で当然やっているものですから、エリアの制定もそうですし、過料が、他区だと2,000円などというところもたくさんありますが、そもそも1,000円でいいのかということもあります。そういったところのお考えをお聞かせいただきたいと思ます。

**○河合生活安全担当課長**　失礼いたしました。先ほど、過料の件数が他区に比べて少ないというところもご回答していませんでした。併せて回答させていただきたいと思ます。

他区の件数が多いのは、委託業務という形で過料徴収も行っているというところが多いという理由もごさいます。区にありましては、過料を徴収するのは、警察の経験者の生活安全サポート隊が、指導員という形で3名1組で、過料徴収、指導・啓発を行うというところでやっております。

そして、指導につきましては、シルバー人材センターとサポート隊で連携しまして、件数につきましては、令和4年度になりますと、各5地区に限定しますと2,538件というところで指導件数は出ております。こちらの件数といえますか、個別具体的な相談・苦情等あったときには、重点的に力を入れてやっているとごさいます。

また、条例の改正の検討というところで提案がごさいましたが、今現在、やはり罰則などを伴う改正というのは、まず喫煙の環境等、整備も踏まえた上で検討だとは思ますので、まず環境の整備と指導・啓発を効果的に行うというところで、吸う人、吸わない人の共存ができるまちをつくっていききたいと考えております。

**○せりざわ委員**　共存共栄というところでお話も頂きました。

よく、歩行喫煙の取締りのお話をさせていただくと、たばこを吸う人は高額納税者なのだからというようなお話も頂きながら、一定の配慮をしてくれというような喫煙の方々からのお話も頂くのですが、私自身は吸ったこともありませんし、吸おうとも思ったことはありません。もちろん、これからたばこを吸う人がしっかり吸える環境をつくっていくというのは、喫煙者の方々からの、そういった議員もたくさんいらっしゃいますから、そういったお声を拾い上げていくというのは、それぞれあっていかと

と思いますが、例えば117ページの歩行喫煙防止推進経費というのは、そもそもの補助の在り方として、医療保健政策包括補助金として、もう医療分野、保健分野の補助金として都から支出されている。そういう意味でいうと、もちろん吸う人の自由もありますし、吸う人の健康というのがありますが、吸わない方の受動喫煙に対しては、もう一步、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

そもそもの予算計上が、196件の過料を想定していて、現在96件。一昨年に関しては84件だったかと思いますが、やはり他区と比べて、そもそもの予算ベースで少ないのではないかと思っています。これは別に、シルバー人材センターの方が悪いとか、そういう話ではなくて、もう少し熱量を入れて、例えば巡回の回数を増やすであったり、そもそも夜間にそういった方が多いのだと思うので、そういった時間帯をずらしてみるとか、併せて言えば、ごみのポイ捨てについてもぜひ過料をしっかりと取っていただきたいと思います。シルバー人材センターの方がごみを拾いながら指導しているという話もありましたが、まちの方がボランティアで、それぞれごみを拾っているという現状もあって、その方々が、ごみが全く減っていないということをおっしゃっていて、その方々もどんどん高齢化して行って、まちをきれいにする力が弱まっていくというのも事実だと思いますので、最後にそこのご答弁をお願いいたします。

**○河合生活安全担当課長** 今のご質問で、ごみ捨ての過料等も含めてというところなのですが、ごみ捨てのポイ捨ての過料が、著しく環境を害するというふうなところでありますけれども、捨てている状況といったものを確認したときには、悪質なものは過料の対象というところで積極的にやっていきたいとは考えております。

**○塚本委員長** 次に、ゆきた委員。

**○ゆきた委員** 私からは2点、お伺いしたいと思います。78ページの従前居住者用住宅使用料、また115ページの共通商品券普及促進事業について、それぞれお伺いしてまいります。

まず初めに、78ページの従前居住者用住宅使用料に関連いたしまして、令和4年度の従前居住者用住宅の最新の入居率と入居数、空き数についてお知らせください。

**○小川木密整備推進課長** 従前居住者用住宅の現在の入居状況でございますが、10月1日現在、57部屋中34部屋の入居、入居率といたしましては60%といった状況でございます。

**○ゆきた委員** 57部屋中34部屋で60%ということで、余裕があることを確認いたしました。

また、私が先日、一般質問にて取り上げさせてもらった火災被災者の住まいについて、区長答弁では、今後の方向性として、従前居住者用住宅について、使用料は条例に基づき減免措置が可能であり、災害時の入居期間を数か月間程度に延長することを検討し、電化製品等の常設については今後の研究課題としていくとありましたが、より具体的な内容がご紹介できるようであればお願いしたいと思います。

**○伊藤災害対策担当課長** 私からは、従前居住者用住宅の使用に際しまして、火災被災者について減免等についてお答えさせていただきたいと思います。

定例会の中でもお話がございましたとおり、現在も従前居住者用住宅は、火災被災者につきまして入居することは可能となっております。ただ、一方で入居期間が非常に短いといった状況や、また入った段階ではまだ電化製品等がそろっていないというような状況でございます。現在も、関係課、特に木密推進担当課とお話を進めておりまして、どういった形でお部屋を管理していくのか、鍵の貸し借りや、また、どのように電化製品を入れていくのかなど、検討は進めているような状況ですが、まだまだ検討段階ということですので、また進みましたらご説明、またご報告を上げられればと考えております。

**○ゆきた委員** ぜひ電化製品や寝具類といったことが、被災者の焼け出された方々がすぐに生活再建

ができるように、今後、研究課題として検討していただければと思います。

また、区民、被災者の声から、火元ではない類焼や水損でも、居住が困難となった方への利用ができ、また本年4月からは被災者から、ホテルでの2日間の仮住居ができ大変にありがたかったとお声を聞いています。さらなる周知を図っていただければと思います。

また、例年、品川区では100件前後の火災件数があり、先週の金曜日の深夜にも品川区区内にて3棟が延焼する火災がありました。不幸中の幸いですが、搬送された方はなく、燃えた建物を住まい、住居として利用されていた方はいなかったため、住まいの提供という面では助かりました。ですが、今回のケースで、焼け出された後、土日を含んでしまったり、火災多発期となるこれからの年末や正月では、警察や消防は働いていますが、区の行政的には、予算は組んでいるものの提供できない事態とはならないか。住宅困難となった被災者は数日間、路頭に迷うことになってしまうのではないかとも思われます。通常の流れでは、区内消防署から火災情報の提供を受け、区の職員が出向すると思われま。こういった、土日、祝日、ゴールデンウィーク、年末年始の期間での、本区での防災課の宿直勤務体制等があるのか。また、あれば人員はどう組まれているのか。お聞きしたいと思います。

**○伊藤災害対策担当課長** 先ほど、大井町駅前付近に発生しました火災についてもお取上げがございました。こちらにつきましても、区の職員が現地に出向してございまして、これは消防からの情報を得て現地を確認するものでございます。委員からご指摘いただきましたとおり、3棟が燃えていたというような状況で入っており、幸いなことに、事業所についての延焼だったということで、住民の方が焼け出されたということはありませんでした。ですが、このように、夜間、土日祝日であっても、防災課で班編成を組んでおりまして、何かあった際には一義的には警備の方から連絡が入りまして、所在を確認し、職員が少なくとも最低2名体制で現場に行き、被害の状況を確認しているという形になっております。これにつきましては、土日祝日、年末年始にかかわらず災害対応をしているというような状況でございます。

**○ゆきた委員** 大変安心させていただきました。班編成を組んでおり、2名体制で行っているということで、正月、年末年始等であっても、ゴールデンウィークでも対応できるということで、ご答弁ありがとうございます。

先日の一般質問での区長答弁で、被害認定に際し区職員が災害現場に赴き、その際に説明・配布する被災者援護一覧表を修正し、分かりやすい説明を行っていきとありまして、丁寧な説明、さらなる周知と支援の拡充をお願いしたいと思います。

続いて、115ページの共通商品券普及促進事業に関連しまして、プレミアム商品券について伺います。

プレミアム商品券は毎年、春と秋に実施され、商店街連合会が主体となり、産業支援として地域の活性化がされていますが、全ての申込者に購入できるようにと計画され、購入希望総数が販売総数を超えた場合は、購入希望数の多い方の購入数を減らし、4万人以上の応募があった場合は抽せんとなっていますが、令和4年度の申込み希望数はどのくらいあって、それに対して現在は具体的にどう対応なされたか、お聞きしたいと思います。

**○小林商業・ものづくり課長** ただいまのご質問にお答えいたします。

直近の数字としまして、令和5年度の秋期のプレミアム共通商品券の販売状況でございますけれども、ご指摘のとおり、約4万冊を販売いたしまして、これに対して申込みとしましては、2万1,382件の申込みがございました。これについては、最大4冊まで購入できるところでございます。



れども、実際に、1冊をご希望の方、2冊、3冊、4冊とそれぞれご希望がありまして、最終的には商店街連合会で抽せんを行っております。それに対して、最大3冊ご購入できた方、2冊ご購入できた方、あるいはもともと1冊ご購入で1冊、希望どおりという方がいらっしゃいまして、ただ、4冊ご購入を希望された方に対しては、販売者数がそこまでいかないということで、現在は最大3冊までご購入いただけたという状況でございます。

**○ゆきた委員** 4万冊で、現在2万1,000冊ということで、こちらは余りというのはどういう対応をされているか、もう一度ご答弁をよろしくをお願いします。

**○小林商業・ものづくり課長** 商業・ものづくり課からお答えいたします。

1冊ごとに必ず買えるようにはいたしております。その中で、まず3冊以上を希望する方というのが1万6,355名いらっしゃったのですが、この中の抽せんをまず行って、3冊希望の方は、実際に1,873名、抽せんを選び、その中で外れた方がいらっしゃるわけですが、また2冊希望以上の方でまた抽せんという形で、商店街連合会の中で複数の抽せん段階の選考というのを行ってございまして、これによって合計、販売総数が約4万冊になるように調整しているところでございます。

**○ゆきた委員** また、商品券を利用できる小規模店舗では、地域によっては、プレミアム商品券があまり使用できない、小規模店舗が少ない地域もあり、どこで使用できるか分からないという不安を与えていたと思います。そこで、商店街連合会のホームページでは現在、地図と一緒に様々な商品券の店舗検索ができるサイトも出され、工夫されていると認識しています。

我が会派からも、商品券と一緒に、決定通知書に併せて例えばQRコードを入れ込んで、そちらを読み取ると、取り扱っている2,000店舗の情報がすぐに分かるように訴えてまいりましたが、現在の取組状況など、改善の最新の工夫されている情報等があれば教えていただきたいと思っております。

**○小林商業・ものづくり課長** ただいまのご質問にお答えいたします。

プレミアム共通商品券が、ご希望の地域や、あるいはその店舗のジャンルに応じて使いやすいようにということで、商店街連合会のホームページで、現在はそういうものが検索できるようなページというのを用意してございます。これによって、ご自身の地域の中で、例えば酒類を販売しているようなところや、あるいはジャンルを選びながら複数検索もかけることができるところでございます。

ご指摘の点、QRコードなどの活用なども含めまして、利便性をどうやって上げられるかというところは、商店街連合会とまた協議してまいりたいと思っております。

**○ゆきた委員** 併せて、ご高齢の方だとスマートフォン等を活用できない方もいらっしゃると思いますが、こういった点での支援対策等があれば教えていただければと思います。

**○小林商業・ものづくり課長** ただいまのご質問にお答えいたします。

高齢者の方で、直接にスマートフォンやホームページをご覧になれない方というのですか、使うのが苦手な方というのもしらっしゃるかと思っております。そういうことに関しましては、現在やはり、商店街連合会や我々品川区に直接お問合せというものもございまして、そういう中で直接ご案内するものもございまして、あるいは商店街連合会からスマートフォンやパソコンの使い方をご指導といいますか、「こういうふうに使います」ということでお教えいただくというような方法もございまして。

**○ゆきた委員** 引き続き、こういった支援対策、周知方法の拡充、支援対策の拡充を、さらによろしくをお願いいたします。

**○塚本委員長** 次に、ひがし委員。

**○ひがし委員** 今回初めての決算特別委員会での質問となります。本日はよろしくをお願いいたします。

私からは、79ページ、自転車駐車場使用料に関連して、162ページ、放置自転車等保管料について併せて伺います。そして次に、98ページ、母子保健衛生費の産後ケア事業について、そして時間が許せば120ページ、高齢者クラブ運営助成費について質問をさせていただきます。

まず最初に、自転車駐車場使用料、放置自転車等保管料についてですが、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行して、外出する人が増えて、駐車場の使用率が上がり、五反田、武蔵小山、大井町駅などの駅近くでは、特に駅近くの駐車場が満車でとめられず、放置自転車も増えているのではないかという懸念があります。そこで、駅付近の駐車場の利用状況、そして放置自転車の撤去数について、区の状況を教えてください。

**○工藤交通安全担当課長** まず、令和4年度の駐輪場の利用率の関係でございます。区内自転車等駐車場は26か所ございますが、こちらについては全体で70.4%の利用率となっております。また、放置自転車の撤去数については、おおむね8,000台という形になってございます。

**○ひがし委員** 駐車場利用率についてなのですが、恐らく26か所、駅付近、また駅から遠いところも合わせての利用率になっていると思いますが、駅付近の利用の状況についてお伺いしたいという点が1点。あと、私は手元にあるので言うのなのですが、撤去数については、令和3年が8,361台で、令和4年が8,985台と、600件以上増えている。この状況について、区としてどのようにお考えでしょうか。

**○工藤交通安全担当課長** まず1点目、駅付近の駐輪場の利用率なのですが、こちらは個別に駐輪場の利用率は把握してございません。すみません。ただ、駅周辺の利用率は高いと。一方、駅から離れたところの駐輪場については、比較的低いといった傾向がございます。

続きまして、令和3年度と令和4年度の撤去台数の関係なのですが、こちらについては、令和3年度はコロナの影響がございまして、撤去活動に若干の制限をかけてございました。令和4年度につきましては、その制限を緩和した関係で、撤去台数が増えているところでございます。

**○ひがし委員** やはり、駅付近などで駐車場が足りていないのではないかという状況も分かりました。

そして、撤去数が増えているということ。放置自転車が多いから撤去しているということなので、放置自転車の数も、やはり少なくとも変わってはいない、もしくはこれから増えていくのではないかと懸念されます。放置自転車が増えてしまうと、道幅が狭くなって歩行しづらくなるだけではなくて、視覚障害の方が点字ブロックをたどって歩く際に、点字ブロック上に自転車があり、事故の危険にもつながります。そして、子育て中の保護者の方から駅付近でお話を伺うと、そもそも駅の近くの駐輪場の幅が狭くて、チャイルドシートをつけた自転車は幅があって、そもそもとめられる設計になっていない。現在、昔と違って、電動自転車など様々なタイプの自転車が発売されています。従来の自転車の駐車場の設計では利用できないという問題もあります。自転車の幅に合わせた広い駐車場スペースを確保してほしいという声もある一方で、幅の広い駐輪場を確保すると、駐輪できる数自体も減ってしまうという課題があります。先ほどご答弁で、駅近くの利用率を把握していないということでしたが、このような一つの区民の声をどのように把握しているのでしょうか。また、区としてそのような声を把握している場合は、課題として捉えているのか教えてください。

**○工藤交通安全担当課長** まず放置自転車が増えるのではないかという懸念の部分でございますけれども、こちらは東京都で年1回、各自治体の駅周辺等の放置自転車の台数調査というものを行っております。こちらについて、品川区内では、若干ずつではございますが、年々、放置自転車の件数は減少傾向でございます。ただ、委員がご説明のとおり、今後、自転車の利活用が進む中で、放置自転車が増え

るといった危惧はございます。

2点目、点字ブロック等の上に違法駐輪がされてあるといったところでございますけれども、こういったところは非常に、視覚障害者の方々の危険につながるところでございますので、そちらについては指導・啓発を厳しく継続してやってまいりたいと思います。また、駐輪場のラック幅が狭いといった、区民の方々のお声の関係なのですけれども、こちらは各駐輪場もしくはアンケートによって、そういった声を把握しているところでございます。駐輪場の状況によって、ラックの幅を広げたりというような工夫をしながら現在行っておりますので、駐輪の利用率の高いところは、なかなかラック幅を広げて駐輪台数を少なくするというのが難しいところではあるのですけれども、そういったところは適宜工夫しながらやっていきたいと思っております。

**○ひがし委員** 平成29年度に自転車活用推進法というものが施行されて、品川区でも令和4年から新規予算として、自転車活用を考える事業、そして自転車活用推進計画というものを検討しているとは認識しております。自転車の活用を進める。そして、この活用が進むと、さらに自転車の駐輪場の設備整備が必要になると考えられますが、区として、自転車活用推進計画と駐輪場整備について、どのようにお考えでしょうか。放置自転車に対して、撤去に力を入れるだけではなくて、やはり駅周辺の困っている状況を把握することが大切です。そして、駐輪環境の整備をしなければ根本的な解決にはならないと思います。チャイルドシートを載せた自転車でもとめることのできる駐輪場の設計、そして駅付近の駐輪場の利用が偏ることに対して、区としては現在どのように対応を検討しているのでしょうか。教えてください。

**○鈴木都市計画課長** 自転車活用推進計画、昨年度から今年度にかけて2か年、公募区民の方にも参加いただきながら、策定に向け、検討を行っている状況でございます。

先ほど頂いた様々な声については、今回、計画策定に当たって、区民アンケート、それから駐輪場の利用者アンケートなども実施してございます。特に駐輪場の利用者アンケートの中では、特にチャイルドシート付きの電動自転車、大型の自転車について、やはり駐輪スペースの改善を求める声が非常に大きいという声を頂いているところでございます。

今現在、計画素案の段階でございますが、駐輪対策についても、既存の利用実態に合わせて、チャイルドシートの幅を広げる、平置きスペースをもっと確保する、あるいは駐輪台数の増については民間の建築行為等について、条例の指導や再開発に併せて、建物の設置だけでなく周辺の駐輪場の状況を踏まえて、さらに駐輪スペースの増設を再開発にも求める指導をしていく等の取組を、今後、計画の中でも今しっかりと位置づけているところでございます。

**○ひがし委員** チャイルドシートを載せた自転車でもとめることのできる駐輪場も考えてくださっているとご答弁いただきまして、安心しております。ぜひ、区民の方々の声を聞きながら、そして、駅付近は特に、実際の駐輪場の把握もしていただきながら、今後の計画、自転車推進を進めることは、とても健康にもいいので、いいとは私も思うのですけれども、まずは今困っているという声をしっかりと聞きながら、対策をした上で進めていただければと要望させていただきます。

本日、質問をほかにも考えてきていたのですけれども、間に合わない点については別の委員会で質問させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

**○塚本委員長** 次に、安藤委員。

**○安藤委員** 126ページ、季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業補助金、120ページ、介護人材緊急確保対策事業費補助金に関わって、介護職員の処遇改善、時間があれば、101ページ、

品川駅南地域周辺まちづくり事業について伺います。

まずインフルエンザですが、新型コロナと同時にインフルエンザも流行し始めていますが、伺います。区内のインフルエンザと新型コロナの感染の広がりについて、担当課はそれぞれどう認識していますか。伺います。今、定点観測になっていると伺いましたけれども、数字的なところで把握しているところが、紹介できるものがあれば、直近でよいので併せてお願いいたします。

**○坂野保健予防課長** 流行状況についてのお尋ねでございます。

まず、コロナとインフルエンザということなのですが、38週で8,89人。これは東京都全体です。37週が16,04人でしたので、ピークが過ぎて、がたんと下がっている。これがコロナです。インフルエンザなのですが、38週で12,19人。その1個前の週が11,37人。これは、いずれも東京都全体の数でございます。インフルエンザについては、まだ増加傾向でございます。

**○安藤委員** 増加傾向ということでしたけれども、インフルエンザについては、令和4年度、補助金を活用して無料化されておりました。そういう年度でした。ただ、今年はそういう措置がないので、品川区はそういう措置をしていないので、60歳以上の接種費用は2,500円かかりますし、中学3年生までの子どもは1,000円のみ助成ということ。大田区では、11月1日からの予防接種を受け付けた方の自己負担を免除する措置を取っておりますが、伺いますけれども、高齢者の命と健康を守るためにも、接種を促す予防接種の無料化を品川区でも行うべきではないでしょうか。毎年、恒常的にやっていただきたい。また、今からでも補正予算を組むなどして対応するよう求めますが、いかがでしょうかということが1つ。

もう一つ、令和2年度も無料化しましたけれども、無料化したことにより、財源というのはどれぐらいかかるのでしょうか。伺いたいと思います。

**○坂野保健予防課長** 今日は10月2日なのですが、既に昨日、10月1日から、予防接種も定期接種の期間に入っております。事実上、本日からもう既に接種が始まっておるとい状況でございます。補正を組んでということなのですが、何せ高齢者の数は非常に多うございまして、技術的に非常にそれは困難でございます。

令和2年度と令和4年度が東京都の包括補助がございましたので、2,500円の部分が、何と申しますか、公費負担されたわけなのですが、今年度はそれが無いという形でございます。試みの計算、試算をしてみますと、非常に概算ベースなのですが、もし今年度の数で、この2,500円を全額公費負担するとすると、大体でございますが、1億3,700万円ぐらいが概算でございます。

**○安藤委員** 品川区で、令和2年度、令和3年度、令和4年度のインフルエンザ予防接種の接種者数と、およその接種率を伺いたいと伺います。それと、他区で無料にしているという区は、今、23区中どれぐらいあるのか、伺いたいと思います。

**○坂野保健予防課長** まず接種率についてのお話でございます。こちらは概算ベースの接種率で恐縮なのですが、令和2年度で約63.9%、令和3年度で約50.5%、令和4年度で約61.0%で、概算でございます。

一般財源を投入して無料にしている区は、今、手元に詳しい資料がないのですけれども、大体、23区全体の半分よりはまだ多くはない区が、今年度、そういう感じで補助していると承知しております。

**○安藤委員** 無料化で10%以上上がるわけ。これは、かなり高齢者の方の重症化を防ぎ、命を防ぐ、素晴らしい事業ではないかと、私は効果が現われていると思います。半数にはいかないけれども、かなりもう半数ぐらいやっている。それで、隣の港区は65歳以上でやっていますし、渋谷区も65歳

以上、目黒区は70歳以上、大田区は今年から始めたということで、近隣区でやっていないところは品川区だけなのですけれども、これはどうなっているのかと。1.3億円ですし、全体の財源からすると、もう何か、いろいろ効果に照らして僅かなお金だと私は思います。無料化で効果もある。他区も実施している。なぜ品川区はやらないのか、その理由を伺いたいと思います。

**○坂野保健予防課長** 令和2年度、令和4年度に関しましては、東京都の補助があってやっていたという経緯がございます。今年度はそれが無いということでございます。来年度以降、これはどうなるかというところもちろんあるかと思うのですが、東京都の補助の趨勢を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○安藤委員** 都の補助がないからやらないということなのです。ですから、本当にこれでいいのでしょうか。やはり、他区、近隣区はもう全部やっている。品川区だけがやっていないということになりますと、品川区民の高齢者の命、健康が心配です。これは、ぜひ手だてを講じていただきたいと強く求めたいと思います。

次なのですが、介護人材処遇改善なのですが、区内の特別養護老人ホームで非常勤で働く青年にお話を伺いました。まず、人材不足は現場で深刻だと。人が簡単には集まらずに、現場では、配置を埋めるためには恒常的に派遣に頼らざるを得ないと。シフト表も見せてもらったのですが、この施設では、職場を回している職員数のうち2割を派遣が占めていました。派遣というのは2か月ぐらいで替わる場合もよくあるそうで、継続してスキルや利用者との関係性を積み上げる必要があるような仕事は任せられないということになります。形の上では、頭数はそろっているのですが、それらの負担というのは直接雇用の職員の負担になってしまう。さらに、派遣というものは、いわゆるピンはねが入るために、派遣を現場として入れると事業者としては、直接雇用の非常勤よりも高いお金がかかることになります。恒常的に派遣に頼らざるを得ない状況が、事業所の経営を圧迫している実態もあります。他の社会福祉法人からは、こうした福祉施設の人材不足の足元を見て、もう最初から人材を抱え込んでしまう悪質な派遣会社もあるという訴えも伺いました。また、区内の特別養護老人ホームの数がやはり少ないために、特別養護老人ホームには介護度が重い利用者が集まっている状況だと。せっかく法人で募集して新人が入ってきたとしても、いきなり重い介護度の方の介護に当たるわけですから、不慣れなため対応できなくて潰れてしまうということもよくあるのだと。これは悪循環です。

伺いたいのですが、品川区は、区内特別養護老人ホームで、なかなか人材が集まらない実態や、あるいは派遣会社に頼らざるを得ない実態、また、これが結果的に経営も圧迫しているというような実態など、ご存じなのでしょうか。伺いたいと思います。

**○菅野高齢者福祉課長** 区内の特別養護老人施設等における人材の確保等についてのご質問についてお答えさせていただきます。

区内の、特に特別養護老人ホーム等におきましては、確かに委員のおっしゃるとおり、派遣会社から人材の確保を募るといった状況もあるとは聞いております。これは区内の特別養護老人ホームだけではなく、国全体におきましても、介護業界全体において問題が今、注視されておりまして、国の審議会等におかれましても、そういった議論もなされているところです。国では認定の優良企業みたいなものを認定する制度みたいなものもございまして、できるだけそういった事業者を使うようになど、いろいろな工夫がされているところです。

区内におきましては、そういった部分も注視しつつ、それ以外にも法人等で独自に採用できるような、いろいろな手だてを提案させていただき、あとは実務者研修等の研修を受けた者に対して助成金を出す

などして、少しでも人材確保が務まるように、区としても支援をしているところです。

**○安藤委員** 実態は聞いているということでした。区内に限らないという話もありましたけれども、介護専門学校なども独自につくっている区ですから、もうぜひ品川区から、介護の現場の大変な実態というのを改善していただきたいと思うのです。ぜひ手だてを取っていただきたいと思います。

次に待遇なのですが、この話を聞いた非常勤の介護士の方の時給は1,200円でした。親元を出たり結婚など考えられない状況で、自宅から通っていたということなのですが、もしそういう状況で仮に結婚だという話になったとしても、その際は、とても今の職場、賃金では働き続けることはできなくて、給料のよいほかの職場や職種に移らざるを得ないと語っておりました。

この待遇に比べた仕事内容はどうかというと、施設介護という、人の健康と命を預かる仕事ですから、身体介護は肉体的にも、もちろん楽ではありません。そもそも利用者に対しての介護者の配置人数が少ないために、もう現場は大変だと。特に夜勤などでは、職員の方はもう常にフロアを走り回っているような状況だそうです。この大変な仕事の上に給料が安い。昇給の見込みも持てない。これでは人が集まるわけがないと思います。根源には、介護という福祉の現場に、あまりにも財源が投じられていない問題があると思います。社会的にもこれからますます必要な仕事で求められるし、AIなどに任せることもできない仕事なわけですから、介護の現場に思い切って税金も投じて、社会的に底上げする政治をぜひ品川区からつくっていただきたいと私は思います。

共産党区議団は2つ提案しております。介護労働者の賃金引上げや人材確保のために、保険料に跳ね返らない処遇改善交付金というのがありました。この復活と対象の拡大を国に求めてください。これが1つ目です。2つ目は、区も独自策を設けて、ぜひ上乘せしていただきたい。この2つを要望し続けているわけですが、改めてこの2点を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○菅野高齢者福祉課長** 介護の賃金等についてのお話です。処遇改善等につきましては、現在、国でも第9期の介護保険事業計画の策定に向けまして、介護報酬の改定というところで、その辺りのところを議論しているところですので、その動向を引き続き注視したいと思っているところです。

区の独自策というところで、先ほど、夜勤が辛いといった話を聞いているという声も、委員からお話がありましたが、例えば区の特別養護老人ホームにICTの見守り機器を設置させていただいたりすることによって、やはり夜勤の業務負担が少し改善されたなどというお話も聞いておりますので、そういったところで少しずつ、現場の声を聞きながら、できるところはやっていきたいと思っているところです。

**○安藤委員** あまりに寂しい答弁だと私は思います。ICTだけでは、やはり現場は人を求めているのです。人がいないことには、人が増えないことには、もうどうにもならないと思っていますので、そうした処遇の改善、人が集まるための対策を、区として独自に打っていただきたいというのを繰り返し求めます。

それと、国に処遇改善交付金の復活を求めてくださいと言ったのですが、求めないということなのでしょうか。そこははっきりお答えいただければと思います。

**○菅野高齢者福祉課長** 区の介護人材の確保の独自策というところでは、品川区は平成7年から介護専門学校も運営しておりますので、その辺りのところに引き続き努めたいというところと、国の処遇改善については今後も動向を注視してまいります。

**○塚本委員長** 次に、筒井委員。

**○筒井委員** 私からは、146ページ、ふるさと納税寄附金、173ページ、インターネット映像配

信委託、54ページ、特別区たばこ税について伺います。

まず、ふるさと納税寄附金についてなのですが、令和4年度のいわゆる流出額、また本年度、令和5年度の流出額の見通し、また今後の令和6年以降の見通し。一方で、品川区に歳入として入ってくる分、令和5年度の見通しと令和6年以降の見通しをそれぞれお聞かせください。

**○提坂税務課長** ふるさと納税の流出額の見通しでございますけれども、令和4年度が約39億円、令和5年度が45億円でございます。その先というのは、なかなか見込みを出すのは難しいところでございます。あと、流入額につきましては、令和4年度が1,929万円、それから令和5年度は8月末の段階で157万円となっております。あと、令和6年度以降について、流入額というのも読むのがなかなか難しいというのが実情でございます。

**○筒井委員** 分かりました。非常に、比較数等も大変大きな差だと思っておりますけれども、特別区長会としていろいろとご要望など出されていると思うのですが、今後、品川区としては、これに対して改善策、対抗策をどう立てていくおつもりなのか、お聞かせください。

**○提坂税務課長** 対策といたしましては、従前から引き続き行っていることではございますけれども、地場産品に乏しい品川区といたしましては、物より事ということで、体験型の返礼品をもっと拡充するというのと、あと、寄附金の使い道を明確にして、各セクションで様々なプロジェクトを前面に押し出して、それに賛同していただける方についてご寄附いただくという形でPRしていければと考えてございます。

**○筒井委員** 分かりました。物より事、体験型を増やしていくということで、それは非常にいいことかと考えておりますけれども、あと一方、特別区長会を通じて、今年の7月31日にもうご要望を出しておりますけれども、いろいろ特別区長会、そうした改善やご要望を出しているのですが、それに対して、国、総務省側は、そうした反応、きちんとお応えしていただけるのが非常に気になる場所なのですが、どういったご様子でしょうか。

**○提坂税務課長** 7月に区長会から要望を出したときの国側の受け止めとしては、引き続き現状を受け止めて検討していくといった内容だったかと思っております。

**○筒井委員** 分かりました。いや、全く、私としても非常にこの制度は問題だと思っております。代表なくして課税なしの大原則に反しますし、ふるさと納税をするのだったら、ふるさと投票をさせてくれと今でも思っておりますけれども、結局そうした対応ですので、なかなかこれを一気に改善することは難しいかと思うのですが、一方、提案として、例えば返礼品、お酒や食料品を区民の方が寄附します。そうしたところ、物、お酒、食品を頼んだら、ガバメントクラウドファンディングを必ず併せて寄附しなくてはならないという、ある意味、こうした規制をかけていくというのも考えられると思います。どうせ、ふるさと納税で地方に流出するなら、そうした物などより、自然を守る、歴史を守るなど、まだ、そうした真っ当な使われ方をさせていただきたいと考えております。そうすると、品川区民も、そういうことだったら、では原則の品川区に納税しようかという思いも考えられると思うのですが、そうしたガバメントクラウドファンディングを必ず併せて利用しなくてはならないというような規制をかけるよう、特別区長会を通じて、ぜひ言っていただきたいのですが、そうしたご提案について、いかがお考えでしょうか。

**○提坂税務課長** お酒や食料品と、ガバメントクラウドファンディングの組合せということでございますけれども、区民の方には残念ながら返礼品をお返しすることができないという実情がございますので、区民の方には、やはり先ほども申し上げたような、使い道を明記した寄附金を募るなどという形で、

粘り強くやっていきたいと思っております。あと、区外の方については、食料品、お酒等とガバメントクラウドファンディングの組合せというのは可能かと思っておりますので、どれぐらいの効果があるかということの研究をまいりたいと考えてございます。

**○筒井委員** 私が言っているのは、ふるさと納税制度はもう全体、全国で、返礼品目当てで行うのであれば、併せてその地方のガバメントクラウドファンディングに寄附をしなくてはいけないというような規制について言ったのですけれども、その辺りはいかがお考えでしょうか。

**○堤坂税務課長** その辺は品川区単独で判断できるものではないので、他自治体の動向も踏まえながら、動向を注視してまいりたいと考えてございます。

**○筒井委員** このままだと平行線をたどってしまうので、特別区長会を通じて、ぜひ厳しくご要望をおっしゃっていただきたいと考えております。よろしくをお願いします。

続いて、インターネット映像配信委託なのですけれども、346万円ほどかかっているかと思うのですけれども、このインターネット映像配信委託は、現行はどこかの業者に頼んで配信されているのでしょうか。今、現状の状況を教えてください。

**○大澤区議会事務局長** インターネットの配信でございますけれども、これは委託しておりまして、本会議の生中継と録画の中継、予算決算特別委員会の録画中継を、インターネットを通して配信しているというものでございます。

**○筒井委員** 一方、今、いろいろな、ほかの自治体の議会でも、ユーチューブで配信しているところが増えてきております。ユーチューブですと、編集しやすい。それによって、配信までの期間も短縮できる。また、業務委託料の削減ということもできるということでもあります。また、何より今、ユーチューブというのは本当に一般的なものになってきておりますし、いわゆる拡散力が非常に優れている。ひいては、品川区、品川区政に対する関心ももっと呼び起こせるものかと思うのですけれども、その辺り、今後、ユーチューブで議会中継をやっていくというのはいかがでしょうか。

**○大澤区議会事務局長** 区議会に関心を持っていただくためにも、様々な方法での周知が必要とは認識してございます。配信方法につきましては、しかるべき会議体でご議論いただきまして、ほかの方法でということでしたら、事務局としましても、予算的なことやシステム的なことなど、いろいろあると思っておりますけれども、実現に向けてご対応させていただきたいと考えてございます。

**○筒井委員** ぜひ、そうしたユーチューブ、最新の技術をどんどん活用していただけて、議会の広報力の強化に努めていただきたいと考えております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

続いて、特別区たばこ税について伺います。この特別区たばこ税が増えておりますけれども、東京都受動喫煙防止条例も制定され、また禁煙外来助成なども行われている状況で、どんどん喫煙者の方が減ってきているのかと考えているのですけれども、数字だけ見ると増加傾向にある。これは、たばこ税増税といったこともあるのでしょうか。特別区たばこ税が増えている原因についてお聞かせください。

**○堤坂税務課長** たばこ税の増収につきましては、まず令和2年度と令和3年度を比較した場合、収入額が約24億円ほど増収になっております。あと令和4年度と令和3年度を比較した場合、やはり2億6,500万円ほど増収になっておりますが、コロナ禍の影響でテレワークの方が増えたということが、たばこの喫煙が増えたものなのか減ったものなのかというのが、なかなか分析は難しいところでございます。あと、令和3年の10月にたばこ税の改定でございます。それが増収につながったということもありまして、今後これが増えていくのか、減っていくのかというのは、なかなか難しいところではございますけれども、少なくとも減ることはないのではないかという気がいたします。



○筒井委員 なるほど。コロナ禍も経て、そうしたテレワークなども進み、今まで考えられなかったような原因で、たばこ税が増えているということだと思います。大変興味深いご意見を頂きましたけれども、今後、在宅勤務が増えてくると、やはりたばこを吸われる方が増えてくるということで、なかなか減ることはないということです。したがって、これはやはり今後、急激に減ることなく、むしろ安定財源として、たばこ税が定着するというお考えでよろしいのでしょうか。

○堤坂税務課長 安定した財源ということで、貴重な税目ということで注視してまいりたいと考えてございます。

○塚本委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 160ページ、広告料収入と、68ページの公園運動施設使用料について質問させていただきます。

まず、広告料収入について質問させていただきます。広告料収入の内訳について教えていただけますでしょうか。掲載している企業の分野の例や、媒体ごとの収入をお伺いできればと思います。また、目標対比にしても教えていただければ幸いです。

○遠藤財政課長 広告料収入でございますけれども、例えば広報広聴課ですと、こちらは記載があります広報しながわ広告料、それから職員報の「ふれあい」や、「しながわガイド2022」というのを発行しております。こちらの関係で約618万2,000円、それから経理課で広告用の周辺案内板、このような形で広告が付きまして、こちらが200万円余となっております。また、庶務課で教育委員会の広報紙の広告掲載ということで、5万円ほどの歳入をしているところでございます。

○せらく委員 今、主に紙面等での静止画の広告を表示しているところだと思います。静止画やテキストより多くの情報を伝えることができ、視聴者に印象を残すことができるのが動画コンテンツですが、具体的には、静止画やテキストでは表現が難しいものや、事業の使い方、使い勝手のよさの説明、サービスでは実際にサービスを行っている状況などを伝えることができます。そのため、具体的な説明、イメージなどの多くの情報量を伝えるのに適した手段といえます。

そこで、デジタルサイネージについてもお伺いしたいです。事務事業概要より、現在、品川区においてデジタルサイネージは29台設置されていると確認しました。このデジタルサイネージは、中小企業センターや庁舎、地域センター、保健センターや体育館等の区有施設に設置されていますが、どのようなコンテンツに利用されているか、例えば共通のコンテンツを表示しているか、施設の特徴によって変化させているかなど、お聞かせいただけますか。さらに、静止画やテキストに比較して、視聴者の印象に残りやすい動画コンテンツについての導入状況をお知らせください。

○辻広報広聴課長 デジタルサイネージについてのご質問かと思えます。

委員がおっしゃいますとおり、全部で29台、庁舎や地域センターを中心に配置しているところでございます。内容としましては、最近ですと、手話のPR動画や、あとは特殊詐欺の防止のことなど、各所管課から頂いたものを流していることが中心です。そのほかに庁舎ですと、会議の状況、どこにあるというものを、これは静止画なのですが、どこの会議室でどの会議をしているというものを載せたり、地域センターは独自にやっておるものもございまして、動画コンテンツにつきましては共通のものが多いということでございます。

○せらく委員 設置場所によって、特徴を捉えて様々なコンテンツを表示していることと理解いたしました。

一部の区では、デジタルサイネージを活用して広告料収入の増加を図る取組があるようです。例えば

江東区では、デジタルサイネージを活用する広告を募集していて、その財政効果は全体で1,500万円ほど見込んでいて、当区の収入額の約1.5倍以上の収入を想定しています。広告募集については、これは以前も質疑があったところではございますが、こちらの検討状況をお聞かせいただければと思います。

以前の議事録では、デジタルサイネージが屋内にあることから、見る方が限られてしまうということで、広告主がつかないというお話もありました。しかし、屋内施設を利用する住民にとっては、デジタルサイネージに地域の企業や商品、サービスに関する広告コンテンツ、動画などが配信されている広告を表示することは、待ち時間に地域の企業のことを知れる上に、地域経済の活性化にもつながる可能性があると考えます。この点の見解も併せて伺います。

**○辻広報広聴課長** 他区の事例もご紹介いただきました。委員ご指摘のとおり、品川区ですと、今、庁舎内、それから地域センターの中で、訪れる人が限られている、屋外でたくさんの人が通るところでないもので検討した経過はございますが、やはり広告としての需要が少ないのではないかとこのことで断念しているところでございます。

今後、デジタルサイネージの置き場所も含めまして、多分、別の場所になった場合には、また検討の俎上にのるかとは考えております。いずれにしても、待っている方に有用なものがあるとか、デジタルサイネージを使って多くの人に有益な情報を流せるということはすばらしいことだと思いますので、調査研究も進めてまいりたいと思っております。

**○せらく委員** 最後に、広告料収入の増加が品川区の収入確保にどのように貢献するとお考えか、また今後の展望についてご意見をお伺いできればと思います。広告収入を活用して、区の発展と住民サービスの向上に貢献する方法について、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

**○遠藤財政課長** 広告料収入のこれからの増加というところでございますけれども、やはり一般財源として自由に使えるお金が少しでも多いというのは重要かと思っております。今後も広告収入をはじめ、様々な財源の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

**○せらく委員** 次の質問に移りたいと思います。公園運動施設の使用料について質問させていただきます。

まず、今回、収入未済額が少々発生しています。未済が発生するケースと、未済が発生する主な要因やパターンについて、詳細を教えてくださいませんか。

**○三井スポーツ推進課長** 公園運動施設使用料の収入未済の内訳になりますが、まず口座振替で引き落としができなかった方が10件程度で、約11万円ぐらいになります。もう一つが、当日予約で利用した納付書払いでの支払いがなかった方が5件程度で、約3万円ほどとなります。

続きまして、主な理由になりますが、口座振替と当日予約の納付書払いの方につきましては後払いとなっておりますので、そちらで残高不足や支払い忘れなどにより未納になっておりまして、督促や催告を繰り返しても支払われない状況が続いているというような形で、収入未済として残ってしまっているような状況になります。

**○せらく委員** 事前申込みで口座振替をご登録いただいた場合などは、未済が発生する可能性が少ないのかと思っていたのですけれども、今回10件あったということでした。

公園運動施設の当日利用が可能であるという点は、利用者にとって便益のある点と思われま。その際、当日払いが今できないという状況と聞いたのですけれども、こちらの当日払いを可能にすることで、納付漏れが減少したりというお考えがありますでしょうか。伺いたいと思います。また、支払い方法に

についても、納付書払いということですが、多様な支払い方法があればそういったことが防げるのではないかと考えております。使用料金の支払いが滞った利用者・団体に対してのアプローチなのですが、さらなる検討がされているか、伺います。

**○三井スポーツ推進課長** まず、当日払いが不可能なところになりますが、基本的に公園運動施設の管理事務所で現金の取扱いを行っていないため、後日、納付書払いとなってしまっております。ただ、やはり委員がおっしゃるように、当日払いができれば、そちらの未納は防げるのかと思います。また、支払い方法の多様な手段があればということでご指摘いただきまして、今後やはり支払い漏れがないようにしていくためには、キャッシュレスなどの対応も含めて検討していく必要があると考えております。

**○せらく委員** 皆様が利用しやすい施設になるように、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

**○塚本委員長** 次に、横山委員。

**○横山委員** 私からは、57ページ、児童相談所新築、64ページ、総務使用料、74ページ、産業経済使用料、92ページ、民生費補助金、98ページ、衛生費補助金、106ページ、学校保健特別対策事業費補助金、166ページ、雑入についてお伺ひいたします。

1点目に、児童相談所新築についてお伺ひいたします。今年8月に品川区立児童相談所を視察し、私は大変感動いたしました。入り口を入ると、木のぬくもりを感じました。また、これまで複数の児童相談所を視察してきましたが、洗練された品川区らしさを感じ、とてもうれしく思いました。まずは簡単にこちらの内容を教えてください。

私は、児童相談所の準備から開設当初におきまして、特に児童相談所に対しての職員配置や、必要なときに必要な物品をすぐさま手配していただくなど、人事と財政部門からの理解と協力ということについて、2017年9月の行財政改革委員会、2020年9月の一般質問でお伺ひしました。子どもの最善の利益を軸として、財政調整を含めて、財源の確保をお願いしたいと思っております。また、例えば衣服などの献品や年度をまたいでの対応についても、フレキシブルな運用をご検討いただきたいと思います。現在の人事と財政部門のご見解をお聞かせください。

2点目も行きます。総務使用料、産業経済使用料、雑入についてお伺ひいたします。まずは、昨年度の品川・荏原保健センターの講座型教室のご利用の割合を教えてください。また、回数券の利用と、1回ごとのご利用の方の割合が、それぞれ分かりましたら教えてください。そして、トレーニングジムについて、体重計や血圧計などの機器にはどのようなものがあるのかお聞かせください。また、品川健康センターで実施している骨硬度チェックの内容を教えてください。

品川・荏原保健センターのほかにも、区内には運動習慣をお持ちの方が繰り返し訪れ、複数回、利用することのある施設があるかと思ひます。例えば中小企業センターのヘルストレーニング室、総合体育館や戸越体育館のトレーニング室、区内のプールなどにおいても定期的に体の状態を可視化することができるよう、体重計や骨密度検査などの機械の設置をさらに充実していくなど、どの施設におきましても、区民の方々が主体的に健康管理を行うことができる環境を整えていただきたいと思います。それぞれの現状と今後の考え方をお聞かせください。

**○崎村人事課長** 私からは、児童相談所開設に向けた人事部門の協力というご趣旨のご質問かと思うのですが、来年10月の開設に向けて、これまで経験者採用や、また任期付職員の採用などで、段階的に、福祉職、心理職などの専門職の確保に努めてきたところでございます。職員については、虐待の対応件数などに応じて配置基準が定められておりますし、また、既に開設いたしました先行区では、

品川区同様に若い職員の配置が多くて、育休等で欠員となることも多いということも聞いているところでございます。そういった状況に応じた職員配置が可能となりますよう、所管部署と連携しながら柔軟な職員体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○遠藤財政課長** 私からは、児童相談所の、財政部門からということでお話しさせていただきます。

今、都区の財政調整の部分でございますけれども、9月6日に都区と協議が、一応、一旦整えた形になりまして、令和5年度は、令和4年度の協議を継続というところで、今年度は55.1%と、0.1%確保したような状況になりますが、今後引き続き、協議を進めるというところで、こちらについては区として貴重な財源でございますので、しっかり取り組んでいければと考えているところでございます。また、こちらは今回、森林環境譲与税というところでございます。ご覧いただいたとおり、かなり木材にあふれたような建物になっているところでございます。こういう部分の税源なども活用しながら、児童相談所の財源確保につきましては、引き続き、積極的にやっていきたいと考えているところでございます。

**○若生健康課長** 私からは、健康センターについてのご質問を5点ほど頂きましたので、そちらについてお答え申し上げます。

まず、品川・荻原健康センターのコース型の利用の割合でございます。令和4年度のコース型の延べ利用者数が約10万7,000人となっております。全体の延べ利用者数が約21万人でしたので、コース型教室の利用者の割合はほぼ半分、5割となっております。

また、フリー利用の回数券の利用と1回ごとの利用の方の割合につきましては、回数券のご利用者の方が55.7%、1回ごとのご利用の方の割合が44.3%でございました。

続きまして、トレーニングジム、ルーム内の計測器具についてでございます。現在、体重計や血圧計のほかに、筋肉量や脂肪量を測る体組成測定計や、骨硬度、骨の固さのチェックを簡易的に測る、骨の健康度を測る器具などを備えてございます。

委員ご案内の骨硬度チェックは品川健康センターで行っておりますが、こちらにつきましては、指定管理者が独自サービスで任意に行っているものでございますが、こちらの器具のメーカーの説明によりますと、手首の骨を器具ではさんで骨に超音波を伝播させることで、骨を透過した周波数等の波の波形を測定して、独自に指標を算出することで、骨の健康度を5段階で表示するというようなものでございます。ただ、こちらは医療機器ではございませんので、医療機関で行う骨密度測定というものはまた異なるものではございますが、無料で手軽にできるということで、あくまでも簡易的なものとして、目安としてご利用いただければと考えてございます。

それから、健康センター以外の運動施設につきましては、各所管において器具の選定等が行われておりまして、全ての施設に健康センターと同じような器具を備えるというようなことは難しいかとは認識してはございますが、健康づくりの所管といたしましては、区民の主体的な健康づくりのために、健康センターをはじめ、健康づくり推進員による各地区での自主的な取組や、健康塾、健康ポイント事業など、様々取り組んでいるところでございます。また、その後定期的に健康診断で、ご自身の健康状態がどう変化したかをチェックしていただくような行動が大事だと考えております。今後も、より多くの区民の皆様にご参加いただけますよう、健康診断の受診促進も含めて、引き続き取り組んでまいります。

**○横山委員** 児童相談所につきましては、開設に向けて引き続き子どもたちのために、区全体で一丸となって準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、トレーニング室等の様々な現状等もありがとうございました。こちらも引き続き、各種健康診

断や、しながわ健康ポイントなどと併せて、運動の成果が健康につながっているということを区民の方々が実感できるような仕組みづくりを推進していただきますようお願いいたします。

3点目に、衛生費補助金、民生費補助金、学校保健特別対策事業費補助金についてお伺いいたします。こちらは時間がないので、要望までになってしまうかもしれないのですが、まずグリーフとは何でしょうか。グリーフパートナー歩み代表、下町グリーフサポート響和国、ひこばえ代表の本郷由美子さんの著書『かなしみとともに生きる～悲しみのグラデーション』から一部引用いたします。まずは高田敏子さんの詩からご紹介いたします。

「水のころ」  
水はつかめません  
水はすくうのです  
指をびったりつけて  
そおっと大切に――  
水はつかめません  
水はつつむのです  
二つの手の中に  
そおっと大切に――  
水のころも  
人のころも

というものです。ご家族がお亡くなりになった際に心のケアが必要な方に向けて、現在、区ではどのような対応をしているのかというところを簡単にお聞かせいただけたらと思っております。あと、要望なのでありますが、例えば今後、グリーフケアの講演や、お悔やみコーナーの業務に当たる方々や、子どもたちに関わる職種の方々にもグリーフケア研修に参加していただくなど、グリーフケアの理解を広めていくことが大切だと考えておりますので、こちらは要望とさせていただきます。

○榎本荏原保健センター所長 大切な人を亡くされてショックを受けているグリーフケアについて、お答えいたします。

大切な人を亡くされ、ショックや喪失感が強くなる時期がございまして、時間をかけて落ち着いていく、人それぞれの流れがございまして。そういった中で、不安定な状態で、身体面にも影響が出ることがございまして。保健センターでは、不調が続いている場合など、ご自身で悩まれてご相談がある場合もありますが、心の相談という形で、丁寧にお気持ちを聞いてご相談対応に乗っております。

○塚本委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後12時00分休憩

○午後1時00分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。西村委員。

○西村委員 都支出金、134ページ、学校・家庭連携推進事業費、いじめ防止対策事業補助金、137ページ、マイスクール運営費より伺ってまいります。

いじめ防止対策事業は、いじめ防止となっておりますが、不登校児童生徒や家庭の支援も行っていると伺っておりますので、これらを含めまして不登校対策について伺ってまいりたいと思います。

改めて、学校・家庭連携推進事業の現状を伺いたいと思います。令和3年度、5校の実績と、令和4年度、11校に増え、令和5年度、さらに増やしている取組の実績と現状も併せてお聞かせいただければと思います。また、この事業の一環として、校内に別室を用意し、生徒児童の居場所としての相談役や学習支援を行っていただいています。区内の支援員にはどのような方がなっているのか、お聞かせください。

**○丸谷教育総合支援センター長** それでは、私からは学校と家庭の連携推進事業について、お答えいたします。

令和4年度は11校、令和5年度は16校で実施しております。校内にスペースをつくり、学校には来られますが教室には入りにくい児童生徒の居場所となっております。不登校児童生徒の増加に伴い、学校のニーズも高まっており、実施校の増加につながっております。

支援員には、民生委員などの地域協力者、また教員を志望している大学生、また元教員などが関わり、相談や学習支援を行っております。こうした取組が広がっていくよう支援してまいります。

**○西村委員** ヤングケアラー当事者の方が、「支援の糸を垂らす」という言葉を使っておられたのですけれども、学校の先生だけではない、いろいろな大人たちが関わっていくということが大変重要だと思っております。不登校生徒児童、親にとっても心の救いになるような取組ではないかと思っております。

また、ほかにもいろいろな取組がありますが、先日、会派でマイスクール八潮に訪問させていただきまして、保護者からも、活動が子どもたちに人気だとは伺っていたのですけれども、実際、校長先生よりお話を伺いまして、カジ釣りのお話が大変興味深く、八潮ならではの水辺の環境のよさと、勉強だけではない自分に合った居場所を見つけられる取組だと、改めて感銘を受けました。また、教室の中でも、お座敷みたいな畳のスペースがあったり、パーティションで区切られたスペースがあったり、工夫がされているのを実際に目の当たりにしております。

ただ、私が住んでおります荏原地域だと、八潮に行かせたくても送り迎えをすることができないので、マイスクールに行くか行かないか、場合によっては母親が仕事を辞めるか辞めないかといった選択に迫られて、引っ越しをするご家庭も幾つか見てきたのが正直なところであります。マイスクール八潮のキャパシティの現状と、八潮まで通えない地域のご家庭の現状の課題について、区のお考えをお聞かせください。

**○丸谷教育総合支援センター長** マイスクール八潮には、令和4年度は、児童32名、生徒27名、合計59名の児童生徒が利用しております。例年、年度末に向かって利用者数は増加する傾向があり、利用する曜日を調整しながら受入れを行っているという現状がございます。また、送り迎えが難しいエリアのご家庭があることも認識しております。

不登校児童の増加に伴い、マイスクールをはじめとする児童の居場所づくり、学習支援は喫緊の課題と考え、エリアを考慮したマイスクールの新設や、校内の居場所づくり等、様々な受入先を確保することが必要であると考えております。

**○西村委員** マイスクール八潮まで荏原からバスが出るといいなどという保護者の声も聞いたことがあったのを今思い出したのですが、なかなかすぐにハード面の整備ができずに試行錯誤して下さっているのはよく分かっておりまして、同じく会派の視察で景德学園へ伺わせていただいた際に、荏原第五中学校でランチルーム登校があるというお話を伺っております。学校か学校以外かという選択肢ではない、こうした荏原第五中学校の取組をぜひ広げていっていただきたいと思いますが、改めまして、ラン

チルルーム登校がどのようなものなのか教えていただければと思います。

**○丸谷教育総合支援センター長** 荏原第五中学校では昨年度から、教室に入れない生徒をランチルームに受け入れ、教室とオンラインで結んで授業を受けるといった取組を独自に行っていました。令和5年度からは、校内別室指導支援員配置事業を活用し、退職校長や大学生を支援員として、教室に入れない生徒の学習支援等に取り組んでおります。

**○西村委員** 何かしらで、やはりつながっているということが本当に心の支えとなりますので、ぜひとも他校にも、オンラインで結ぶというのも大変すばらしいと思いますし、広げていただきたいと思います。

学校以外にどのような居場所をつくれるかというのが、今日質問させていただきたい軸なのですが、そういった意味におきましては、フリースクールとの連携も喫緊の課題かと思えます。こども家庭庁では、児童館やプレーパークなどの第3の居場所を不登校の子供たちの居場所にすることを検討しています。その流れを先取りしまして、品川区の児童センターやプレーパークの運営者と連携して、品川区でこうした居場所を不登校の子どもたちの居場所とする働きをかけていくのも1つだと思っております。ここ数年、不登校の低年齢化が急速に進んでいるので、中学生が多かった時代よりも、小学校低学年、また高学年の子どもたちにとっては、学校以外の場所で、ほかの子とつながる場が欲しいというニーズも前より増えているように思います。

プレーパーク運営者の方に伺うと、実際に不登校になってプレーパークに来ていたお子さんがいると。ただ、学校に戻ったお子さんも複数いらっしゃるって、そういった学校以外の公共の居場所との連携は模索していったらどうかというお声も頂いております。区のお考えをお聞かせください。

**○丸谷教育総合支援センター長** 区立図書館をはじめとする区内施設やフリースクール等との連携、またメタバースといった仮想空間の活用などが考えられると考えております。今後、国や都の動向も注視しながら、児童生徒、そしてご家庭の安心につながる取組を検討してまいりたいと考えております。

**○西村委員** 私もメタバースをつい先日、ニュースで見たばかりなのですが、みんなが、おはよう、おはようと声をかけ合っていて、また新しい時代だと思っていたのですが、こういった取組も、区が旗を振ってくれないと、なかなか親御さんとしては分からない。それに取り組んでいいのか分からないといったところがあるそうで、プレーパークに関しても、学校から推奨されているのかどうか分からないので、連れていったらいいのか分からないといった親御さんのお声も聞いております。全庁的なサポート支援を展開する必要があるかと思っております。

その中で、今日、一番ご提案させていただきたいのが、不登校になる前の行き渋りの入り口の段階でサポートできる支援をご提案させていただきたいと思っております。親御さんとしても、どうしていいか分からないので、選択肢を見せてあげる1つの方法として、品川区版の子どもたちと保護者のための不登校支援サイトの開設ができないかと思っております。まずは、ご相談先、学校ではありますけれども、電話相談はここ、対面相談はここ、適応教室がどこにあるかも分からなくて、それぞれの違いや、学校内にも教室外の登校ができるなど、場合によってはフリースクール提携先まで掲載できればとてもいいと、私の中ではイメージしているのですが、区のお考えをお聞かせください。

**○丸谷教育総合支援センター長** 現在、登校渋りのお子様に対しては、保護者は担任を通して相談を行っており、必要な支援を行っているところでございます。また、教育委員会としても、マイスクールやHEARTSのリーフレットを作成し、案内しているところです。今後、ホームページの内容をより充実させたり、品川区版のフリースクール等も含めた掲載をしたガイドブックを作成するなどして、保

護者への十分な案内ができるように努めてまいりたいと考えております。

**○西村委員** 実際、区外の方からご相談を受けたときに、埼玉県だったのですけれども、私も分からないので、「埼玉」、「不登校」と検索したらポータルサイトが出てきまして、ああ、これはいいと思ったのが発案のきっかけでした。先生にご相談できて、そこでスムーズに進むととてもいいのですが、もう少し俯瞰的に見て、どのような選択肢がお子さんにとってあるのかというのが分かりやすいものがあると、とてもいいのだらうと思っています。これまでご相談を受けてきた方の中で、学校にご相談して、教室外での自主学習にトライして、マイスクールに行けた、行けないというところで、その後、いろいろな選択肢があるところで悩んでいる方が多いと思っていますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。

また、学校と家庭の信頼関係がベースではありますけれども、場合によっては家族関係が問題のこともあると思っています。親が希望すれば、ペアレントトレーニングなどの受講ができるように、先生からは促せなくても、促すことが難しくても、サイトに掲載できるとすごく理想的だと思っていますが、区のお考えをお聞かせください。

**○丸谷教育総合支援センター長** 家庭に起因するような場合であっても、現在、HEARTSが対応させていただいて、必要な支援や関係機関とのつなぐ役割を果たしております。今後とも、そうしたこともできるということを広く周知してまいりたいと考えております。

**○西村委員** 本当に、学校と親御さんの先に子どもがいるので、大人・大人・子どもにようやくつながることができるとおっしゃった教育関係者の方の言葉がすごく印象的なのですから、見える化というか、こういったことが一覧で分かると、とてもいいと思います。子どもたちにも選択肢がたくさんあるのだということを伝えていくためにも、予算をしっかりと割いていただいて、対応をお願いしたいと思います。

また、少し違う話にはなりますが、一旦、息抜きをするという機会も大事かと思っております。地方で親子で宿泊体験型の学習があったり、品川区もいろいろな市区町村と連携がありますので、こういったところとの、品川区を出た活動もあってもいいのではないかと思います。ご見解をお聞かせください。

**○丸谷教育総合支援センター長** 親子での宿泊行事は、家族の絆を深めるとともに、児童生徒が安心して活動できるというメリットがあると思います。現在、マイスクール八潮では、学校の宿泊行事に参加できなかった児童生徒を対象に、2泊3日の宿泊行事を行っております。参加した児童生徒は、親元を離れ、集団行動での各自の役割を果たすことで、達成感や自己肯定感、自己成就感を味わっており、一回り大きく成長して帰ってきております。そうした社会的な自立に向けた有意義な取組になっておりますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

**○西村委員** 合宿という意味ではないのですが、中央区の宇佐美学園の取組も聞いておまして、子どもたちが自立するためということで、学校と家の往復だけではない機会があるというのはすごくありがたいことだと思います。

また、若者の居場所も必要だと思っております。先日、尼崎市のあまぽ一とを視察に行かせていただきましたけれども、ここでもやはり相談窓口が明確で、右往左往しないで済むというのはすごく重要だと思いました。放課後の過ごし方も、いろいろな選択肢があつていいですから、学校に行かなくても、バンドの練習ができたり、絵が好きの方は絵ができたり、そういった場所も、品川区の中で児童生徒のために増やしていったらいいと思います。区のお考えをお聞かせください。



○丸谷教育総合支援センター長 児童生徒が様々な興味や関心を持ったものにチャレンジできる、そうした取組が大事だと考えております。現在では、放課後については、地域未来塾等で学校の中でサポートできるものが多くございますけれども、今後そうした場の提供についても検討してまいりたいと考えております。

○西村委員 学校が請け負ってきてくださったことが本当に多くて、今、転換期だと思うのですが、学校だけではないいろいろな方々と、民間も含めて力を合わせて、学校に行くことができていない児童生徒の力になればと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○塚本委員長 次に、つる委員。

○つる委員 52ページ、特別区民税、102ページ・134ページの埋蔵文化財調査費、122ページのベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金について伺っていきたく思います。

まず、特別区民税ですが、最近ずっと決算のときに伺っています。品川区の平均所得が、区民の税金所得が年間500万円ぐらい。その中で700万円以上、2,000万円以上の方が実質だと思うのですが、そうした10%の方々が品川区民税の半分近く、200億円以上を納めていただいている。こうした現実がある中で、令和3年が503億円、令和4年度が、決算ベースですけれども529億円あって、400億円台で来たのが500億円を超えてきているという中で、区が独自施策を展開する上で非常に貴重な重要な財源になってきていると思います。

早速、活用もさせていただいているのですが、行政評価シートで今年度実施されて、この決算に間に合う形で議会にも示していただきました、事務事業評価です。冒頭、区長からも、マネジメントサイクル等ということでコメントがありましたけれども、毎回言っているのですが、区の施策だけで人口が増えているのか。そういったことではないということもご答弁の中であるのですが、それはそれとして、政策、施策、事業としての要因を区としてはどう捉えているのかということと、コロナ禍にあつての税収増というのは非常に重要なというか、すごいことだとも思っております。そうしたことで、また来年度に向けても、ある意味で新体制として、実質、本当にゼロベースというか、そこから新たな予算編成が、令和6年度につきましては行われていくというところでは、引き続き、区としては安定して財源を確保するという視点と、区民にしてみれば、安心して納税できるというところ。そうした意味では、支出が抑えられる施策の展開や、現役世代であれば今年度から給食費の無償化をやっていただきましたが、例えば学校施策にしてみれば、学用品等についてはどう手当てしていくのかということも気になったりしますし、また定住、こうした高い所得をお持ちの方々が引き続き品川区にも住んでいただくということは、現役世代だけではなく高齢世代、その先にも安心して品川区に住み続けて大丈夫なのだという安心感を区として提供するというのも、一方では必要なのか。要は世代のバランスだと思うのですが、この辺りについて今の区の考えをお知らせください。

○佐藤企画課長 質問を何点か頂きました。順番に答弁させていただきます。

1点目の、人口が伸びているところでの政策展開についてというところでございますが、ご案内のとおり、品川区では、町会・自治会もしくは中小企業、商店街など、地域のにぎわい・活性化につながる施策を行っているところ、また生産年齢人口の方や在宅子育て支援、当然、高齢者・障害者の福祉施策につきましても、バランスよく、これまで健全財政をバックに行ってきたというところでございます。

新体制といいますか、来年度の展開というところでございますが、現下の社会情勢、物価高、気候変

動危機、少子超高齢を担う人口減少社会到来など、様々まさに新時代でございます。このような激動の時代におきまして、子ども・子育て支援、虐待・いじめ対応、高齢者・障害者福祉の推進や首都直下地震への備えなど、様々な行政課題がございます。そういった面に関しまして的確に対応していくためには、財源の確保が非常に重要でございます。委員ご紹介のとおり、今年度、事務事業評価、行政評価を行っておりますので、そういった中で不断の見直しを行いまして財源を確保するとともに、引き続き、国や都の動向を見まして、財源は1円でも活用するというスタンスを守って、積極的に施策を展開していきたいと思っております。

**○つる委員** 令和6年度に向けた施策展開は、この決算委員会でも様々、各委員がこれからいろいろな提案、また予算委員会でもその拡充等、推進等の意見があると思っておりますので、しっかり議会は区民の、本当に地域で聞いた声を伺って、こうした機会を頂きながら施策提案をしているのが、こうした委員会の機会であると思っています。しっかりと、議会側の声も受け止めていただきたいと思います。10月、これから政策評価についてはレクチャーなどももう進んでいると理解しています。政策評価委員会は11月ですか。そこで、改めて防災強靱化、それから環境SDGsということで、政策の対象分野でありますけれども、政策となるとすごく幅が広いといいますが、大きなくくりになりますので、細かいところというのは、こうした委員会の意見にしっかりと耳を傾けていただきたいと思います。

次に行きます。埋蔵文化財調査費ですが、これは今年の3月に、地元地域で、後地なのですが、大先輩の方々の地域の郷土史という視点であったわけですが、本当に皆様から、この地域は昔こうだったのだ、ああだったのだということ様々伺って、今の地形がこうなっているのは、こういう経緯があるのだなど、もう改めて伺わなければ分からない、そうしたことを伺って、大変貴重な機会を頂いたところであります。

要は、結論から言うと、こうした各地域に、品川区に点在する希少な資料、本当に頭の中にしか残っていないような資料というの中では、こうした方々の知識や知見をしっかりと集積して、後世に活かしていくという取組は、これまでも品川区として様々やってきていただいていると思っておりますが、さらに力を入れていただきたいという思いで質問させていただきたいと思っております。

『品川区史』を、最近というか、2014年につくって、ちょうど10年。来年度が2024年なので10年たつという中で、2014年につくられた区史の初めには載せ切れなかった歴史もたくさんあるという中で、2巻目、3巻目、こうしたことも考えていきたいということで、初めには記載されました。もっと遡れば昭和45年前後に、当時の『品川区史』をつくっていく中で、そのうちの別冊の、題として『品川の民族と文化』は、文化史や庶民生活史、民俗聞き書きというところで、まとめたいただいた1冊であります。委員長の許可を頂いているので、こちらが別冊の『品川の民族と文化』です。図書館で借りてきました。これは、実は2003年ぐらいだったでしょうか、先輩議員が、こうした委員会の場で、やはり郷土史の大切さというところで、この書籍を引用されながら質問をして、当時において推進を頂いたという質疑も確認させていただきました。もう本当に、2014年のところの区史でも書いていただいて、それから10年たっているわけでありましてけれども、こうした貴重な資料が失われる前に、しっかりと集積していく。そういう意味では、各町会や地域で、こういう郷土史を学ぶ機会、学校では地域の人に学ぶという機会もありますけれども、独自のこうした取組を支援することも大切なのではないかと思います。大きな、例えば石垣や橋や史跡や石碑といったことは注目されるのですが、先ほど申し上げたように、頭の中にあるこうした経験や知識といったものをいかに集積していくかとい

うこと。これは、品川歴史館の学芸員の方なども、いろいろと尽力いただいているところがあるかと思いますが、改めて、この辺りの郷土史の作成支援を強化していただければと思いますが、何かご答弁があればお願いいたします。

**○宮尾庶務課長** 今、郷土史の作成のご支援についてのお尋ねを頂きました。年間に、同じようなご相談、お問合せを、数件ですけれどもお寄せいただいております。その場合には、私どものほうに学芸員の資格を持った職員がおりますので、その職員が基本的にはいろいろなお手伝いをさせていただきます。内容によって、図書館の文献をご案内させていただいたり、今、委員からお話があったように、歴史館の学芸員の方におつなぎするような取組もさせていただいているところでございます。

**○つる委員** ぜひ、教育委員会、それから文化観光課の所管を超えて、貴重な財産だと思います。これは、品川区の将来を築いていく上でも非常に貴重な知識・知見が豊富に品川区にはあるというところでは、ぜひこれからも力を入れていただきたいと思います。後地には、すず団子など、いろいろそういった名称等があるなど、これは、しながわ観光百科の中にも紹介されていたり、文化観光課マターだと思いますが、そうした形で、偏在しているところがあるので、区としても資料をまとめる部分では、きちんと体系的にまとめていただくこともいいのかと思いました。

この郷土史の勉強会では、後地小学校の開校式などがあって、これは実は私の祖父が第1回の卒業生でして、集団で写っている写真の中に祖父がいたり、個人的にも非常に興味・関心が高いエリアであったので参加させていただいたのですが、もう本当に、今につながる知見がたくさんあるかと思いますが、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ベビーシッターの利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金について伺っていきたく思います。これは、2020年3月、予算委員会を皮切りに、この予算を活用して、10分の10だからというところで、品川区も活用し、求めて、2022年ですか、令和4年度から実施いただきました。大変好評だったということで、行政評価シートをつぶさに拝見させていただくと、そういう評価をされています。

それで、予算現額としては3,325万円ということで予算を立てて、決算では1億3,441万円という、1億円も、いい意味での落差があったというところで、利用想定も170人だったのが1,190人ということで、結果としてあるという中で、令和5年度を確認させていただきましたらば、予算立てとしては4,500万円。1億円を超えているのだけれども、また、ぎゅっと抑えた形の予算になったというところ。まずは、この辺りの分析など、なぜそういうふうになっているのか教えてください。

**○石井保育支援課長** 昨年度の実績1億3,000万円に対して、今年度予算が4,500万円ということでした。こちらは、令和4年度後半にかけて、かなりの申請等を頂いてございまして、当初予算の要求時には、そこまでの状況が想定されずに、4,500万円ということで計上したところでございます。

**○つる委員** 行政で年間でやるので、年度最後など、利用される方々のタイミングというのはあるかと思いますが、まさに今、大体、国もそうですけれども、この夏ぐらいからこういうタイミングにかけて、来年度に向けた予算編成というのをやらないといけないので、様子がなかなか、つかみづらいというのはあるのです。ただ、令和6年度については、これだけ多分、ちまたの声というのは各委員が皆さん聞いている中で、令和6年度に向けて、しっかりと予算立ての段階から、高い予算を勝ち取れるようなことも、所管としては大事なのかと思います。

当然、10分の10ですから、結果に基づいて請求すればそれだけ返ってくるところがあるわけですが、しっかりその部分については、例えばこれは年4回、今は清算する利用者のタイミングがあるかどうかと思います。4回、チャンスがあって、利用者にしてみれば、4回それぞれやるのもいいでしょうし、1回だけで済ませるといってもいいかもしれません。それで、これは1時間当たり2,500円とか3,500円だったと思うのです。これを清算するというと、結構な金額になるのだと思うのですが、年1回でやるというのはそれなりに、家計状況や所得の状況によって、タイミングというのは、まちまちだと思います。ただ、これは、ぎゅっと例えば清算するときに、利用者、区民の視点からするならば、きちんと滞りなく交付されるということがすごく大切だということからすると、中の人たちの動きというのも、これは執行体制としてはしっかりと支援を強化していかなくてはいけないのかということでは、行政評価シートにも、効率性のところでは、想定をはるかに上回る利用実績があるため、事業体制の強化が必要であるということでは、これは人員の確保も当然、必要になってくるのかと。利用料の予算の部分の確保と、それから執行体制のしっかり強化ということも必要だと思うのですが、この辺りも含めて、来年度に向けてというか、今、走っている今年度の感触も含めて、現状を教えてください。

**○石井保育支援課長** 想定をはるかに上回る申請を頂いてございます、この事業ですが、もちろん審査体制等、強化していかねばならないと考えてございます。今年度は1つの係だけに任せることをせず、課全体で、チームで審査を行っていくということで工夫をしてございますが、さらに件数が増えるといったことがある場合については、委託等々の手法も含めて、もろもろ検討していきたいと考えてございます。

**○つる委員** 当然、利用できる時間、144時間、それから多胎児については288時間ということで設定いただいています。こうした利用者の視点の部分の充実もさることながら、先ほど申し上げた、交付等でしっかりと返ってくるときの事務の執行です。ここの体制の強化といった部分では、いろいろな庁内での査定があるのだと思うのですが、これは、滞りなくということでは、非常に中の人たちの支援も必要になってくるかと思えます。これを提案させていただいた当時も含めて、区民の方の声も、やはりこの事業が必要だから、これだけぎゅっと、たくさん利用者も多いということですので、引き続き、そうした両方の視点を含めて、この強化を図っていただきたいと思えます。以上です。

**○塚本委員長** 次に、おぎの委員。

**○おぎの委員** 初めて質問いたします。こちらで質問する機会を頂き、感謝申し上げます。これからの7日間、多くを吸収し、区民の方の生活に活かしていきたいと思えます。ご声援ありがとうございます。

では、本日は、26ページ、国民健康保険、32ページ、後期高齢者医療、126ページ、健康増進事業費についてお伺いいたします。また、時間があれば、112ページ、令和4年度からリニューアル企画を準備中の、しながわシティマラソンの進捗についてもお聞かせください。

まずは、高齢者の健康維持、介護予防についてお伺いいたします。皆様ご存じのとおり、日本も高齢化の一途をたどり、この品川区でも2018年度以降は、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。

**○塚本委員長** おぎの委員に申し上げます。1回、時計を止めてください。今日は歳入といっても一般会計の歳入なので、いわゆる国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の歳入は款外なので、質問の仕方を変えていただけないかと思うのですけれども、よろしくお伺いいたします。

**○おぎの委員** 分かりました。すみません。そうしましたら、しながわシティマラソンの進捗状況に

ついてお伺いいたします。こちらではどうでしょうか。

○塚本委員長 ページ数はどちらになりますか。

○おぎの委員 こちらは112ページになります。

○塚本委員長 では、こちらは大丈夫ですので、お願いいたします。

○おぎの委員 大丈夫ですか。では、少し順番が前後します。先に112ページ、品川区の、ただいま企画中のシティマラソンの進捗についてお聞かせください。

○三井スポーツ推進課長 私からは、しながわシティマラソンの進捗状況についてご説明申し上げます。

まず、しながわシティマラソンですが、今年度は第1回の実行委員会を令和5年8月1日に実施いたしまして、そちらでは今年度の開催準備、今後のスケジュール等について話し合ったところでして、コースについては現在、関係機関と調整しているところでございます。

○おぎの委員 今までの企画をまたよりリニューアルして、非常に品川区の観光などもアピールできる点がいいと思いますので、ぜひ新しい企画に向けて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

また、続きまして126ページ、健康増進事業費についてお伺いいたします。こちらの健康づくり支援事業に関して、現状をお聞かせください。

○若生健康課長 健康づくり事業の現状ということでございます。

こちらの健康増進事業費の歳入でございますけれども、健康部分につきましては、各種健康診査・検診の費用、それから成人歯科検診等の影響の歳入となっております。現状としましては、品川区では各種健康診査をやっております、健康課で所管している健診といたしましては、二十歳からの健康診査、それから医療保険未加入者の方への健康診査、その他、肝炎ウイルス検診、眼科検診、それから先ほど申し上げました歯科検診といった幅広い健診を実施してございます。

○おぎの委員 様々な事業を行っているということで、事務事業評価の表も見させていただきました。健康プラン21を基本計画にしているということで、今後、幅広い層の参加を促していただきたいと思います。

また、1つ提案がございます。基本計画には入っておりませんが、一番身近な健康対策に、地域の朝のラジオ体操があります。戸越公園や西大井広場公園など区内のあちこちで、寒い冬でも早朝から元気に体を動かすご年配の方をお見かけします。毎朝、お互いに顔を合わせての健康確認や、外に出る習慣づけ、友人づくりにもなっており、高齢者をはじめ、地域の方々にとって多くのメリットがある、昔からの朝の風景です。ですが最近、参加者の減少により、存続の危機を迎えている地域もあると聞きます。参加を呼びかけるポスター代や、長年使ってぼろぼろになったラジオの買換えなど、参加者がお金を出し合っているようですが、安定した運営のために、区から助成金を出してもらえないかという声も聞こえてきます。多くのメリットのある地域のラジオ体操も、健康プランの一部に組み入れて、助成金を出すのはいかがでしょうか、区の見解をお聞かせいたします。

○若生健康課長 朝のラジオ体操についての、健康プランへの位置づけと助成金というようなご提案でございます。

区では、地域ぐるみでの健康づくり活動として、健康づくり推進協議会というものを組織しております。その中で様々、活動を進めているところでございます。また、地域の健康づくりの、そういった委員会の一員として、品川区のラジオ体操連盟の会長にも入っていただいて、健康づくりを進めていると

ころでございます。実際、具体的なラジオ体操の活動といったところについて、様々行われていることは区も認識しております。最近、少し参加者がというところもあるとも耳にしているところでございます。地域の中で行われている活動の中で、健康プランへの位置づけや、助成金というようなお話もございますけれども、そういったものも含めて、今後そういった支援ができるかどうかというところは考えてまいりたいと思います。

**○おぎの委員** これからも、こういったケアと予防の双方で、元気な品川区をつくっていきたいと思います。

これで本日の質問を終了いたします。一部、混乱した発言があったことをお詫びいたします。ありがとうございました。

**○塚本委員長** 次に、山本委員。

**○山本委員** 私からは、105ページの就学援助費、時間次第で115ページの中小企業事業資金融資あっせんについて伺います。

まず、105ページの就学援助費について伺います。品川区では、生活保護を受けている方、一定の合計所得額を下回る方々に、学用品費の月額での一部負担、新入学時の学用品、校外教授費など、様々な費目で就学援助を実施しておりますが、直近での申請者、利用者数、それから就業者に対する割合についてお教えてください。

**○柏木学務課長** 就学援助のお尋ねでございます。

令和4年度の実績でございますが、申請者数は4,499人、認定者は3,343人で、申請者に対する認定率は74.3%でございます。全児童生徒に関わる受給率は15.1%となっております。

**○山本委員** まず、15%を超える方々が利用されているという現状、それから申請者に対して25%ほど、利用できていない方がいらっしゃるという現状を理解いたしました。

対象となる方々に対して、現状、幅広く援助していることは、区内の公立小・中学校に通う子どもたちに平等な教育環境を提供するため、とても意味があると考えます。足元の経済情勢に鑑み、今後、利用者が増えてくることが考えられますし、必要な世帯に対する就学援助制度の重要性は高まっていると考えます。就学援助制度については、引き続き、保護者の負担を軽減するための援助拡充に向けた検討が必要であると思いますが、区のお考えをお聞かせください。

**○柏木学務課長** 就学援助の事業につきましては重要な事業と考えてございます。就学援助の対象の拡大につきましては、品川区は特別区の中でも基準は高いほうと考えてございますが、引き続き、他の区の状況を注視しながら考えてまいります。

**○山本委員** 私も、品川区はほかの区に比べて高い水準を維持していると思いますが、さらに取り組んでいただきたいというところございまして、2点ご要望申し上げます。

1点目は、物価高騰に応じた学用品費の月額援助額の増額。その他、援助する費目についても、物価高騰が影響する場合はきめ細かい見直しをし、スライドしての増額を要望いたします。2点目は、生活の厳しさが増しておりますので、必要な世帯への援助が行き届くよう、援助対象者の所得金額の上限の引上げについてもご検討を要望いたします。区のお考えをお聞かせください。

**○柏木学務課長** 就学援助の月額の物価スライドについてでございますが、就学援助の支給額でございますが、基本的に都区財政調整の基準額を基に、毎年度、見直しを実施しているところでございます。月ごとの物価スライドの導入につきましては、なかなか毎月どういう形で図っていくかというところがございますので、今後研究してまいりたいと思います。

○山本委員 課題もあるということですが、できる限りの前向きなご検討をお願いいたします。

続けます。また、現在の物価高騰は、全ての子育て世代に影響を及ぼしており、所得に関係なく、全世帯への支援が必要であると考えております。今年度から開始した学校給食費無償化は、とてもよい取組であると考えております。一方、家庭での負担には、学用品費、体操服や上履きなどの実用品費、移動教室等課外授業費、修学旅行費、義務教育学校においては標準服費など、様々な費用がかかっております。子育て世帯を応援するため、全ての家庭でかかる就学費用の負担削減に向けた取組は、品川区の子育て教育施策の中で重要な課題の一つであると考えますが、いかがでしょうか。区のお考えをお伺いいたします。

○柏木学務課長 保護者の負担の軽減は必要なことと考えてございます。学用品に限らず、保護者の負担を軽減することについて検討してまいります。

○山本委員 区のお考えが確認できて、ありがとうございます。

手法として、私から3点、ご提案申し上げます。まず、学用品の一部支給の実施です。学校側で一部、一括購入している備品を品川区が負担し、家庭の実費負担を軽減することです。例えば、習字セット、絵の具セット、鍵盤ハーモニカなどが候補になると考えます。学校での一括購入分を肩代わり負担することで、補助金支給に関わる事務負担の軽減が図れると考えます。

2つ目が、リユースの活用拡大です。小・中学校卒業後に不要になるもののリユース市場を整備し、希望する保護者の方々にリユース品を提供することです。消耗品ではない学用品が候補になると考えます。義務教育学校の標準服も、一式で約6万円と高額で、成長に合わせた買換えが負担になっていると聞きます。対象となる学校のPTAなどで、無償提供によるリユースの会が行われておりますが、提供できる絶対数が不足しているとも聞きます。品川区が学校と連携し、無償ではなく廉価での買取り販売をし、幅広くリユース品を流通させ、利用できる仕組みを整備することはいかがでしょうか。

最後に、体操服などの用具費の価格の引下げへの取組です。体操服は上下で約7,000円します。一般的なスポーツシャツとパンツの上下であれば、半額程度で購入することも可能であると考えます。発注先をコンペで比較し、1つのメーカーに大量発注するなどの工夫、取組を実施すれば、現状よりコストダウンが図れるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。現在は、地域との関係性を踏まえ、地元販売店での購入を促すという意味もあるかとは理解いたしますが、地域の販売店との結びつきについては別の機会を提供し、子育て世帯のことを第一に考えるべきではないでしょうか。地域販売店からの変更が難しい場合、この価格差を行政が助成するというのも1案であると考えます。

以上、1つ目、学用品費の支給、2つ目、学用品、標準服等のリユースマーケットの整備、3つ目、体操服等の価格引下げという3つの取組により、子育て世代への応援ができると考えます。おのおの、導入に向けた検討について、品川区の考えをお聞かせください。

○柏木学務課長 幾つかご提案を頂きました。保護者の負担軽減は必要なことと先ほど答弁させていただいた考えには変わりはありません。学校とも相談しまして、方法等も含め、今後検討してまいります。

○山本委員 ぜひとも、手法について今後ご検討いただきたいをお願いいたします。

次に中小企業事業資金融資あっせんについてお伺いしたいと考えておりましたが、時間も限られておりますので、次の機会に移したいと思っております。ありがとうございました。

○塚本委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 福祉の聡こと、やなぎさわ聡でございます。今日は有意義なお話ができればと考

えております。よろしくお願いいたします。

私からは、120ページの介護人材緊急確保対策事業費補助金の1点勝負で行きます。

区で、緊急介護職員確保・定着支援事業というものが行われておまして、目的としましては、今後とも需要が高まる介護に対して、備えとなる人材が不足しており、その影響もますます深刻化していると。この状況を打開するために、効果的な緊急介護人材支援策により改善を図るということなのですけれども、5つほど、その項目が、例えば遠隔地から人材を確保すると補助金が出る、特別養護老人ホームが看護師を派遣で使うと補助金が出るなどあるのですけれども、5つあるうち、令和2年度・3年度で実績がゼロです。一切、どの介護事業所もこの事業の補助金を活用できていない。令和4年度になって、各1件ずつで合計2件ということで、かなり実績が乏しいのですけれども、区としてのお考えはいかがでしょうか。どういうことでこんなふうに使われていないのかということで、お願いします。

**○菅野高齢者福祉課長** 私からは、緊急介護職員確保・定着事業についての、看護師や保健師の助成金についてのお話をさせていただきます。

こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、令和4年度に看護師が1件、保健師が1件ということで、助成をさせていただいております。各法人、そういった専門職の確保については努めているところではあると思いますが、実績としてこういう結果になったというところで、今後どういった形で1件ずつだったのかということも法人等に聞き取りをしながら、よりよい方策については検討していきたいと思っております。

**○やなぎさわ委員** 令和2年・3年と、もう2回、0件が続いていて、今回2件ということで、まだ検討段階というのは、正直、スピード感がないかと思しますので、ぜひもっとスピード感を持って検討してほしいと思います。

それで、私からの提案なのですけれども、この5つある事業のうちの、遠隔地からの人材確保支援ということで、これは、介護事業所が遠方の地方にお住まいの方を雇用して、その方が正社員で1年以上働いた場合に、30万円支払われるという助成金なのですが、これは非常に使い勝手が悪い。なぜかといいますと、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県は、ほとんど対象外なのです。遠隔地の対象外になっている。一部、埼玉県、神奈川県、千葉県が含まれていますけれども、ほぼ山というか、奥のほうになっている。かなり地方に入っている。そうすると、なかなか地方から介護の仕事をするために東京に来るというのは、あまりないのです。私自身が、デイサービス介護事業所の管理者をしておまして、採用もしていました。この事業を活用しようかと思ったのですけれども、一切使えなかったです。というのは、介護をするために地方から東京に来るメリットというのは少なく、例えば看護師であれば、東京都に来れば、最先端の医療技術といいますか、臨床の場に居合わせるができるということで、スキルアップを求めて来る方もいるのですけれども、介護の場合は、なかなかそういうのがないのです。というのに併せて、やはり東京都は当然、家賃が高い。全国平均、1部屋の賃貸物件は5万円ぐらいが大体相場ですけれども、品川区の場合、9万円を超えています。こういう状況で、つまり4万円以上、家賃が既に高いのに、確かにお給料はその分、ある程度高いかもしれないけれども、やはり、もう家賃分の多分、増加分でなくなってしまって、それ以外の生活必需品の物価高に対応できない。わざわざ東京に来て貧しい暮らしをする必要がないという結論になると思うのです。そういう意味で言えば、やはり、しっかりと、緊急介護職員確保と銘打っていらっしゃるわけですから、その辺のことも、もっと検討したり、いろいろな介護事業所にぜひ聞き取りを行ってほしいと思いますけれども、そういった取組を今後検討していただけるでしょうか。



○菅野高齢者福祉課長 具体的なお話等を頂きましてありがとうございます。

委員ご指摘の、遠隔地からの人材確保支援につきましては、1法人ずつだったり、1年に一、二件だったりということがありますが、ただ、こちらにつきましてはないわけではないというか、例えば外国人の人材確保で、外国人の方とお話をしたときに、地方にいらっしゃったのですけれども、やはり東京都で暮らしたいというところで、こちらに出てきましたというお話もありましたので、いろいろ、家賃の助成などといったところも工夫しながら、いろいろな様々な支援というか方法で人材確保には努めたいと思っておりますので、法人にいろいろ、どういったことを区として支援していくことが有効なのかということも聞きながら、今後も努力していきたいと思っております。

○やなぎさわ委員 そういう事例もあるのかもしれないのですけれども、遠隔地の人材確保事業というのは、令和2年・3年・4年と、0件なのです。やはり使い勝手が悪いし、むしろ、条件をもっと緩和して、早急に実施してほしいと思っております。

というのも、品川区の福祉部の事務事業概要に、在宅生活を可能な限り追求するということが書いてあるのです。そのためには何が必要かということ、当然、職員の確保であり、特に在宅サービス、ヘルパーの確保というのは急務です。ただ、直近のデータで、ヘルパーの有効求人倍率は1.5倍です。1人の求人者に対して1.5社、うちに来てくださいという状況です。争奪戦です。争奪戦なのに、離職者が多い。もう、いわゆる無理ゲーと言われていますが、結局その原因になるのは、公定価格になりますが、例えば国の介護報酬であったり、総合事業であれば、区の決めている介護報酬がやはり低いというのが原因にあると思っております。区の目標としている、在宅生活を可能な限り追求するということを目指すのであれば、当然、介護人材の確保であり、それを定着させるというのが非常に大事だと思います。早急に実施していただけますでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 品川区の在宅介護支援というところで、可能な限り、住み慣れた我が家で暮らすというのを、高齢者介護の目標とさせていただいております。委員ご指摘のとおり、確かにヘルパーの確保ということで、有効求人倍率の1.5倍という数字は、私も国の調査等で見ました。区内のヘルパー事業者は、割と長く勤めていらっしゃるところが多くて、ただ、やはりヘルパーの年齢が、どんどん高齢化しているという実情もございます。その次の、引き継ぐ世代の人がいないというようなお話も聞いておりますので、区の実情に応じた形で、事業者の支援に可能な限り努めていきたいと思っております。

○やなぎさわ委員 そのとおりなのです。ヘルパーの4人に1人、4分の1が、65歳以上の高齢者なのです。もう間もなく、もう、いつ引退してもおかしくない状況なのです。ということは、急務なのです。なので、やはりこれはスピード感を持ってやらないといけないことだと思います。だから、もう実情というのは見えているはずなのです。4人に1人なのです。あと5年もしたら、4人に1人が70歳になってしまうという状況で、なのに離職率が高い。これは、やはり職員に対しても給付しなくてはならないし、運営する介護事業所に対してもしっかりと手当てをしていくということ、特に総合事業であれば、品川区がその気になれば幾らでも増やせるといいますか、介護報酬というか、増やせると思っておりますので、ぜひそういったところを積極的に進めていきたいと思っておりますし、また森澤区長、そして新井副区長が東京都から来ておられるということで、森澤区長は都議会議員でいらっしゃいましたし、新井副区長も部長をされていたということで、ぜひ、東京都からもお金を取れるようにということで、ご検討をお願いします。以上です。

○塚本委員長 次に、澤田委員。

○澤田委員 116ページ、民生費補助金、高次脳機能障害者支援促進事業、162ページ、リサイクル資源売上の収入。この2つから、お伺いします。

まずは、116ページの民生費補助金、高次脳機能障害者支援促進事業についてお伺いいたします。都の補助金として、高次脳機能障害者支援促進事業には157万9,000円の歳入がありますが、どのように活用されているのか、内訳をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 私から、高次脳機能障害者支援促進事業、157万9,000円の内訳についてお答え申し上げます。

区立心身障害者福祉会館に配置しております、高次脳機能障害者の専門相談員の人件費相当分でございます。週に1日、障害者の方、ご家族の方のご相談をお受けしまして、訓練や復職など、本人が希望される支援につないでおります。2人の専門相談員が交互に対応しているものでございます。

○澤田委員 相談窓口にて、専門の相談窓口の方がいらっしゃるということで、ありがとうございます。

高次脳機能障害は、脳卒中や、交通事故による脳障害や、心肺停止による低酸素脳症によって脳に傷が残り、様々な認知機能が失われ、目に見えない障害とも言われております。周囲に気づいてもらにくい、理解してもらにくいことに加え、自分自身に対しても、認知機能が低下している病識の欠如がよく起こり、自分自身、よく分からない状態が続きます。まずは、ご本人が病識を持つことが大切だと思っております。

そのためにも、周知・啓発するためのリーフレットは重要だと考えますが、現在、心身障害者福祉会館などに設置されているリーフレットは、しばらくデザインが変わっていないのかと思うのですが、同じデザインのものが同じ場所にあると、人の目に入りづらくなってしまふという懸念もありますので、今年度、ぐるっぼでの高次脳機能障害を対象とした講座が開設されることを受けまして、リーフレットのリニューアルを望みますけれども、一度、手に取った方もまた手に取りたくなるような、また高次脳機能障害を全く知らなかった方も、何だろうと興味を持っていただけるようなリーフレットになるように、絵柄を多く利用したり、色彩をより明るくするほか、当事者の「あるある」なエピソードを漫画化して紹介するなど、より分かりやすくブラッシュアップするのはいかがでしょうか。区としてのご見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 高次脳機能障害の方のリーフレットのご提案でございます。

委員のご提案につきましては、確かに現在のリーフレットは、関係機関向けのリーフレットとなっており、5年以上も前に作成したものを随時更新しているという状況のものでございます。委員提案の様々なアイデアも含めまして、区民の方からも少し、全体の流れについて分かりづらいついという声も頂いております。今後、多くの区民の方にご理解いただけるよう、心身障害者福祉会館や、ぐるっぼ等の指定管理者の方々と協議をして、リニューアルの方向で検討を進めたいと思っております。

○澤田委員 今は、事業者の方、関係機関の方に向けたリーフレットということですがけれども、ぜひ多くの区民の方に手に取っていただけるようなリーフレットのリニューアルを、よろしくお願ひいたします。まず、リーフレットで病識を持っていただく。ご家族の方も、もしかしてと思っただけことが、高次脳機能障害の方の治療というか障害への支援へとつながっていくことだと思っておりますので、相談窓口というのも大変大切ですし、高次脳機能障害の当事者やご家族の方、誰に相談していいか分からないなどをはじめとした不安や、周囲などの不理解に苦しむ方々にとって、それらを緩和し、次の行動へとつなげる大切な事業だと思っております。相談窓口とケアマネジャーの方、病院、リハビリテーショ

ン施設、障害者施設など、様々な関係機関との連携をより一層深め、強化していただきますことを要望いたしますが、区としてのお考えをお聞かせください。

**○松山障害者支援課長** 高次脳機能障害の方への関係機関の連携についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、連携機関といたしましては、東京都から指定されました荏原病院というところが、高次脳機能障害の普及・啓発の拠点病院となっております。また、高次脳機能障害の関係機関連絡会というものが年に一度、あと家族会主催の連絡会も年に一度ございます。私も出席させていただいております。議員の方々や区民の方、関係機関の方、役所の方ということで、幅広い関係者と一緒になってワークショップ等を行っておりますので、今後も引き続き顔の見える関係をつくっていきたいと考えております。

**○澤田委員** 困難を抱えた当事者やご家族のためにも、ぜひ今後とも引き続き検討会をよろしくお願いいたします。

続きまして、162ページ、リサイクル資源売却収入についてお伺いいたします。令和3年度の収入済額は2億3,343万8,432円ですが、令和4年度は4億884万2,880円と、前年度に比べ、1億7,540万4,448円ほど増額しており、大変すばらしいことだと思います。増額に至った理由はなぜだとお考えでしょうか。また、令和4年度のリサイクルの収入の内訳として、何によるものが一番多いのでしょうか。区としてのご見解をお聞かせください。

**○品川品川区清掃事務所長** リサイクルの部分でございます。

まず、収入の金額が非常に多くなっている原因につきましては、ペットボトルの単価が非常に上がっているというところで、収入が増額しております。最近のプラスチックのリサイクルの傾向といったものが大きく影響しているのではないかと考えております。

2番目の質問に対しても、収入の中で一番大きいものを占めているというのはペットボトル。それから、あとはアルミ缶なども、かなりの収入の多くを占めているものでございます。

**○澤田委員** 収入の増額に至った理由としては、ペットボトルの単価の増額やアルミ缶の売却ということが大きいとのことでしたけれども、昨年度、環境省による、プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック製品全般の資源化を求められることとなりましたけれども、よりリサイクルが推進されるように、ごみ資源をしっかりと回収し、売り払うことができれば、その収入がすなわち区の収入となり、区民の皆さんに還元できるということをアピールすることにより、資源リサイクルに対するモチベーションを上げることができ、また周知する際のチラシなどにQRコードを記載し、ごみ分別の一覧表をすぐに確認できるなどすれば、調べる面倒くささの軽減につながるのではないかと考えますが、区としてのご見解をお聞かせください。

**○品川品川区清掃事務所長** 啓発の部分は、とてもリサイクルの部分では大事な点かと思っております。今まで啓発している中で、収入金額、皆様がりサイクルで出している金額がこれだけ反映していますという説明というのは、あまりしてきていなかったかという傾向がありますので、そういう啓発を行う際には、ぜひそういう部分も参考にしながらやっていきたいと考えております。それから、QRコードについても、色々工夫しまして、啓発に取り入れていきたいと思っております。

**○澤田委員** 今後ともリサイクルがより一層推進されていくように、様々な取組を頑張っていただければと思います。ありがとうございました。

**○塚本委員長** 次に、石田しんご委員。

**○石田(し)委員** 私からは、52ページの特別区民税について、60ページの特別区財政調整交付

金、時間があれば、たばこ税、ふるさと納税と、お聞かせいただきたいと思います。

まず初めに区民税ですが、この区民税増、先ほど、つる委員からもいろいろお話がありましたが、改めて、なぜコロナ禍において区民税が上がっているのか。もちろん、これは人口増が大きな理由になっているのかと思いますが、改めて、その辺の分析をどのようにされているのかお聞かせください。また、この区民税をどのように今後もしっかりと確保していく、また増やしていくという方策を持っているのか。その辺も、お考えをお知らせください。

都区財政調整交付金です。これまで東京都と品川区で様々、濱野前区長が一生懸命、取り組んできた一つでもある調整交付金をどうやって確保していくかというのが、今後、特に児童相談所などの設置も含めて、品川区が担う仕事というのがどんどん増えている中で、また区長が都議会議員だったということもあって、また新しい副区長が東京都から来られたということで、今まで東京都の立場でやられていた仕事を、今度は区の立場でやらなければいけない中で、やはり今までずっと区議会では、しっかりと東京都から財源と人事権を取ってこいということで、各議会からもいろいろな議員がずっと言ってきて、なかなかうまくいかない。なぜかという、品川区からも、4人の都議会議員が選出されるのですが、後ろにも元都議会議員がいますが、都議会議員になると、急に東京都の立場になってしまうのです。東京都がこうやって財源をしっかりと確保するのだというふうにやってしまうので、私は、やはりここは品川区のために、ぜひ様々な方策で確保していただきたいと思います。これはもう、桑村副区長がずっと、濱野区長とやられてきたのもあるので、もうここはぜひベストミックスで、財源確保に向けて、さらに一層取り組んでいただきたいと思います。その辺の意気込みも含めてお知らせください。よろしくお願ひします。

**○堤坂税務課長** 税収の伸びの分析のことでございますが、コロナ前については、何年間も毎年20億円ずつ伸びていたという経緯がございます。それで、コロナでかなり税収が減になるかと思われたのですが、結果としては7億円増という結果が出ています。

これはどういう状況かと申しますと、令和3年中の都内の中小企業が、景気が落ち込んだということで、様々な経済支援策などで、令和2年1月が底だったのですけれども、そこから令和4年にかけて持ち直したということが一番大きいのかと思います。あと、各種いろいろな給付金を打ったということも大きいのかと思います。

それから、今後の分析ということでございますけれども、今後とも確実にご納付いただけるように、外に出かけなくても納付できる口座振替の勧奨、PayPayやLinePayなど電子決済の推奨、それから納期内でご納付いただけない方に催告を送るのですけれども、どうしてもなかなか、よく見ていただけないということがありまして、封筒のデザインを非常に工夫しまして、目立つ封筒で、必ず見ていただけるということで、納付率、収納率を確保していきたいと思います。あと、それから、どうしても納めていただけない方に対しては滞納整理を強化してやってまいりたいと思います。

**○遠藤財政課長** 都区財政調整についてのご質問でございます。

9月6日に、都区協議会で合意いたしまして、こちらは引き続き55.1%ということで、金額については確保したというところでございます。こちらにつきましては、23区が一丸となって交渉したという結果であるかと思っているところでございます。

私も3月までは商業・ものづくり課というところにおりまして、4月から財政課というところに飛び込んでございます。当然、それぞれ立場というのがありますので、今度は私も当然、財政課の立場として、一生懸命やるというところでございますので、そこは変わりがないと思っています。

○石田（し）委員 皆さんのそれぞれ立場で、ぜひしっかり仕事をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

都区財政調整交付金なのですが、これのみならず、東京都からは補助金等も様々受けるわけがありますので、ここは、東京都のことを知っている新副区長が知恵を絞って、各課長や部長と連携して、補助金。たまに、東京都が実は補助金をやっているのだけれども、品川区が知らなくて、補助金を使えなかったというのでも幾つかあるのです。そういうことがないように、ぜひ全庁挙げて、使える補助金をしっかりと使っていただきながら、区民税など自主財源を確保しながら、いわゆる依存財源についてもしっかりと、こういった体制になられたのを契機に、さらに取り組んでいただければと思います。これは要望で終わります。

時間があるので、たばこ税とふるさと納税について、現実的な話をします。先ほども午前中、たばこ税の話が出ましたが、これは今、もう本当に何で路上喫煙が増えているかというのは簡単です。喫煙所がないのです。たばこ税がこれだけあって、しかも今日、答弁で安定的な財源などという話が出て、たばこを吸っている人たちが税金を払っていて、もちろんいろいろ医療費のことなどもあるけれども、しかし、たばこ税を納めている方たちが、自分が吸う場所がない。それで、しょうがなく外で、これはよくないのですけれども、駐車場などで大人が隠れて吸っているのです。これは、子どもが見て、どう思うか。こういうのも含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。ただ、ポイ捨てがどうこうなどではない。やはりこれは、たばこ税がきちんと納められているのだから、設置に使えばいいだけです。これを言うと、また目的税ではないと。一回、一般財源に入ったら全部一緒なのだというのだけど、だって、払っている人は違うのだから、たばこ税として払っているのだから、この辺はしっかり考えていただきたいと思いますが、その辺の考えを教えてください。

ふるさと納税も、これはいろいろ、流出だ、流出だと言うのだけれども、区民がうれしくて、皆さんが使っているのです。区民の幸せなのです。だから、制度がどうこうというのは、自民党にきちんと言えばいいのです。国の制度なのだから。そうではなくて、では区で何ができるかといったら、やはりここは、区でどうやって、ほかの人から「品川区っていいよね」。だって、品川区は魅力がいっぱいあるではないですか。皆さん、「魅力がある」といつも言いますよね。品川区はもっとアピールできるのだ。何で、ふるさと納税になると急に、やらないと言ってしまうのですか。これは、やったらいいではないですか。もっともっと観光客を増やして、地方からどんどん、ふるさと納税してもらえばいいのです。流出ばかり東京都は言っていて、だってこれはもう制度があるのだから、これをなかなか変えるといったら、それはもう、国の話だから。ではなくて、今ある制度をどうやって自分たちのものにしていくかというのが大事なわけで、そこをぜひ、改めて考えを聞かせてください。よろしくお願いします。

○河合生活安全担当課長 公衆喫煙所の整備についてお答え申し上げます。

区といたしましても、吸う人、吸わない人の共存というところで、喫煙所の整備を進めているところでございます。しかしながら、地権者や関係者の協議というところで課題はございます。ですので、私たちが住民等の声を聞きながら、前向きにやっているところでございます。しかも、あと、民間喫煙所の補助事業というところで協力していただいているところに助成する形で、整備を進めていきたいと考えております。

○堤坂税務課長 ふるさと納税のお尋ねでございますけれども、やはり物より事ということで、品川区の魅力をアピールできるというようなことを念頭に、様々な関係団体のご協力も得ながら、体験型や企画型の返礼品を開発しまして、品川区に来ていただく、ひいては品川区に住んでいただけるような返

礼品を開発して、流入額も増やしてまいりたいと考えてございます。

**○石田（し）委員** たばこも、ふるさと納税も、現実をぜひ直視していただいて、必要な方策をぜひ講じていただければと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

**○塚本委員長** 次に、こんの委員。

**○こんの委員** 私からは、100ページ、防災・安全交付金の中から路面維持管理費、120ページ、高齢社会対策包括補助金、124ページ、ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助金、順不同で質問させていただきます。

まず初めに、ひきこもりの支援体制の立ち上げという補助金のことについてですけれども、この補助金は、ひきこもりと生きづらさを感じる青少年の相談等の拠点として、子ども若者応援事業、子ども若者応援フリースペースの設置と、品川区社会福祉協議会に委託しているひきこもり等若者支援事業、エールしながわと認識しております。エールしながわは令和元年より開始しております、4年がたっているわけですが、今年度も予算計上されて、補助金の使い道は機能強化だというご説明が、今年の3月の予算委員会でありました。たしか、昨年度の予算の使い道も機能強化と記憶しております。何がどのように機能強化されてきたのか。また、委託契約しております事業の現状と評価も併せてお答えください。

**○藤村子ども育成課長** 委員に今ご質問いただきました件ですが、こちらの補助金は子ども若者応援フリースペースというよりは、エールしながわの資金のほうに充当しているような形の補助金になってございます。エールしながわは、主に相談や家族懇談会、学習会や社会体験プログラムというものを行っておるような事業を展開しております、おっしゃっていただいたとおり、社会福祉協議会に事業を委託しているような形になってございます。

機能強化の内容といたしましては、令和4年度から、もともと社会体験プログラムというものを行っていたところなのですが、そちらを少し拡充したところや、リモート体験ということで、少しそちらも職場体験というのできるような形でパソコンを導入したりということですね。令和5年度に関しましては、システム関係の導入等を考えているということで補助金に充当しているような形です。

事業の評価といたしましては、こちらの事業に参加していただいて、直接、就労につながっているということもございますので、ひきこもりの方々にとっても、家族の方々にとっても有用な事業になっているかと考えております。

**○こんの委員** 今、事業評価を最後に頂いて、一定の社会体験で社会復帰ができているという評価を頂きました。

確かにこの事業は本当に大事な事業だと思っております。社会体験についてはいろいろなメニューを用意して下さっているようですが、現実、農業体験というのはなかなか利用されていないという現状もお聞きしております。こうしたメニューをそろえながら、社会復帰を目指す、ひきこもり、生きづらさを感じていらっしゃる方のサポートをしている大事な対策ですが、このひきこもりの対策の一つとして、こうした支援機関につながる事が大事でございますが、つながることができれば、当事者の方に寄り添って支援を展開することができますし、解消に向けての取組ができる。問題は、潜在的なひきこもりへどのようにアプローチをしていけるか、ここだと考えております。こうした対策のメニューはあるのですが、いかにして、潜在的なひきこもりの方を、こうした支援機関につなげていくか。この取組が大事ではないかと考えているわけです。

ひきこもりの状態にある方が、課題を抱えながらもSOSできない。支援にアクセスできない。当事

者や家族の方など、支援を必要としている人に支援が届くようにしていただけるためには、ひきこもりの早期発見とアウトリーチの仕組みづくりが必要ではないかと考えますが、この点についてご見解をお聞かせいただきたいのと、現在そういうことで取り組んでいることがあればご紹介ください。

**○藤村子ども育成課長** 委員ご指摘のとおり、ひきこもりの対策ということで、エールしながわに直接来られたり連絡をしていただけるような方というのは、今後、ひきこもりから脱却するということの1つのプロセスを経ているのかとは思いますが、こちらに来られないような方々ということ、アウトリーチ的な支援ということなのですが、エールしながわに、ひきこもりの方の当事者のみならず、家族の方というのもご相談にいらっしゃっておりますので、ロコミでこういった施設があるということが伝わって、ご近所の方で、こういった方がいるのですけれどもというところのお話があること等も出てくるかと思っておりますので、そういった中で、早期発見やアウトリーチということも今後検討していければよいかと考えております。

**○この委員** 地域の方の情報提供といったことも大事だと思います。

町田市では、ひきこもりの当事者の調査を行っております。調査結果から見えてきたものは、誰でもひきこもりになる可能性があること、ひきこもり期間の当事者の気持ちと親の役割というところの課題、また義務教育を終えて高校に上がる段階で生じやすい支援機関との途切れ・隙間、こうした支援を、いかに関係機関との連携が必要かということなど。また、今後の支援に向けて、ひきこもりの当事者や家族を早期に発見して社会自立に向けた支援につなげるためには、医療、福祉、学校教育、子育て支援、就労支援、また生活保護、地域、様々な組織と連携して横断的なネットワークを構築することが重要であると、このように調査結果でしております。

これから重層的支援ということも、品川区として、していくわけですが、こうしたことを考えたときに、やはり当事者の方が、また家族の方の実態把握、この調査は必須ではないかと考えております。特に、当事者や家族にとって、どのようにアプローチしてもらうことが支援につながりやすいのか、こうしたことの点をつかむ意味でも、調査をしながら、タイミングを捉えて、必要な方へ必要な支援が届くような仕組みの構築を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

**○藤村子ども育成課長** 子ども未来部としても、また区としても、横のつながりで横断的にこうした問題について考えていけないといけないとは考えているところでございます。そういった中で、当事者と家族をつなぐような仕組みというところ、また調査についても今後こういった形で行ってほしいかというところを考えつつ、必要な支援ということも併せて検討していけたらと思っております。

**○この委員** ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に参ります。次は、高齢社会対策包括補助金の中で、高齢者の安否確認事業についてお聞きいたします。この事業は、65歳以上の独り暮らしの高齢者・障害者、また高齢者のみ世帯が、自宅内で火災や急病、事故などの緊急事態が生じた際に、ボタンを押すだけで警備会社につながって、警備員が24時間365日駆けつけるといったものですが、また体の具合の悪いとき、警備員が119番をしてきて救急車などを呼んでくれる緊急代理通報システムのことと理解しておりますが、利用料金については、月、非課税世帯の方は300円、課税世帯の方は1,000円と認識しております。

まずこの実績についてですけれども、ここ3年の推移では、利用者の数は約800件前後となっております。現在の高齢者数、約8万人強の人数から見て、利用者はこれだけなのですかと、とても少なく感じるわけですが、利用実績の現状についてどのように分析されていますでしょうか。令和4年度の利用者数、そして事業者対象の年齢に対する利用率、また、利用者のうち、利用料金の課税の方と

非課税の方の人数の内訳なども教えてください。

**○東野福祉計画課長** 品川区高齢者救急代理通報システムにつきまして、私から答弁させていただきます。

利用者数の、まず推移でございますが、令和2年度783件、令和3年度776件、令和4年度831件ということで、設置の件数が推移してございます。区民税非課税の方の件数につきましては、令和4年度末で591件ということで、約7割の方が非課税で、月額300円をお支払いいただいているというような状況でございます。

65歳以上人口は、先ほど8万人強というお話でしたが、正確には、独り暮らしの65歳以上、それから世帯も含めた人数ということになりますので、これからは下がるというような形になります。正確な人数につきましては、現在手元にはございません。そうしますと、割合からすると、65歳以上、8万人から比べて下がるということになりますので、せいぜい数%というような状況となっております。

また、実績でございますが、令和4年度でいきますと、このうち通報があったのは、148件ございました。誤報がそのうち39件、正報が109件ということで、救急搬送に至ったのが70件というような実績が上がってございます。

**○この委員** 実績の状態が分かりました。

これは、数%の方しか利用されていないということで、まだまだこれは事業が周知されていないのかとも受け止めております。ぜひ緊急に、お独り暮らしの方を地域の方が見守るといった体制はつくれないではないですが、人海戦術はなかなか難しいと考えます。ですので、こうしたことが設置されるということが必要だと考えますけれども、周知について拡充が必要だと思います。

併せて、誰にも気づかれないで亡くなる、いわゆる孤立死の防止のために、品川区もこの数は少なくないと捉えておりますが、生活保護を受給している独り暮らしの高齢者も同様ではないかと捉えております。受給者を担当するケースワーカーは、1人で約100人強の受給者を担当していると聞いております。ただでさえ人数が多いゆえに、対応が多様化したり複雑化している現状を考えると、ケースワーカーは、独り暮らしの高齢者の安否を確認したくても、把握したくても、できないといったことが考えられます。ですので、緊急通報システムの設置が大事だと考えますけれども、受給者も併せて設置する、また周知する、受給者については安否確認体制の構築をこのシステムでつくったらどうかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

**○東野福祉計画課長** 現在、周知につきましては、区のホームページのほか、パンフレットの配布などを行っているところです。在宅介護支援センターや、支え愛・ほっとステーションで、相談も含めましてパンフレットを置いて周知を図っているところです。

生活保護の関係につきましては、生活保護の担当の部局と連携を取りまして、区として周知方法につきましては考えてまいりたいと思います。また、区の広報やSNSなどにつきましても、周知方法の拡大を考えてまいりたいと思います。

**○この委員** 周知方法を拡大してくださるということで、今、SNSでもという話ですが、高齢者はなかなか、SNSを使って果たして周知が広がるのでしょうかというところが気になります。どうか、もう一步、周知の方法を考えていただきたいと思います。

また、生活保護の方については、周知はします。ですが、月300円の代金はなかなか生活的に難しいということも考えられますので、双方、所管が前向きに検討していただくように調整を取っていただけたらと、要望で終わります。



○塚本委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木委員 私からは、成果報告書の61ページ、62ページ、決算書では14ページ、区民税、地方消費税、それから基金について伺いたいと思います。また、114ページの新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金についても伺います。あと、もう一つ、86ページの生活保護費で扶養照会について伺いたいと思います。

区民税・地方消費税の増収、基金は今回も49億円余を積み増しして、合計980億円余となっています。依然、品川区は豊かな財政です。しかし区民は、消費税の10%への増税に続き、コロナ禍、そしてさらに異常な物価高と、苦しい生活を余儀なくされています。さらに今月からはインボイスです。豊かな財政を区民の暮らし応援に活用することを求めて、質問したいと思います。特に商店街支援についても伺いたいと思います。

まず、特別区税が566億円余で、前年度より27億5,000万円余が増額になりました。毎年増え続けて、5年前と比べると80億円余、増えています。先ほども少し説明があったのですが、よく分からなかったのが、改めて住民税が増える理由についてどう捉えているのか伺います。

2つ目は、基金について、成果報告書の62ページに分かりやすく記載していただき、ありがとうございます。基金は毎年積み増しされ、今回49億円積み増しされた。このことに対する評価も伺いたいと思います。

3つ目は、私は格差貧困が広がっているのではないかと。非課税世帯の推移がどうなっているのか、増えていることはないのか、また非課税世帯の所得は下がっていることはないのかと危惧していますが、どうでしょうかということ伺いたいと思います。

○堤坂税務課長 私からは、特別区民税の増収の傾向と、非課税者の推移についてお答えいたします。

特別区民税については、確かにこの数年、毎年増収を続けております。その理由でございますけれども、ここ数年は、やはり品川区の交通の便利さ、あと買物のしやすさといった利便性に対して、魅力を持っていただいて住んでみたいという方が増えているということと、あと、区の様々な施策に対して魅力を感じて転入してきた方が、かなりいらっしゃるのかと思います。それで、その中でもとりわけ高額所得層が多いと思われる50代から60代前半の方の人口の伸びが顕著だというのが、住民税が増えている理由かと考えてございます。

それから非課税の件なのですが、税務課では非課税世帯という形では捉えておりませんで、非課税者の人数ということで捉えておりまして、令和元年の非課税者が7万9,700人、令和4年が7万7,700人ということで、僅かながら減っている傾向でございます。

それで、非課税者の所得が下がっているのかというお尋ねでございますけれども、統計上で、所得がおおむね100万円超の、おおむね課税対象の方の人数や平均所得は把握しておりますのでございますが、非課税者の方の所得などについては把握していないというのが現状でございます。

○遠藤財政課長 基金の状況についてのご質問でございます。

基金につきましては、ご存じのとおり、いわゆる年度間の調整という部分が大変多くなっているところでございます。特に財政調整基金につきましては、令和2年度に1人3万円交付した部分があるかと思っております。そちらの部分でかなり基金を使わせていただきましたので、少し今現在、少ないような状況がありますので、今後もできるだけ積み増すような形で考えているところでございます。

○鈴木委員 本当になかなか、区民の暮らしの実態というのが見えにくいという状況があると思うのですが、私たちの周りでも本当に大変な方が増えているし、消費税増税、それから社会保険料が

上がっている、そしてまたこの物価高で、生活は本当に大変という状況になっていると思います。

先日、地元の商店を回ってお話を伺いました。軒並み、仕入れのあらゆるものが値上げで大変だということでした。多くのところが価格に転嫁できない。値上げすればお客が減ってしまうのではないかと。ただ、値上げをしないと、質的にも下がってしまって、それもお客を減らすことにもなっていくのではないかと。本当に悩みながらやっているということで、何人もの店主の方が、自分の給料は出ていない、従業員の方に払うだけで精いっぱいということも言われていました。

元気な商店街というのは品川区の大きな魅力の一つだと、かねがね区も述べています。その商店街が、消費税の繰り返しの増税、それからコロナ禍、そしてこれでもかと物価高が襲いかかっているというのが、本当に大変なこういう状況をつくっているのだと思います。そういう危機的な状況が懸念される中、こんな大変な実態について区としてどう捉えているのか。また今後、個人商店に対してもどんな支援を考えているのか、伺いたいと思います。

例えば、商店街を回ったときに、7月から実施された省エネルギー対策設備更新助成金、上限80万円が非常に助かったということをお伺いしました。ちょうど、冷蔵庫の効きが悪くなって取り換えなければと思っていたところが、この制度があったので使わせてもらって、本当によかったという喜びの声も伺いました。現在200件の予算に対して、何件、申請されているのか。申請期間が来年1月31日となっていますけれども、私はこれを延期して、来年度もぜひ継続していただきたいと思いますが、その点を1点伺いたいと思います。

それから、ここで言われたのが、申請してから購入するという手続きになりますけれども、お店で冷蔵庫が壊れてしまってすぐに入れざるを得ないという場合もあるので、期間内であれば申請が後になっても補助の対象にしていただきたいということでご要望も頂いたのですが、この点についても伺いたいと思います。

それから、ゼロゼロ融資がとても助かったということで、それで何とか乗り切ったということも伺いました。でも、返済が始まるので、それが心配だと。国会の議論でも、共産党の本会議質問の中で岸田首相が、「官民の金融機関に対しても返済猶予など要請している。それから、返済開始時の後ろ出しや返済負担の軽減、また新たな保証制度を創設する。それでも苦しむ事業者に対しては、債務圧縮や減免も含めて検討する」という答弁もされているのですが、ゼロゼロ融資に対しては具体的にどうなったのか、また区としてどんな支援をしているのかも伺いたいと思います。

それから、あと店舗が自分の持ち物であれば何とかやっていけるけれども、家賃を支払うとなると大変で、電気代も高騰の中で大変という声も軒並み伺いました。家賃や電気代など、固定控除もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○小林商業・ものづくり課長** ただいまご質問を伺いました。

1つ、ゼロゼロ融資の関係でございます。品川区としまして、ゼロゼロ融資の対応ということでいきますと、借換え専用資金という制度を設けてございまして、ちょうどコロナ時期に資金調達を行って、これから本格的に支払いが始まるという方で、これからまだ具体的に元本の返済が厳しいという方については、このような対応で資金繰りの支援を行っているところでございます。

また、もう一つご指摘がありました、例えば電気代、最近の物価高騰などで、ご支援の必要性が高まっているところでございますけれども、品川区としましては、令和5年度の中で補正予算を講じまして、電気代の削減を狙いとして省エネ対策の補助金というものを設けて、区内企業あるいは商店街などの利用者負担の軽減を図っているところでございます。

○鈴木委員　　こういう商店街の大変な実態に対して、区としてどう捉えられているかということと、区として今後、やはり品川区の魅力である商店街に対して、それを元気づけていくためにどんな支援がされようとしているのかについて伺いたいということで伺ったので、お願いします。

○小林商業・ものづくり課長　　ただいまのご質問にお答えいたします。

商店街の前向きな取組を支援するものとしましては、今後、具体的には商店街のイベントの補助というものもございまして、また個店レベルということでもございます。このようなものに対して、設備資金、運転資金というものに対して、区が一定の負担をすることによりまして、今後の前向きな取組を支援するというような制度がございまして、こういう取組を含めまして、商店街の、元気が出るというのですか、今後の活力が出るような取組を一層支援していきたいと考えております。

○鈴木委員　　商店街がこれから本当に大きく様変わりしていくのではないかと。もう本当に、これから持ちこたえられるのかという、危機的な感じがしたのです。そういう点では、やはり品川区の魅力、それから住み続けたい地域の魅力でもあります商店街を衰退させるのではなくて、元気で魅力のある商店街とするためにも、ぜひ豊かな財政を使って支援していただきたいということで、要望させていただきます。

それから続けて、これまで新型コロナウイルス感染症調整臨時交付金で、様々、活用して支援をされてきましたけれども、2022年度は約15億円ということで決算書にも載っています。2023年度は新型コロナウイルス感染症調整交付金は幾らだったのか、それは全て使ったのか、また、これから国から物価高に対する対策として自治体に助成金として来るものはあるのか、伺います。それから、地方消費税も前年度より9億9,000万円増収になっています。この理由についても、どう捉えられているのか、伺いたいと思います。

○遠藤財政課長　　まず、新型コロナウイルス感染症調整臨時交付金のお話でございます。

今年度の歳入につきましては、今、手元に持っていないのです。申し訳ございません。ただ、今年の5月補正で、全てそちらの金額については活用させていただきまして、充当させていただいているところでございます。今後につきましては、まだ国から特に連絡がないところでございますけれども、当初の住民税非課税の部分につきましては、最初に7割の交付、残り3割交付ということになっておりますので、その部分については今後、区に来るのかと考えているところでございます。

それから、地方消費税が増えているというところでございますけれども、こちらは、東京都のいわゆる就業者数と人口の辺から、区に資金が来るところでございまして、消費が比較的堅調でということで、増えているのかと感じているところでございます。

○鈴木委員　　消費税というのは消費にかかるもので、今もう異常な物価高騰で、この物価高騰というのが、消費税率を上げたと同じ役割を果たしていると思うのです。物の値段が上がれば、その割合で消費税も取られるということで、増収になっている部分はあるのではないかと思います。

本当に、消費税が8%から10%になり、そして今度はその上、この10月からインボイスになるわけですね。そのインボイスの問題で少し伺いたいのですが、今回の共産党、のだて区議会議員の一般質問で、企画部長が、「インボイス制度は消費税額を適正に納付するための手段。消費税は地方財政を支える財源でもある。インボイス制度の周知・啓発等に努めてきた」と答弁されました。インボイスの周知・啓発というのは何のために行ったのか、伺います。インボイスは消費税額を適正に納付するための手段ということなのか。インボイス制度は、消費税を預かっているながら納めなかった免税

業者に納めてもらう肯定なものとの考え方なのか、伺いたいと思います。

**○遠藤財政課長** まず地方消費税が今回伸びたというところで、それが、いわゆる物価高の影響があるのかというところがございますけれども、今回、地方消費税の歳入といたしましては8%ほど伸びております。物価高が3%程度という形になっておりますので、もちろん一因ではあるかというところがございますけれども、ほかの要因も大きいのかと考えているところでございます。

それから、インボイス制度の適正なというところがございますけれども、今回、課税事業者につきましては、登録番号等を書くような形になるということです。そちらを用いて、消費税の控除という形になっておりますので、より見える化するという部分があるかと思っております。そういう部分で、適正だというところで考えているところでございます。

**○鈴木委員** 適正な納付というところでは、預かった税金なので納めてもらうというところでの公正というところではないのか、その点を伺ったので答えていただきたいと思うのですが、そういうことでしたら、預かった税金、益税ではないということで、国会の論戦でも裁判でも決着がついているということで、お話をさせていただきたいと思うのですが、国会の論戦では野党議員が「消費税の納税義務者は事業者だと書いてある。消費税は預り金なのか」と質問したのに対して、政府委員が「多くの皆様に誤解を与える答弁を過去ずっとさせていただいているかもしれないが、消費税は預かり税ではありません」と答えたのです。つまり、消費税は消費者が税金として店・事業者に預けているように見えるが預り金ではないと。では、店が打ち出している10%の消費税分は何かといえば、法律的には価格の一部だということです。消費税が預り金でなければ、預かった税金を納めないという益税論は成立しないということが1点です。

それから、これは裁判でもはっきり判決が出されている問題です。サラリーマンが1990年に東京都と大阪府で起こした裁判。自分が払った消費税が税務署国庫に入っていない。この判決がどうだったのか。消費税分は、あくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しない。だから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではない。つまり、消費税は物価の一部であり、預り金ではないとの判決がはっきり出ています。さらに、品川区の会計監査をされている森井じゅんさんも、益税論が噴き出す中、消費税は預り金ではなく対価の一部だということで、様々なところで主張されています。そういうところで、改めて、なぜインボイスを適正な納税ということと言うのか。益税論、それから預り金ではない、ここのところは品川区としても、そういうことで認識しますということでもいいのか、確認させていただきたい。裁判の判決や国会での政府の答弁というのはご存じだったでしょうか。この点についても伺いたいと思います。

**○遠藤財政課長** 消費税につきまして、いわゆる価格の一部、益税など、いろいろな議論があったというところにつきましては、例えば新聞なり報道なりということで見ているところではございますけれども、その部分につきまして区として何かということになりますと、なかなか難しいのかと思っております。この部分でございますので、こちらの答弁につきましては国でということ差し控えさせていただきます。

**○鈴木委員** そう言いながら、適正な納税だと言われたので、こういうことを申し上げたのです。適正な納税という認識は改めていただきたいと思うのです。預り金ではありません。益税ではありません。そのことは、国会答弁でも裁判の判決でも、はっきりと決着がついているということで、適正な納税という区の認識はぜひとも改めていただきたい。

それから、国会の財務省の答弁でも、免税業者の平均売上げがどれぐらいか。550万円です。実際

の年収は154万円です。その方々から、1割の消費税を取る。15万円の税金を取る。これがインボイスなのです。ぎりぎりの生活の方を崖から突き落とす。これがインボイスだと私は思います。それから、アニメーターの方からも伺いました。多くの方が、月5万円で生活をしている。ここにインボイスがかかってきたら、本当に大変な状況だということも、区も認識していただきたいと思います。

○塚本委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私は品川区議会議員の立場で、区の財源確保、また予算執行が適切になされているかどうかの視点で決算委員会に臨んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。項目としては、130ページの都市計画交付金についてと、170ページの議会費について、お伺いしていきたいと思います。

都市計画交付金に関してですが、先ほども少し議論がありました、都区間の財源問題、財源の配分について、1つは財政調整制度の下での、区と都のやり取りがありました。今現在は55.1%という形で落ち着いておりますが、今後、児童相談所の移管に関して変化されるという状況にあります。

私は都区財政調整のことももちろん、区の財源確保という視点で大きな課題ではありますが、もう一つは、私は都市計画交付金の議論も、都区間の財源問題として取り上げていくべきだと思っております。今現在の認識としては、東京都と特別区が行っている都市計画事業が、仕事の上では都と区の割合が7対3になっている。そこに対しまして、都市計画税のうちの特別区のほうに入る交付金が全体の7%程度しかない。7対3の仕事をやっておきながら、7%分の財源しか入ってきていない。これを、約200億円なのですけれども、7対3の比率に応じて配分すれば、800億円ぐらいは特別区側に移行しないと、実際の仕事量との割合に見合わないだろうということが指摘されております。こういう議論が都と区の間で行われているわけですが、財政調整の問題のほうにどうしても注目されてしまうので、そちらに焦点が当たってしましますが、都市計画交付金に関しての都区間の議論の状況について、また、区側としては先ほど言ったように800億円程度は必要ではないかという主張をされていますが、それに対して都側の、どういう対応をされているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、議会費に関しましては、決算額を見ますと、令和元年度で8億1,290余万円、令和2年度で8億1,100余万円、令和3年が7億7,000余万円、そして令和4年度が7億6,000余万円ということで、令和元年度と令和4年度を比較いたしますと、4,767万円、議会費としての総額は減少されております。これまで区側としては不断の行財政改革に基づいて健全財政を目指すということを行っていただきましたし、それに対して議会側もそれを強く主張する。それで、主張する以上は、議会自らも改革をしなくてはいけないということで議会改革に臨んで、結果的な数字としては4,700万円の減少になったのではないかと推測しておりますが、実際に減額されたことに伴って、議会運営上、何か問題が新たに発生したということがあるのかどうか、その点をまずは確認したいと思います。

○遠藤財政課長 都市計画交付金についてのご質問を頂いたところでございます。

こちらは本来であれば市町村がもらえるというところでございますけれども、東京都の場合は、制度の中で特別区は東京都から都市計画交付金として歳入するというような状況でございます。こちらは、通常であれば、先ほど委員がおっしゃったとおり、3割程度のお金をもらえるところでございますけれども、おっしゃったとおり、7%という形になりまして、残りの部分につきましては財政調整の特別交付金ということで、4年に分けて歳入を頂くという形になっているところでございます。

現在、都との状況なのですけれども、財政調整の中で、区から、ぜひ協議をとるところなのですけ

れども、実質的には議論に今、東京都は全く応じていないというような状況でございます。

**○大澤区議会事務局長** 議会費のお尋ねでございます。

議会費を減額したことで、運営上特に困ったことがあるとは認識してございませんが、やむを得ず減額になった分、例えば行政視察に、この間、コロナの間は行くことができずに、視察の中でいろいろ皆さんに学んでいただいて、区の政策に活かしていただくというようなことができなかつたという側面でのデメリットというのは確かにあったと考えてございます。

**○田中委員** 都市計画交付金に関しまして、都側の対応がそういう状況だということで、引き続きここはぜひ森澤区長のリーダーシップの下、都に働きかけをお願いしたいと存じます。

今、都区間の調整ということ、いわゆる垂直調整でこういう議論が行われているわけですが、一旦、特別区側に交付金が配分された際の、今度は23区内での配分というのは、いわゆる水平調整を行うわけですが、都市計画交付金の関連でいうと、本来、それぞれの23区ごとに入る都市計画税と、実際にそれぞれの区が行っている事業を比べると、これは特別区の資料なのですが、千代田区や中央区、港区などは、都市計画税の収入が圧倒的にあるにもかかわらず、仕事としての交付金の配分は少ない。そういう中において、実は品川区は都市計画税以上に、実はその仕事を行っている。要は、この資料によると、税金と事業費が逆転している区であります。1番は世田谷区で、2番が実は品川区であります。つまり、本来、税金として入る仕事以上に、品川区の都市計画事業がなされているというプラスの評価をしておるのですが、その辺を踏まえた中で、この議論について、お考えをお聞かせいただきたいのと、議会費については、より有効に運営できるように、新年度以降の議会費の議論にも、今のご答弁を活かしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○遠藤財政課長** 都市計画交付金につきましては、おおむね25%という基準があって、それにプラスマイナスの、事業費に対してなのでありますが、最終、頂けるといふことなのでありますが、この事業費につきましても、なかなかその満額を見てくれなかつたりということもあるところがございます。その分、当然、区の持ち出し等が増えてくるところでございますので、様々、一般財源を使いながらという部分も出てきてしまうところでございます。その辺が厳しいところではございますけれども、必要なものということで今後もやっていければと思っております。

**○田中委員** 都区協議の中で、その上限を撤廃してほしいという項目も入っているかと思っております、そこもしっかり主張していただきながら、特別区の財源確保に努めていただきたいと思っておりますが、特に決算委員会としての質疑でいうと、令和4年度の収支で、予算現額が約7億5,400万円に対して収入済額が約5億9,500万円ということで、予算よりも事業執行が減っているのです。やはり、せっかくこういう形で配分されているものが使い切れていないことの、いろいろな社会情勢のこともあるかと思っておりますが、特別区と都の間で財源確保の視点でしっかり主張していただいている中において、予算執行が100%に届いていないというところには、私は一方の課題が、執行側の課題もあるのではないかと考えております。その辺、時間がないですが、お聞かせください。

**○遠藤財政課長** こちらの部分につきましては、予算と実際の執行になったときで、当然、乖離が出てくる部分もあるかと思っております。また、先ほど言った東京都の配分割合ということで、25万円プラスマイナス10%の、総額から逆算するような形で、いわゆるバッファーを設けているところがございますので、そういうところを引き続き、こちらはできるだけ区の収入を確保できるよう努めてまいりたいと思っております。

**○塚本委員長** 次に、えのした委員。

○えのした委員 私からは、162ページ、放置自転車等保管料についてお伺いします。

自転車・バイクの放置禁止区域について、道路上や公園等の公共の場所に自転車・バイクを放置した場合、短時間でも撤去されますが、返還の際には撤去と保管の費用を徴収していて、自転車が3,000円、バイク5,000円になっています。短時間とは、具体的に何分、何十分、1時間程度なのか。また、撤去した台数の返却率が分かれば併せてお知らせください。

○工藤交通安全担当課長 まず、短時間のご質問についてお答えします。

具体的には、短時間に明確な定義はございませんが、10分から20分程度というようなところで捉えております。また、放置自転車の撤去の台数でございますが、令和4年度、約9,000台というところで撤去作業をしております。

○えのした委員 これは、台数ではなくて、対象の撤去の返却率をお知らせください。

○工藤交通安全担当課長 失礼しました。放置自転車を撤去した車両の返却率でございますけれども、令和4年度につきましては約77.2%という数字になってございます。

○えのした委員 確認が取れました。

お隣の目黒区では、令和5年7月1日、道路交通法の改正・施行により、原動機付自転車の車両区分が、一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車、電動キックボードに細分化されたことにより、法令の改正施行に合わせて、ちょうど昨日の10月1日に条例の改正施行を行い、電動キックボードなどの撤去・保管料が新設されました。また、品川区と同様に、目黒区内の放置自転車は年々減少しているようですが、昨今の人件費高騰の影響もあり、撤去1台当たりの経費も高くなって、そのため撤去・保管料を引き上げました。改定前が、自転車3,000円、原動機付自転車4,500円、自動二輪車9,000円。改定後が、自転車5,000円、特定小型原動機付自転車5,000円、一般原動機付自転車が8,000円、自動二輪車は1万6,000円です。品川区としても、条例の改正が必要だと考えます。また、撤去・保管料の引上げについて、区のお考えをお聞かせください。

○工藤交通安全担当課長 条例の制定の部分につきましては、まずは電動キックボードが、委員ご説明のとおり、新たな乗り物ということで出てきております。こちらは、区としましては、まず交通安全に関するルールの周知、安全な乗り方等に関する周知を初めに行っていきたいと考えております。また、保管料の金額の設定の部分につきましては、他の区で保管料を値上げしているということも承知しておりますので、今後とも他区の動きを注視して研究してまいりたいと考えております。

○えのした委員 また、主要施策の成果報告には、「放置自転車等が特に多い武蔵小山駅や五反田駅、大井町駅周辺において、放置自転車の指導・警備、駐車場への誘導等を行う指導員・警備員を引き続き配置して、放置自転車等の解消に努めた。このような継続的活動の結果、自転車等の放置台数が減少している」とあります。また、6月12日の建設委員会の答弁では、「放置自転車等対策としては、駐輪場の整備、指導・啓発、撤去活動の3本柱で取り組んでいる。その結果、昨年は自転車の撤去台数が9,015台と、前年と比較して599台増加した。違法駐輪は、モラルに関わる部分が多いことから、引き続き、放置自転車対策の強化を図ってまいります」とお答えされていて、よい成果が出ておりますが、しかし一方では、2020年4月に、武蔵小山駅周辺の大部分が指定されて、放置禁止区域は、駅からとても遠く離れた場所にもあります。また、武蔵小山パルム商店街のお店の方や、お買物で来られたお客様からは、撤去に対する苦情も多く寄せられております。特に高齢者の方、小さなお子様を連れてお買物をされている方、初めて来街された方です。お買物をしている短時間に自転車を撤去された。

家に歩いて帰れない。重たい荷物をどうすればいいのかと、自転車撤去によりお困りの方が増えているとも伺っております。

建設委員会で示された、令和6年3月に策定する品川区自転車活用推進計画の素案の中には、指導警告札の札つけ件数が、武蔵小山駅の札つけ台数は1万9,786件と最も多く、撤去台数も1日12.8台と一番多くなっております。また、アンケート調査では、自転車の主な利用目的として最も多いのは、身の回りのお買物、48.1%、およそ半数を占めています。また、路上に駐輪してしまう理由として最も多いのが、「短時間の利用だから」が62.7%、次いで「駐輪場が目的地から離れているから」が41%となっています。違法駐輪はモラルに関わる部分が多いとはいえ、品川区においては、日常生活を支える身近な移動手段として自転車が多く利用されております。地域区民の現状も鑑みて、緩やかな撤去や、また指導・啓発の頻度、あと改めて周知も多くしていただきたいですが、区のお考えをお聞かせください。

**○工藤交通安全担当課長** まず放置自転車の撤去の関係、緩やかな警告といったところのお話ですがけれども、こちらは、交通の安全もしくは歩行者の安全を確保するために、放置自転車禁止区域というものを設定させていただいているところでございます。こちらについては、係員が行った際にすぐ撤去するのではなく、放置しようとしている方がいらっしゃる場合には、お声がけをして駐輪場をご案内すると。その後に自転車の移動が見られない場合は警告札を取りつけて、一定期間、時間が経過した後に自転車を撤去させていただくといったことをやらせていただいております。また、特定の店舗のお客さんが放置自転車としてとめているような箇所につきましては、特定の店舗に個別にお声かけをさせていただきまして、その後に撤去という形を取っておりますので、引き続き、区民に理解を得られるような形で活動を続けていければと思っております。

また、撤去の頻度でございますけれども、こちら頻度を多くした場合に、撤去自転車は増えるのですけれども、その分、費用も経費もかかるということで、その辺のバランスを見ながら、今後、有効な撤去活動をどうやっていけばいいかということを考えていきたいと思っております。

**○えのした委員** 撤去の頻度ではなくて、指導と啓発、先ほどの係員の方からのお声かけで、そういったことを多くしてほしいという、これは要望として終わらせていただきます。

また、武蔵小山駅商店街周辺には、駐輪場が広範囲にわたって、ないというところなんです。区内26か所ある区営の駐輪場が、武蔵小山駅周辺には1か所もないというのも要因として考えられますので、商店街と連携していただいて、店舗の休業日や、長期間テナントが決まっていない店舗前、また店舗内など、少しでも駐輪スペースを確保できるような取組をお考えいただいで、私からの要望とさせていただきます。ありがとうございました。

**○塚本委員長** 次に、石田秀男委員。

**○石田（秀）委員** ほかのことから聞こうかと思ったのですがけれども、最初に先ほどのリサイクルの話だけ少しさせてください。

金額が上がったということで、それはいいのです。だけど、これは理由があって、私は区民の皆様にもう、あなたのご協力のおかげですというのを、もっともっと打ち出すべきだと思っていて、これはもう2030年に飲料メーカーが、全量、ペットボトルはリサイクルすると打ち出したわけです。それで、各メーカーが今、非常にその分は価格が上がっている。そうすると、ここの部分で、違ったら言ってください。今、品川区のペットボトルは、皆さんがラベルを外してくださるレベルが高くて、75%とか80%ぐらいの方は外していただいているので、単価が高いわけだ。ラベルがついて、がしゃがしゃ



とまとまってしまっているのは安くなるわけけれども、これがもっともっと進めば、もっと金額が上がるわけだ。だけど、「75%から80%の区民の方々がご協力いただいているから、こういう金額がここまで上がったのです。ありがとうございます」というのをもっと出すべきだと思う。それはもう、これから飲料メーカーと様々いろいろなことをしていく。それは区内の事業者の方ともウィン・ウィンでやっていくべき。それはこれから残液のことなど、様々そういう制度の問題が出てくるけれども、この辺のところはもっと打ち出す。先ほど、ネットでもいろいろなことと言っていたけれども、まず、ありがとうございますとか、皆さんのおかげでこれだけ上がりましたというのを、それこそ出すべきだと思うのだけれども、その辺、まず先にそれを。

**○品川品川区清掃事務所長** リサイクルの件でございます。

特にペットボトルについては、昨今、非常に金額も上昇して、リサイクルに対する注目度も高くなっているところでございます。今、委員からお話があったように、先ほども澤田委員からもお話がありました、なかなかリサイクルして、これだけ金額が入ったという周知というのは、これまででもしてこないところがありまして、こういう観点というのは非常に面白いところだと思いますので、啓発の際には少し参考にしてやっていきたいと思っております。

それから、最近、動向がいろいろと変わっている場面もありますので、こういうリサイクルのものというのは非常に単価の変動が激しいところがあります。そういうところが非常に、いろいろ買取業者を選ぶところでも難しいところもあつたりしますので、こういった点もいろいろ注視しながらやっていきたいと思っております。

**○石田（秀）委員** あまりこれに時間をかけるつもりはないのだけれども、あなたのおかげでというのを、ご協力いただいてありがとうございますというのを、前面に私は出すべきだと思っているので、それはよろしくをお願いします。

それで、成果報告書の、今、先ほど、鈴木ひろ子委員は62ページで基金があつただけけれども、基金が増えました。それで980億円ぐらいになっているのですが、これは、繰入れの予定が繰り入れなくて済んだというのか、執行率がそこまでいかなかったというのか。あとは、税収。税収は上がったといっても20億円ぐらいだから、それは税収が上がったといっても全ては賄えていないわけで、この辺の、まず基金がこれだけ増えたということと、税収も、先ほど来出ているけれども、区民税が増えたのは、どういう方が増えたから上がったのか。ただ人口が増えたからということではないと思っているので、ある程度の所得の高い方が品川区にお引越しいただいたから、こういう形で増えたのではないかと、こういうところの予想をまず教えていただきたいのと、先に行きたいのは監査委員の部分で、行政評価シート、これも今、六百六十何ページか、もらって、私はこれはもう、あまり量が多いと見なくなってしまうと思っているので、私は少し絞ったほうが良いと思っています、監査の方のところ、46ページに、予算額と決算額に30%以上相違のある事務事業というのが必ずあるわけで、これは多分、いろいろ監査の方ともこれをやって、いつもこういうのが出ているのだけれども、こういうことを、もっとしっかりこういうところで、こういう絞り方をして、それでスクラップをどうかけていくのだなどという考えを持ってやったほうが私はいいと思う。

それから、主要成果報告書というのは、これまで行政評価など出てきた。それで、これは今、内容を見たけれども、主要施策の成果報告というのは、幾つかピックアップして各課から出してきているのだけれども、ここまで来たら、これは要らないのではないかと。中身を見ても、行政評価のシートがあるのだから、もう要らないのではないかと考えているのだけれども、こういうのも即時対応すれ

ばいいような気がしてならないのだけれども、その辺の考え方を教えてください。

**○遠藤財政課長** まず基金の部分でございますけれども、税金をはじめ様々な金額が、歳入が増えたというところがございますけれども、一方で公共施設整備や減債基金などにつきましては、取崩しを致しまして必要な財源に充てているというようなどころでございます。

それから、先になりますけれども、主要施策の成果報告書のお話でございますが、こちらは地方自治法第233条5項の規定に基づいて、必ず議会に出す、報告するというものになっているところがございます。

内容につきましては、今、委員がおっしゃられたように、いわゆる事務事業評価シートがございますので、ここは非常に重なる部分もあろうかと思っておりますので、こちらにつきまして研究をさせていただければと思っております。

**○吉岡政策推進担当課長** 事務事業評価シートについて、今回、665本ということで出させていただきました。こちらについてご意見を頂いたところでございますけれども、今回約10年ぶりに事務事業評価を実施するというところで、全事業を行わせていただいたところではございますけれども、なかなか見にくいというご指摘も頂きました。今年度、こういった課題等も整理させていただきながら、次年度、より効果的な、効率的な事務事業評価を行っていただきたいと思っておりますので、また見やすいというところも含めまして検討していきたいと思っております。

**○石田（秀）委員** これは、まず先に、どういう質問をするかを言っておきます。多分これも時間がなくなるので、後でほかのところやらせてもらいますけれども、1つは、これは人材不足が必ず出てくるのだろうと思っています。それは、派遣なのか委託なのか、個人の方への、先ほど来、補助を出していただくという話もたくさんあったけれども、その事業をやはり見直して、人材をどうしていくのか、委託の在り方をどうしていくのか、派遣をどうしていくのか。これは多分やっていらっしゃるのだろうけれども、横断的にやるべきだということを私は思っていて、これはぜひその考え方を教えていただきたいのと、これも収入もこだわってほしい。いろいろ考えてやられるとといったのだけれども、屋外広告物条例があって、よくご存じだと思うけれども、例えば上野動物園のところにある案内などの広告は、ある大手のメーカーがそれをやっていて、広告をやってくれるなら、これはうまくいく。浜松市もやっているけれども、これをいろいろなところでやればオーケーなのだけれども、石原慎太郎元東京都知事がこれをやって、大阪のグリコみたいなのは駄目だ、ベニスの海みたいなと言ったのだけれども、これはこれで小池都知事が、私はやめるかと思ったら継続しているので、これは少し収入にこだわるべきだと思っていて、これは突破していただきたいと、ある程度、思っていて、それでないと、都市型観光、水辺も含めて、様々やりたいことはたくさんあるのに、これでみんな駄目なのです。だから、これをぜひ突破していただきたい。これも、もう一回やります。

それから、先ほど言った、政策推進担当課長がいろいろ言っていたのだけれども、これもどこかでやりますけれども、政策推進を、今年もういいです。行政評価シートで忙殺されたかもしれないので、それでいいのですが、例えば全体を見渡していただいて、例えばぷりすく一があるが、ぷりすく一の隣に保育園がある。これはどういうふうやっていくのだ、全体で見渡してとか、シルバーセンターも複合化だ、ゆうゆうプラザというのはいいいけれども、私は今4つ目だと言ったけれども、1か所は成功しているけれども、あとはそんなにうまくいっていないと思っている。こういうのも、何でも複合化ではなくて、しっかり見渡して広さもやるとか、例えば、幼稚園は今あれだけれども、公立保育園をこれからどういうふうにしていくのだというときに、その敷地を使ったときに、区長も言ってい

らっしゃるけれども、高齢者のグループホームなのか、例えば障害者のグループホームなのか、こういうことも含めて全体を見渡して、それをつくっていく部署がなさ過ぎなのだというので、時間もないのだけれども、これは後でじっくりやらさせていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

終わります。

**○塚本委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時22分休憩

○午後3時40分再開

**○塚本委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。木村委員。

それから、木村けんご委員については座ったままの質疑で結構でございます。

**○木村委員** ありがとうございます。足の具合が少し悪いものですから、座って質問いたします。

私からは、171ページ、議会費の中から区議会だより発行6回、約2,874万円からの質問です。

区議会議員選挙が終わり、はや5か月が過ぎ、区議会議員として、区民の一員として、本区のためにも頑張っていきたいと思っています。

まずは、区議会だよりからの質問です。発行回数6回掛ける発行部数ですけれども、年間発行数に変更はないと思いますが、年間当たりの総発行部数はどれぐらいになるのか。6回まとめてでありますけれども、お聞かせいただきたいと思っています。

**○大澤区議会事務局長** 区議会だよりの発行でございますが、令和4年度につきましては、6回の発行のうち、定例号の4回および臨時号は全戸配布によりそれぞれ24万部強、新年号は新聞折り込みと駅スタンドによる配布で10万部弱、合計で130万1,600部となっております。

**○木村委員** 膨大な数でありますけれども、そのうち、どれぐらいが読まれていると思われていますか。見られていると思えますか。お願いいたします。

**○大澤区議会事務局長** どのくらい読まれているかという推測は少し難しいところだとは思いますが、昨年度実施されました世論調査におきましては、区議会情報の入手先としましては、区議会だよりが63%となっております、前回、4年前の調査から10ポイント近く上回っておりますので、それなりの読者の方がいると認識してございます。

**○木村委員** それでも大変大きな数だと思いますけれども、残りが捨てられているということになりますけれども、区民と品川区との考えの違いというものもあるかもしれません。品川区に対してどれぐらい興味があるのか。区民が本当に品川区に対してどういう気持ちを持っているのかにかかってくると私は思っています。これからも住み続けていきたいと思えるような品川づくりが、私は大変大事だと思っています。まずは、品川区に興味を持っていただくこと。私はそのように思っています。

本区にお住まいの理事者の皆さんもいらっしゃるかと思いますけれども、我々と同じ考え方だという区民が一人でも多くいることが、やはり大変大事なことであらうと私は思っています。理事者の皆さんのお考えや、もしそういうアイデアがあれば、どのようにすれば一人でも多く、品川区のことに対して興味を持っていただくことができるのかという、何かアイデア的なものがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

**○大澤区議会事務局長** 区民の皆様が、区に興味を持って、住み続けたいと思ってもらふ要因というのは様々あるかと思いますけれども、先ほども少しご紹介しました、昨年度の世論調査の結果から見ま

しても、例えばインフラの整備や災害防災対策、子育て環境や福祉施策などは一定のウエートを占めることから、品川区の現状や取組を伝えていくことが重要だと考えております。その中で、区議会だよりにおきましては、このようなことが決まりましたという見出しで新規事業の紹介等がございますので、区民にとっては大変分かりやすい発信だと感じております。

**○木村委員**　しかし、一人でも多くの方々に区議会だよりを手にとっていただく、目を通していただくことは、私は大変大事なことだと思っています。これが、行政側の、品川区としての願いではないかと思っています。区民の皆さんがいかに品川区に対して無関心であるかというようなことをよく耳にするわけでありますけれども、それを、本当に一人でも多く関心を持たせる方向に導いていくためには、一体何が必要なのか。もしそれがあれば、何か、理事者の皆さんのお考えをお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょう。

**○大澤区議会事務局長**　世論調査の結果ばかりで何ですけれども、世論調査の中でも、区議会へ関心があると答えた方は50.2%と半数を超えておりまして、これも前回の調査集にもアップしております。

区議会だよりの編集につきましては、毎号、広報会議のメンバーの方々が大変ご苦労されていらっしゃると思います。区議会だよりのコンセプトである、読みやすい、親しみやすい、分かりやすいというのは大変重要なことだと存じます。また、広報会議での提案によりまして、季節に合わせたイラストを取り入れるなど、細かいことへの配慮が、少しずつでも読者を増やすことにつながっているのではないかと感じております。表紙の写真につきましても、こちらも広報会議での発案でございますけれども、区民からの公募としておりまして、どれも見慣れたはずの区内の風景ではございますけれども、ぱっと目を引くような写真となっております、まずは区議会だよりを手にとっていただくという狙いに大きく寄与しているものと考えております。

**○木村委員**　いや、本当に区民の皆さんが、ぱっと一目で何か目を引くようなものがあれば、写真や、あらゆることに対して努力されていることは大変よく分かりますし、これからもそのことは続けていただきたいと思っています。

行政として区民に対し、どのようなことをアピールし、またどのようなことに耳を傾けてくれるのか、興味を持っていただけるのが問題だ、課題だと私は思っていますが、ほかに注意点があれば、何をどうすれば、もっともっと興味を引くのか。新聞自体にもっとイラストをつくったり入れたり、何かしたほうがいいのか。何かあればお聞かせください。

**○大澤区議会事務局長**　区議会だよりにつきましては、以前のタブロイド版から、現在、A4の冊子型に変更になっております。A4の冊子型に変更になってから、ご意見、ご感想が寄せられる件数が増加しております。中には表記が分かりづらいと、いろいろご指摘を頂くこともございますけれども、それだけ熱心に読まれているというあかしではないかと感じております。広報会議において、レイアウト等についてもご検討されているところでございますけれども、今後もコンセプトはそのままに、大事にすることはするのでございますけれども、タブロイド版からA4の冊子型に変えたように、必要であれば現状からの変更も含めて工夫を重ねていくということが大切ではないかと思っております。

また、現在、スマートフォンでも議会だよりが読めるように、デジタルブックへの配信やLINEでの通知も行っているところでございますが、特に若い世代の活字離れも視野に、今後も多様な方法での周知を検討することが必要だと感じております。

**○木村委員**　私は、そこまで深く考えてやっているとは実際思っていませんでした。聞くところによ

ると、ほとんどの区民が、区議会だよりを見ると、そのまま捨ててしまうというようなことを何度か耳にしたことがあります。何をどうすれば、どのような記事を掲載すれば、目を通していただけるのか、頭の痛いところだと今まで思っていました。でも、五十何%の方々に喜んでいただいているということは、私は大変うれしく思うところであります。ぜひともまだ頑張っていたきたいと思えますけれども、もしいろいろなアイデアがあったり、実行したいような何かがあれば、ぜひそれはやっていただきたいと思っています。少しでも興味を持っていただくには、これからは何が今以上に必要だと皆さんはお考えになっているのか、お聞かせください。

**○大澤区議会事務局長** 区議会に関心を持っていただくきっかけというのは、やはり区民の方の人生の中で、何か変化があるときが多いのかと感じていて、例えばお子さんができて子育て施策が気になったり、災害に遭われたときに災害対策について調べたりというようなことがあるかと思っています。そのような区民からのきっかけを待つだけではなくて、今、議会でも取り組んでいらっしゃるけれども、例えば児童生徒を対象とした本会議の傍聴や議場見学、新成人への区議会紹介のリーフレット配布等の活動もしているところがございますけれども、そういったことも区議会への関心を持つきっかけとなり得ると思いますので、やはり引き続き、特に若い世代への働きかけが重要ではないかと感じております。

**○木村委員** 私たちは、ただそれを傍観しているだけではなく、我々区議会ができること、やらなければならないことはあると思えますけれども、それは何なのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

**○塚本委員長** 木村委員、今の質問は多分に議会側というか議員側に委ねられる部分もあるので、事務局長としては答えられる範囲というか、何か答弁が、もし述べるものがあればおっしゃってください。

**○大澤区議会事務局長** 今までもいろいろご努力されていることは認識してございますので、今後も引き続き、皆さんでいろいろな知恵を出し合って工夫していくことが大切かと思っております。

**○木村委員** 区議会議員からすれば、中には行政に対して興味を持ってきている人がたくさんいると思っていることは確かであります。興味を持った、持つ、持たない。この境界線は何なのか。行政側としては、また私自身もあまりよく分かりませんが、もしよろしければ、そういう点をお聞かせください。それを教訓にしていきたいと思っています。

**○大澤区議会事務局長** 区議会や区政に興味を持つか持たないかということは、恐らく自分の毎日の生活にそのことが関わってくることに気づいているか、気づいていないかということだと思いますので、区政や区議会の動きというのが自分の生活にダイレクトに影響してくるということを併せて伝えていくことが大切なのかと考えております。

**○木村委員** 我々議員は、今の言葉をしっかりかみしめて頑張っていきたいと思えます。

**○塚本委員長** 次に、若林委員。

**○若林委員** 森林環境譲与税でお聞きしたいので、その前に行政評価シート、今般、決算特別委員会に初めて提出されましたので、若干お聞きしたいと思えます。

議会側または区民が行政評価シートを見たり、また活用したりということは、また今後の大きな課題になると思えますけれども、まずは品川区として、このシートをどのように活用していくかというお考えをお聞きしたいと思えます。活用というのは、いわゆるどういう成果をここから生み出していくのかというところをまずお聞きしておきたいと思えます。

**○吉岡政策推進担当課長** 行政評価シートの区の活用というところがございますけれども、こちらは、区でこういった事業につきまして、課題を検証・分析・評価することで、より効率的で効果的な行財政

運営につなげる、そして区政そのものをバージョンアップさせるといったものを目標として行ったものでございます。

**○若林委員** それをまた具体的に具現化するという意味で、行政評価で年間、品川区の予算の1%、約20億円というものを捻出して、さらに区民サービスに充てていこうということの流れになると思います。

この20億円については、今、評価シートを作って、またこれから政策評価という部分もありますけれども、今、来年度の予算に向けて、品川区ではこの評価シートを基に、様々、着々と準備を進めているのだろうと想像いたします。こういった評価によって捻出された予算を事業の拡充に使う。それから、これまでやりたかったけれども、なかなか手が入らなかった、導入に至らない、こういった新たなサービスに充てられていくと認識しているところでございます。

私ども公明党の会派としても、毎年の予算要望等で、様々、品川区の新規事業を特にご提案させていただいている中で、やはりずっと取り残されている課題というのも多々あります。先ほどもありましたけれども、例えばインフルエンザの高齢者の接種費用の、いわゆる公費負担、無償化というのでしょうか、こういったことも、ぜひ新たな財源の中で、品川区にはご検討いただきたいということが1点。また、今年度、带状疱疹ワクチンの助成制度に代表されますけれども、新たな区市の要望も聞きながら、新たな補助制度、また、ある事業では財政調整で手当てをするということも、東京都では努められていると思います。ぜひとも、インフルエンザの高齢者の接種費用等々、都へも今後しっかりと要請を行っていただきたい。この2つをまずは要望させていただきましても、いかがでしょうか。

**○遠藤財政課長** 現在、事務事業評価と並行いたしまして、令和6年度の予算編成をさせていただいているところでございます。依命通達の中で、いわゆる区民の幸せにつながるよとということで、それぞれ今編成しているところでございますが、先ほど1%というお話がありましたけれども、パーセンテージと金額とは別にいたしまして、今ご提案がありました部分、あるいは区民の幸せに使われるようなものを、捻出した部分で無駄を省いて、そちらを充当していきたいと思っておりますので、引き続き来年度の予算ということで進めさせていただければと考えているところでございます。

**○若林委員** これまでよく、いわゆる事業効果は、また区民ニーズは高いのだけれども、なかなか踏み切れなかった。そのとき、区の答弁というのは、代表的なもの一つに、国の動向、都の動向というご答弁をこれまでたくさん聞いてきました。20億円という数字はともかく、新しい区民サービスに当たっては、こういった動向を、これまでそういったご答弁をされていたものもしっかりと注視していただいて、ぜひ新たなチャレンジというか、区民のための着実なサービス向上につなげていただきたい。このことを強くお願いしておきたいと思っております。

それから、54ページの森林環境譲与税については、この仕組みを聞いている時間はもうございませんので、仕組みを分かっているという前提の下に、今年の7月には都区の連携の協定が結ばれました。森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定を、品川区を含む13の自治体が結びました。そこで、都内連携によって、令和4年度の決算でいうと早川町の事業に使ったりということですが、都と区の役割の違いとともに、今後、この協定によって、今やっている森林環境譲与税の活用事業が何か変化していくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

**○河内環境課長** 森林環境譲与税でございますが、7月に13自治体で連携を組みまして、主にこのターゲットですが、多摩の森活性化を目的といたしまして連携したものでございます。現在、多摩の森につきましては、約5万3,000ヘクタールにわたりまして森がございまして、都内の貴重なCO<sub>2</sub>

の吸収減となっております。これが荒廃するとともに、CO<sub>2</sub>の吸収減といたしましては、森の高齢化が進んでいるというところで、2050年の環境の大きな節目に向かって、次世代の吸収減の整備が今必要だというところで、森を持つ自治体、持たない自治体、都区連携を持ちまして、それでこちらの活動を始めたというところでございます。森林整備、カーボンオフセット、現場体験、木材活用を目的といたしまして、特別区が6区、それから都内の市町村3市2町1村、それから、まとめ役といたしまして、森を持ち、また産業労働局がございます東京都が頭を持ちまして、そのものを進めていくと。

構造ですが、特に変更はございません。森林環境譲与税はもともと使途が、市町村が行う森林の間伐、人口育成、担い手の確保、木材利用の促進などを狙うものでございまして、こういったものを一層促進させるための都区連携というものでございます。

**○若林委員** 決算書、右のページの55ページを見ると、備考欄に活動事業がわざわざ載っているということで、来年度からは森林環境税が、いわゆる住民税の枠組みを使って、区民1人1,000円が国税として徴収されて、そしてそれが品川区に譲与されてくるということになります。ということで、この備考欄にあるように、環境税の導入によって、譲与税を区民に還元するという意味合いがすごく大きく明確になっていくのだらうと思っております。そういった意味では、代表質問でもやりましたけれども、マイボトル給水機の設置といったものも、しっかり、これまで以上に区民が日常的に目にする。分かりやすい。理解しやすい。「皆さんから1人1,000円頂いた環境税が、幾らかけて、このような形で活用されています」。こういう目に見えるサービスというものも1つあると思います。

それから、カーボンニュートラルの取組は、現役世代から次世代へという流れがとても大切だと思います。いわゆる環境教育。子どもたちに、お父さん、お母さんが納めた税金が環境のために使われているのだという視点も大事だと思いますので、その辺は来年度になりますけれども、今後の取組をお聞かせください。

**○河内環境課長** 来年度の取組、環境面につきまして、私からお答えさせていただきたいと思っております。

まず1つ、多摩の森活性化プロジェクトといたしまして、都区連携の中で1つ行うもの。それから、従前より行っていますエコライフ事業の中で、国産間伐材有効活用事業助成というものを行っております。品川区商店街連合会とタイアップいたしまして、実際に青梅の森に出かけ、こちらの森林整備や現場体験、また木の大切さ、あるいは有効活用をワークショップなどで行い、発信するという事業でございまして。こういった立体組立の中で、区民の方に還元をという点。それから、エコルとごしなどの啓発講座などでも力強く発信していきたいと考えているところでございます。

**○塚本委員長** 次に、西本委員。

**○西本委員** 52ページ、特別区民税、そして60ページの特別区財政調整交付金、それから13ページ、繰越金に関連して、財務表はいろいろご説明がありましたので、それについてお聞きします。

特別区民税が増加したと、理由をいろいろ、ほかの委員もお話ししていたのですが、品川区は利便性がいいということもあり、50代ですか、そういう方々が流入しているのだという話は分かったのですが、それは少し分析が甘くないですか。私はそう思います。なぜかという、利便性はあります。それは昔から分かっています。でも、そこに住む箱がないと住めないわけです。だから、品川区でやってきたのは何かといたら、再開発、それからマンション建設ではないのですか。そこに人が入ってくるから、税収が増えてきているのではないのでしょうか。今、城南地区の小学校、中学校、目いっぱいになっています。

考え方として、「税収が上がりました、下がりました。品川区というのは、いいところだからです」。

それだけでは駄目だと思います。これからの品川区の構造をどうつくっていくのか。税金を含めて、どう人たちが入ってこようとしているのか。それは、品川区がつくっている、区がつくっているということになるのです。その分析をもう一度、お聞かせください。

それで、これからは、私もコロナ禍の影響があるのかと思っていたのですが、そうではないという、その理由もいろいろ分かりました。ただ、これからは物価高騰です。どういうふうに、区民の人たちが生活がどうなってくるのかというのは、とても重要なファクターだと思いますので、その見立てをお聞かせください。

それと、ここに加えて、東京都と、それから国の補助金との関係をお知らせいただきたいと思いますが、これから東京都と国の補助金をどうキャッチして、品川区に反映していくのかということです。というのは、なぜ言うかということ、品川区はこれからどうしていこうとしているのか、見えないのです。だから、「国が補助金を出します。東京都の補助金が来ます。はいはい、分かりました。だからやりませぬ」ではないと思うのです。やはり、こういう動きがあつて、だからそこにキャッチして、品川区政に反映していこうというふうにしていくのが、補助金の在り方ではないですか。それが見えません。その方向性を教えてください。

それから財政調整です。財政調整なのですが、児童相談所が少し動きました。動いたけれども、完璧ではないのです。なので、都区間の協議というのは何百とあったと思うのです。それを、今どこまで来ていますか。東京都で、都知事があまり興味を持っていないみたいなので、前に進んでいないとよく聞きます。でも、今どれだけ進んでいるのか、これからどういう方向に持っていこうとしているのかを少し教えてください。

それから、繰越金が65億円あります。これは来年どこに入ってきますか。この65億円を何に使うのですかということ。

それから、財務表をいろいろ見てお知らせいただきましたけれども、「健全財政で品川区はすごいでしょう」ではないと思います。私はこの健全財政は、これでいいのかと思うのです。もちろん赤字になってはいけないのです。赤字は駄目だと思います。でも、健全財政ということは、逆に言うと、challengeableなことをやっていますということなのです。そう思いませんか。だって、財政、税金を押さえて、押さえて、押さえて、それは必要なことだと思いますが、でも品川区として、これだけのことをやっけいこうというのがないので、だから使うお金も少なくなってきたはいませんか。もう少し大胆にすべきところがあるのではないかと思います、お考えをお聞きます。

**○提坂税務課長** 先ほど、50代の方の転入が多いということに関してのご説明ですが、結局、50代の方は高所得者層が多いだろうと。それを受け入れる先として、今、委員がご指摘のとおり、タワーマンション等のお住まいが整備された。そこに入ってきたことにより人口が増えたということも確かに一因だと思います。

**○遠藤財政課長** 幾つかご質問いただいたところでございます。

まず国の補助、あるいは都の補助というところでございますけれども、まず一義的には区として何に取り組むかということが大事なところではあります。その中で、例えば国で、あるいは都で、いろいろなメニューを用意していて、これが補助金に当たるというところであれば、財源の確保ということで積極的に取りに行くというような状況で、基本的なスタイルだという形で考えております。

それから財政調整の協議事項のところでございますが、9月6日に都区協議会が整いまして、一旦は令和4年度の協議を継続するというところで、55.1%の確保ができたところでございます。この後、



いわゆる児童相談所の仕事がどういう位置づけかというところで、東京都と特別区で、この後協議をするという形になっているところがございます。東京都と特別区、それぞれ言い分があるところがございますので、なかなか協議が今回、年を越したようなところもありますので、なかなか難しい部分でございますが、区としてはしっかり言っていきたいというところがございます。

それから、繰越金の65億円のところでございますが、何に使うのかというところがございますが、こちらは一般財源として使わせていただきますので、補正予算とか、そういう部分に充てているというところがございます。

最後に、それが残っている部分で、チャレンジしていないかと頂いたところでございます。まず健全財政というのは、守らなくてはいけない、大事なものだと思っているところでございます。その範囲内でしっかり、区は様々な事業にチャレンジさせていただいているというところがございますので、チャレンジしていないというのは当たらないのかと考えているところでございます。

**○西本委員** 区民税の話なのですが、私は逆だと思っています。再開発を進めている。それから、これは民間になるかもしれませんが、マンションを建てている。そういうところがあって、人口が増えてきているのではないのですか。品川区も再開発を進めていますよね。そういうことを考えれば、私は発想が逆だと思います。これも、品川区が進めている結果だろうと思っているのです。ならば、区民税を、上がりました、下がりましただけではなくて、やはり将来的な動向を見て、五年後、十年先の品川区を見て、どこにお金を使い、どこに政策を高めていきということが出てくるのではないかと思うのです。なので、ぜひそういう発想になっていただきたいと思っておりますので、もう一度、これは区政に関わることです。どう持っていくのかということになると思いますので、方向性を教えてください。

それに関連するかと思いますが、国・都の補助金についての考え方というのは当然分かります。ただ私は、今年度も含めて考えると、世代間のバランスが取れているのだろうかと思います。例えば、物価高の話をしました。物価高騰です。そのときに、子育ての方々をサポートする支援、資金は必要だと思います。でも、少なくなったという話も、先ほど説明がありました。でも、街頭演説などやっていると、よく言われるのです。「子育て、子育て、子育てと言っているけれども、私たちだってつらいのです、自分たちだってつらいのです」と言う、高齢者の方々、それから子育てが終わりになっている方々、もう少し若い人たち、いろいろな方々が同じなのです。そこをどう持っていくですか。子育てはいいかもしれないけれども、あまり子育て、子育て、やり過ぎているのではないかと私は思います。もっとバランスを取った政策を取るべきだと強く強く思いますので、そのことについてのご意見を聞きたいと思えます。

それから今回、東京都から副区長が来られました。東京都、それから品川区の関係づくりということでは非常に期待するものではありませんが、これはやはり、目的があって、目標があって、区長は任命されたと思うのです。これからどういう東京都とのやり取りで副区長をお願いしようとしているのか。もう既に分かっているながら任命されたと思いますので、それをお答えいただきたいと思えます。

**○佐藤企画課長** 人口動向の関係でございますが、令和4年と令和5年の比較ですと、20歳から29歳の若年層の転入が顕著でございます、それ以外に関しましては転出のほうが多いというところで、例えば大型マンションができてはおりますが、転入者は若い世代が入ってきているというところがございます。

今後の区政の方向性でございますが、先ほど来お伝えしているとおり、コロナ禍を受けまして、様々な社会情勢の変更があります。現在、長期基本計画・実施計画がございますけれども、コロナ禍も経て、

気候変動危機や物価高、いろいろ社会情勢が変わっていますので、そういったものに合わせてタイミングよく、いろいろな施策を練って、区民に求められる施策を進めてまいります。

**○遠藤財政課長** [時間切れにより答弁なし]

**○塚本委員長** 次に、まつざわ委員。

**○まつざわ委員** 私からは、決算書120ページ、高齢者見守り相談窓口設置事業補助金について質問を致します。

まずは決算書を拝見しますと、予算現額のうち金額というのがゼロ決算に計上されていますが、これは一体どういう事業のもので、どこかほかに、この事業に組み込まれているものなのか、お示してください。

**○東野福祉計画課長** 私から、高齢者見守り相談窓口設置事業補助金につきましてお答えいたします。

この事業につきましては、当初、民生費の福祉計画費のうち、地域福祉推進費の支え愛・ほっとステーション事業に当たる補助金として予定されていたものでございます。東京都におきまして、15節の高齢社会対策包括補助金にメニューが統合されまして、歳入がありましたため、決算ではゼロ円となっております。よって、23節予算現額につきましても、最終補正で減額更正をしているところでございます。なお、支え愛・ほっとステーション事業に当たる高齢社会対策包括補助金としましては、7,238万円を歳入してございます。

**○まつざわ委員** 支え愛・ほっとステーション事業に入れる予定があつて、メニューの統合、そして補助金で7,238万円があるということが、確認が取れました。

今お話がありました支え愛・ほっとステーションの事業は、主に品川区社会福祉協議会に委託しまして、13の地域センターの中で、高齢者福祉に関する相談を受ける事業と認識しておりますが、この事業内容をお調べしますと、民生委員の活動と似ているように私は感じます。民生委員と支え愛・ほっとステーションとの違いというものがあるのか教えてください。

また、民生委員という言葉に比べまして、支え愛・ほっとステーションといった言葉を知っている方は、私の周りにもあまり多くいらっしゃらないように感じますが、事業の周知など、どのような方法で行っているのかお示してください。

**○東野福祉計画課長** まず民生委員でございますが、民生委員は厚生労働大臣から直接委嘱を受けまして、民生委員法に基づき、地域の身近な相談相手として必要な福祉サービスが受けられるよう、適切な関係機関へのパイプ役として活動を行っております。また、品川区におきましては、高齢者相談員としての役割を果たしていただいております。一方、支え愛・ほっとステーションですが、こちらは区が社会福祉協議会へ事業を委託しまして、高齢者等の相談や地域づくりなどを行っております。お互いに補完し合う役割を持っているものでございます。

民生委員は、区内各地域を網羅しまして、高齢者相談や訪問等の活動を行ってございますが、例えばご近所の方には知られたくない状況を抱えている高齢者の方は、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターに相談するといったケースがあるというようなことも聞いてございます。また、民生委員と支え愛・ほっとステーションのコーディネーターと一緒に高齢者宅を訪問しまして、緊急事態を回避できたというような報告も受けているところでございます。区では、民生委員と支え愛・ほっとステーションの連携により、幅広く高齢者等への相談やアプローチを図ることで、多くの方の多様なお困り事に対応を図っているところでございます。

事業の周知ですが、区や地域センターなどの窓口でパンフレットを配布しているほか、定期的な区の

広報紙への掲載やホームページなどでも周知を行っているところでございます。

**○まつざわ委員**　そうですね。大きく言うと、厚生労働省、そして区の委託ということがありまして、内容は同じような支え合い。要は、近所に知られたくないから民生委員を活用しづらい。だから支え愛・ほっとステーションを使うというのは、それこそが要は支え合いですよね。まさに支え合いの事業なのだと感じました。

支え愛・ほっとステーションの活動の中で、地域のみんなでつくる交流の場、また地域交流会というのが大変好評だとお聞きしております。支援員が計画して場を設けていると思いますが、各地区の活動状況をお示してください。

続いて、現在、令和2年度に発行されたパンフレット。これが支え愛・ほっとステーションのパンフレットになりますが、例えば寄り道、フリースペース等、当時は8つの地区で10か所、現在はもっと増えているのではないかと思います。また、10か所の場所の記載がないというのも、紙媒体でしか情報を取れない高齢者の方にとっては、新しいものをやはり作成して行って、もっと地域支援員、要はボランティアの方を募るように、周知にも力を入れていくべきではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

**○東野福祉計画課長**　支え愛・ほっとステーション事業におきましては、各地域でフリースペース、寄り道と呼ばれる、高齢者などが集まって気楽に話ができる場を定期的に設けて、活動を行っているところです。現在、パンフレットの数値と変わりがまして、12地区で19か所のフリースペースがございます。コロナ禍におきましてはなかなか集まれなかった、実績が乏しかったと聞いておりますが、最近では着実に多くの方が参加している状況になっていると聞いております。

また、ボランティアとして地域で活動していただいている地域支援員も増えてきております。現在は、総勢で約500名の方が活動しているという状況です。このほかにも、町会役員や民生委員などと地域交流会も開催されるなど、活動が活発化してきております。

周知につきましては、パンフレットの更新としまして、先ほど委員からお話がありました、寄り道の場所の掲載や、中身の周知のための記載内容の変更等も含めまして、考えていきたいと思っております。また、区および社会福祉協議会、支え愛・ほっとステーションコーディネーターによる積極的な周知を図るとともに、これまで行ってきました広報誌やSNSなどの効果的な周知につきましても、これからも力を入れて行っていきたいと考えております。

**○まつざわ委員**　私は、この支え愛・ほっとステーションというのは本当に素晴らしい事業であって、どなたか議事録の中でも、支え愛・ほっとステーションに行ったら丁寧に対応してくれたというお話も実際に聞いております。ぜひ、福祉を支える素晴らしい事業の拡充、そしてまた12地区で19か所と、寄り道なども新しくなっています。やはり、こういった情報というのは、パンフレットの更新等も含めて周知していくことが、支え愛・ほっとステーション事業のもっと拡充になると思っておりますので、そういった更新をしっかりと要望しまして、早いですが質問を終わります。

**○塚本委員長**　次に、高橋委員。

**○高橋（し）委員**　146ページ、ほかの委員の方も何人かご質問されていましたが、ふるさと納税寄附金について、170ページ、時間の関係で、あれば議会費を質問します。

まず、ふるさと納税ですけれども、重なる部分もあるかもしれませんが、税金に対する基本的な考え方や、23区として危機感を持たなければいけないという観点から質問させていただきます。

総務省は10月から、自治体が寄附を募るのに使う経費を、寄附額の5割以下というふうに基準を厳

格化するというニュースもありました。品川区はホームページで、ふるさと納税の制度概要、そして品川区の考え、これまでの取組などを表示され、財源の損失額も公開しています。ほかの自治体への流出額を、令和元年度からの5年間の推移を見ると、23億円だった令和元年度分が、今年度は先ほど課長のご答弁もありましたけれども、45億4,000万円まで上っています。全国の流出額ランキングでは19位の位置にあります。ただ、これは金額でやっているのだから、23区の決算額との比率、そして区民税の損失率という形で見ると、令和3年度の決算しか数字が公的に出ていないので、令和3年度では品川区は約30億円の流出。それは、歳出決算額の1.6%。これは、23区の中で8位。そして、区民税の損失率という考え方をすると、5.4%で6位。これは、70億円の世田谷区よりも上位で、41億円流出の港区よりも上です。ということは、歳出決算額と、区民税の損失率という視点でいくと、23区の中では上位にある。それだけ流出しているということが分かります。このまま何らかの方法でブレーキをかけていかない状況だと、先ほどから議論にありましたけれども、品川区のみならず23区全体が大きな損失を被ります。

そもそもこの制度の課題は、個人が住民税の一部から自由に商品と交換してしまうという、いわゆる税金の趣旨に反しているということです。改めて、ホームページには品川区としての考えが表示されていますが、先ほどの決算額との関係、そして区民税の損失率という関係から、改めて区長のお考えを伺いたいと思います。

**○森澤区長** 今、ふるさと納税の流出額についてのご質問でございました。

やはり非常に、先ほどご紹介しました順位もありますけれども、危機感というのを感じております。区長会で国に対して、やはりこの制度の是正、見直しというのは引き続き求めていくとともに、先ほど来、ご答弁も差し上げておりますけれども、ふるさと納税、区の特徴を活かした返礼品も含め、拡充するとともに、プロジェクト型というのも区民の方に共感いただけるものと感じておりますので、そういったものも含め、今後、拡充をしっかりとし、流出した分をできるだけ取り戻せるように取り組んでまいりたいと思っております。

**○高橋（し）委員** 区として、返礼品等を含めたプロジェクトの拡充を進めていくというご答弁でした。それは、この制度がある限りは進めていかなければいけないという状況だと思います。

ところで、視点を変えて、トータルでいうと約1億円分のふるさと納税という税金が、各自治体から流出している。それで、5割までオーケーということは、本来納めるべき税金の半分が、これは全国で約1億円になります。そうすると、返礼品という個人の消費に消えているということは、もう本来、各自治体が使えた税収が消えているということになります。ということで、これは税金に対する考え方が、根本的に問題があるのではないかと考えます。今、特別区長会で国の制度の見直しなどの要望をさせていただけるという話だったのですが、23区、そして流出額が多い自治体と、まずどのように連携して、もう一歩踏み込んで何かできることはないのでしょうか。強く主張していくということはどうやっていただいていますけれども、根本的に税制の基本から逸脱しているという観点から、その点についても一度伺いたいと思います。

そして、流出額の75%を地方交付税で補填するという仕組みもあります。ただ、その仕組みは実は、その補填する地方交付税の税源を圧迫しているということと、そのお金を圧迫した分を、もともとは地方交付税で地方に交付していくという仕組みを、これも制度をゆがめているという部分があります。そういうところから、今言った国の仕組みの中で、果たしてそれはいかなものかという観点で、どういう主張を国にしていっていただけるのでしょうか。

○遠藤財政課長　　いわゆる、ふるさと納税制度の廃止を含めまして、これまでも見直しということで、特別区長会を通じて実施させていただいたところでございます。また、ここの部分につきましては東京都とも連携してというところで、それぞれ総務大臣なり、あるいは毎年こちらでホームページ等を公開いたしまして、こちらのふるさと納税の廃止のことで訴えてきたところでございます。

納税制度のそもそもの根幹というところで、そこも含めてというところでございますので、委員がおっしゃる部分も確かにあるのかというところでございます。なかなか下からの積み上げという形になりますけれども、課長会等々ございますので、そういう部分で、意見ということで、そういう部分を含めて国に抗議したほうがいいのではないかとということで進めていければと思っているところでございます。

○高橋（し）委員　　国に対しての、今、抗議というお話でしたが、ぜひ改善を求めていただきたいと思っております。期待していますので、よろしく願いいたします。

では、議会費なのですが、私は不勉強なので確認も含めてお尋ねします。議会事務局の職員の方々の任免、そして指揮命令権というのは、どなたにあるのか確認します。

○大澤区議会事務局長　　議長でございます。

○高橋（し）委員　　議長だということですね。万が一、区議会事務局の職員の方の中でパワハラやセクハラなどの被害が発生した場合は、職員の方はどなたに通報して、どのような対応が行われていくのでしょうか。

○桑村副区長　　今、区議会事務局長が答えたとおり、議会の職員の任命というのは議長が持っているわけでございますけれども、今、品川区の場合は、基本的に区の職員を派遣している形になります。その意味では、区長と議長の間の方針ということ、お互いに協議して職員を送っている状態でありませう。そういう意味では、区議会事務局の中では、体制を全般的な、今、セクハラの話がございましたけれども、そういうものの通報制度をつくるのはなかなか難しいということがございますので、一義的には今、区の職員全てがやっている通報制度。これは、人事課あるいは人権啓発課が中心になっておりますけれども、その通報制度の中で訴えるという形を取っているものでございます。

○高橋（し）委員　　区の通報制度の中で、区の職員の方が仮に万が一、そういった被害に遭われたときには通報していただくということですが、それで、今お話があったのですが、正確に言うと上司になるわけですが、例えば区長部局にそれが伝わった。そうしたら、職員の中で万が一そういうことが起きた場合は、上司として議長はどのような対応を、何というか、指導というのでしょうか、注意というのでしょうか、行われていくのでしょうか。

○桑村副区長　　先ほどの繰り返しになって申し訳ないのですが、様々なところで、そういう意味では協議という形になります。これは、先ほど言ったように、人事課あるいは人権啓発課が中心となったものに訴えが出て、そこでやはり一定の調査が行われて、何かそういった、あるいは指導が必要だというときに、どちらが指導するかというのを、議長と区長の間、もちろん直接ではなくて担当の中でやっているわけですが、現実に調査を今、区当局でやっているとなると、なかなかそこについての指導というのは、全般的な指導は議長ができるでしょうけれども、細かいことはなかなかできない形になりますので、やはりどうしても区長にお任せいただいて指導するような形になろうかと思っております。

○高橋（し）委員　　また勉強させていただきます。ありがとうございました。

○塚本委員長　　次に、松本委員。

○松本委員　　よく考えたら、区議会議員選挙が終わって初めての決算特別委員会ということで、私

は2期目ですけれども、また、これまで知らなかった方たちの質問と質疑を聞いていると、すごく個性が出るということ、今日1日考えながら聞いておりました。すごいところで、すごく楽しみだと思っております。各人、こうやって個性を持って質問するというのが区議会の大事なことだと思っておりますので、私も私のほうでいろいろ聞いていきたいと思っております。

144ページ、防災ラジオ売渡代金、166ページ、防災ラジオ販売事業費収入について伺います。

防災ラジオ売渡代金と防災ラジオ販売事業費収入ですけれども、これは決算書上、少し不思議な状況になっていたのをお聞きするのですけれども、防災ラジオの売渡代金の予算現額が0円で、防災ラジオ販売事業費収入が550万円計上されておりました。ですけれども、前者の収入済額が356万8,000円で、後者が収入済額は0円となっているところなのですけれども、この差はなぜこういう差が生じているのでしょうか。お願いします。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 今ご質問いただきました防災ラジオについてでございます。

こちらは、当初、科目を雑入といたしまして、防災ラジオ販売事業費収入550万円を予算計上させていただきました。ただ、こちらは事業内容と整合させるため、年度の途中に物品売払い収入で科目更正させていただいたものでございます。

**○松本委員** 今みたいなことというのはよく起こるのか、当初予算の段階で、ある程度想定できなかったのかとも思うのですけれども、この辺りはどうなのでしょう。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 本来であれば、予算計上の際にしっかりと事業内容と整合を取るべきところだとは認識しております。

**○松本委員** 分かりました。今後、よろしく願いいたします。

過去の議事録を拝見すると、この防災ラジオですけれども、令和3年度に5,300台、製造されて、このうち300台が防災区民組織本部長などに配布されたと書かれておりました。これで5,000台を販売対象にするということで、今年の予算特別委員会段階で3,156台が販売されたというご答弁があった。令和4年度の販売実績をお伺いしようと思ったら、今回の行政評価シートにしっかりと記載していただいている、3,262台と記載されておりました。

では令和5年度ですけれども、分かるところまででいいのですけれども、直近で今、販売実績がどのくらいあるのかと、在庫の数をお伺いできればと思います。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 販売状況でございますが、令和4年度に関しましては、高齢者等世帯、こちらは単価1,000円で販売させていただいているものが2,954台、一般世帯向けが、2,000円で販売させていただいているものが307台ということで、合計3,261台という形になっています。

令和5年度に関しましては、9月1日時点でございますが、高齢者等世帯の方で158台、一般世帯の方で105台、合計263台、金額といたしましては36万8,000円という状況になっております。

**○松本委員** 次に、ではどういうお金を使われているのかというところで、関連して、令和4年度の防災ラジオの関連経費ということで545万6,177円が計上されているのですが、これは関連経費は何かということで、当初歳出予算の見積書を拝見させていただきました。こちらが、発送・配送委託が1,157万円計上されている。それで、送付用郵券が91万5,000円、計上されておりました。

まず配送委託のほうですけれども、令和4年度はそういう計上がされているのですが、令和5年度については予算見積書にはこれが計上されていないというところなのですが、これはどういう事情でしよ

うか。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 防災ラジオ配送委託費についてでございます。

こちらですが、令和4年度から、新しいタイプの防災ラジオの配布を開始いたしました。事業開始当初は申込みが殺到するというのもございます。災害もいつ起こるか分かりませんので、なるべく一日でも早く、申込みを頂いた方にお届けしたいということで、当初の先行販売分に関しましては、防災ラジオ配送委託ということで、別途、契約をさせていただきました。

こちらの内容は、実際にお申し込みいただいた方に個別配送いたしまして、現場で料金は代引きをさせていただくといった手数料が含まれております。令和5年度に関しましては、申込み状況も落ち着きましたので、支払いの方法は、事前に納付書でお支払いいただいて後日配送するという流れに変更になりましたので、こちらの委託は令和5年度は行っていないという形になります。

**○松本委員** 令和5年度については、そういう委託はしていないということなのですが、では令和5年度は、このラジオを送るのは、個別にお送りすることになると思うのですが、これを送るのは大体幾らぐらいかけて送っていらっしゃるのでしょうか。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 令和5年度に関しましては、防災ラジオに関しましては、ゆうパックで発送させていただいております。単価が585円となっております。

**○松本委員** 今は500円ぐらいかけて送っていらっしゃるということで、普通なのかと思うのですが、やはり令和4年度の配送の委託の単価が、これも当初の歳出予算見積書によると、一個当たり2,350円かけていらっしゃるということなのです。防災ラジオは、高齢の方だったら1,000円ぐらいで売っていて、一般の方にも2,000円で売っているものです。売っている単価よりも高いお金をかけるというのは、やはりどうなのかということで、先ほど、一刻でも早くというところはあったかとは思いますが、ここは改めて、もう少し高いものを何とかできなかつたのかと思うのですが、いかがでしょうか。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 先ほどの委託費の単価でございますが、決算上は2,400円となっております。内訳ですが、配送の委託が2,200円、代引きの手数料が220円という形になります。理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり、災害がいつ起こるか分からないということで、一日も早くということで体制を整えさせていただいた次第です。〔同日後刻に「配送料2,200円、配送手数料200円」と答弁訂正あり〕

**○松本委員** 分かりました。どうしても、これは災害なので、あまり強くは言えないかもしれないのですが、ただどこに委託するかということも、これは頼み方次第で全然、単価が変わってくるのではないかと考えています。これは令和5年度はもうなくなっているということなので、今後こういった配送事業がある際には、きちりと安いといえますか、単価は計算して出していただきたいと思っています。

次に、送付の郵券のほうなのですが、これは郵券も令和4年度で5,000通ぐらい出されているということかと思えます。どういう方にお送りされたのでしょうか。

**○羽鳥防災体制整備担当課長** 質問にお答えする前に1点訂正を。先ほどの単価の内訳ですが、配送料が2,200円、配送手数料が200円、合計2,400円であります。大変失礼いたしました。

郵券の活用方法につきましては、こちらは、お申し込みいただいた方に、事前にお支払いいただくための納付書を送付させていただいております。こちらの郵券として活用させていただいています。

○松本委員 防災ラジオですけれども、これはいろいろな区で作るか、作らないかという問題があったりもすると思います。それで、では何でこれを作るかといったら、やはり防災無線が聞こえない方にどういうふうに関防情報を届けるかで、メールなど、いろいろな手段がありますけれども、やはりこれはラジオでという方がいらっしゃるのだと思います。そのときに、区に、防災無線が聞こえないのだというふうな連絡、電話のご意見などあると思うのですけれども、そういう方から電話が来た場合に、こういうラジオがありますというのを伝えていただきたいと思いますし、それに加えてその周りのエリアも聞こえていないと思うので、そういう方たちに対して直接、ダイレクトメールを送るなりしていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 防災行政無線が聞きづらいという方に対しては、お問い合わせいただいた方には、防災ラジオのPRはさせていただいております。また、まずは広報紙等を通じて広く周知してまいりたいと思います。

○塚本委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、14ページ、歳入についてお聞きしたいと思います。

まず、歳入とは何ですか。そして、歳入はどのように決まるのでしょうか。教えてください。

○遠藤財政課長 まず歳入につきましては、1年間の区の様々な予算ということで、いろいろな収入の総額と考えているところでございます。

歳入がどう決まるかということなのですが、こちらはそれぞれの所管から歳入の項目がございますので、それを積み上げていくような形で予算が決まるというようなところでございます。

○須貝委員 考え方としては、予算を決めて、それに対して歳入を充てるということですね。もう一度、それはお聞きしたいと思います。すなわち、歳出に対して、支出に対して、歳入を充てる。そういう会計年度独立の原則というものにのっとってやっている。

ここでもう一点、質問なのですが、歳入の使い道はどのように決められていますか。使い道に違いがあるかについてお聞かせください。

○遠藤財政課長 歳出から先に決まるか、歳入から先に決まるかというところはあるかと思うのですが、出るものを決めてから入るものを決めるというよりは、どちらかという、どれだけの収入があって、その枠の中で歳出をどうするかということになろうかと思っているところでございます。

それから、歳入の使い道ということなのですが、いわゆる一般財源という、どれでも使えるという、区で裁量でできる部分と、それから特定財源ということで、例えば東京都の補助金や国の補助金で一定決まっているようなものと、2種類あるかと考えております。

○須貝委員 大半の事業、一般財源に対しては、それぞれ、例えば区が福祉に力を入れたい、子育て支援に力を入れたいという需要に対して、自由にあてがえる。ある程度、幅がある。しかし、各事業ごとに職員数や事業内容というのは、区でも毎年、大体決まっていると思うのですが、財源金額は決められていますので、その財源をあまり大幅に動かすということはできないのですよね。それを教えてください。

そして、特定財源は使い道が決められている。決められていることなので、財源はもうほとんど動かせないと考えてよろしいでしょうか。

○遠藤財政課長 財源はある程度、決められているというところで、当然、継続性を持ってやる部分と、あるいは新規の施策でやるもの、あるいは一定程度、事業がもう必要ないだろうということで、廃止なり見直しなりというところで、様々なケースがあろうかとは考えているところでございます。



**○須貝委員** 今、品川区の一般財源は約1,170億円、特定財源は約790億円あります。今の一般財源も、ほとんど毎年、大半の事業は同じことを繰り返して区民サービスに努めているわけです。ですから、あまり今の事業を、決められた事業以外には、今まで長年やってきたことについて動かすということはなかなか難しいのだらうと思います。そして、特定財源に関しては、全く決められた事業以外には使えない。今、そのようなご答弁だと思うのですが、それにさらに人件費や扶助費などは、支出が任意に削減できない。そういう状況を見ると、予算の使い道には制約があると思います。

そして、行政評価を今、実施しても、行政評価をするということは、できる事業の評価をして見直しをしていくという1つの指針になると思うのですが、見直しは大変難しいのではないかなと思うのですが、ご見解をお聞かせください。これだけ様々な行政評価をやって、665ページにわたっていますが、いろいろ皆さん、職員の方が考えられて進みますが、これはそんなに変えられるのでしょうか。教えてください。

**○遠藤財政課長** 委員がおっしゃるとおり、ある程度、決まり切ったといいますか、そういうところがあるかと思います。通常ですと、経常収支比率というものがございます。品川区の場合ですと、今、74.8というところで、令和4年度についても23区で大体18位になっておりまして、これは低いほどいいという形になっているところでございます。18位というのは、数字が高いほうが1位という形になりますので、どちらかという下のほうということで、非常に、いわゆる区で考えて施策を打つというところでは、比較的、余裕があるかと考えているところでございます。

**○須貝委員** このたび、655ページの行政評価シートが決算特別委員会に提出されましたが、これは事業の目的と概要を示し、次に各事業部の予算が主にどのような事業に使われたか、そして、事業の取組内容と実績、指標の達成状況、さらに必要性と有効性を示し、その事業を評価するものです。確かに、一般的に利益を追求する民間企業は、予算を立て、執行して、その結果を評価します。成果があったのか、利益が出たのか、失敗だったのか、数字をもって一般企業は評価します。しかし、自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものだと思います。具体的には、住民が安全に安心して暮らすことができるまちづくり、地域産業の活性化、地域課題の解決などが自治体の使命です。したがって、事業評価を数字に表すことは非常に難しいと思います。せいぜい、民間と競合する事業や、数字で評価できる事業の事業評価は可能ですが、各事業部の区民による相談などの窓口対応や電話対応、そして対面対応などの区民に寄り添う姿勢については評価できないと思いますが、これは私は、品川区としては最も大切なことだと思うのですが、この点についてご見解をお聞かせください。

**○吉岡政策推進担当課長** 事務事業評価管理について、私からお答えいたします。

まず、区民に寄り添うというところで、まさに福祉の増進に資源を振り向けるというところは、まず、今ある事務事業をしっかりと分析・評価といったものによって、そちらに振り向けることが可能だと思ってございます。今回、665事業、行わせていただいたのは、そういったところもひっくり返して全てを点検していく。そういったところから、似たような関連事業はそういったもので統合できる。そのような見直しも可能かと思ひますし、また区民対応というところで、必要などころはどこかというところをしっかりと見るというところで、全件行ったというところでございます。

**○須貝委員** これだけの多くの事業を実際、評価する。恐らく、職員間でも区役所の中でも大変なことだと思うのです。

実際、1例で私は、583ページ、行政評価シートを見ました。ここだけ取り上げてしまってもすみま

せん。ここには「事業の実績・課題」というものがあります。そこで、ここに書かれているのは、教育委員会の開催回数、教育委員会の傍聴人数、教育委員会会議録の閲覧数、教育委員による学校視察の回数が書かれています。我々が聞きたいのはそうではないですよね。実際、学校は、子どもたちの学力定着はきちんとしているのですか。それを管理するのが教育委員会ではないのですか。それから、タブレットはきちんと使われているのですか。英語教育はどのようなのですか。そういうものを、要は子どもたちに対する教育がどのように行われているかということをお聞きしたいのです。それを公開してほしいのです。子どもたちの声も聞きたい。そして教員の声も聞きたい。そういうものは反映されていなくて、いや、ただ評価しています。これは何か違うのではありませんか。もっと、やはり区民に、子どもたちに、学校に寄り添うという評価が必要ではないのですか。教えてください。

**○吉岡政策推進担当課長** 今、行政評価シートの1例を挙げていただきました。事務事業評価は665本ございますので、その予算事務事業に応じた成果指標を設けさせていただいております。当然ながら、665事業がございますとおり、基本的にはアウトカム指標といったものを成果で出させていただくようにというところで、各事業、各部に検討いただいたところではございますけれども、なかなかアウトカム指標が出せないというようなところもございます。そういった意味では、先ほど委員にご案内いただいたとおり、いわゆるアウトプット指標といったものを掲示させていただいているところがございます。

いずれにいたしましても、こういった事業が積み重なって政策というところで、そういった大きな目標というところも、各部に必要な課題、必要性・有効性を挙げさせていただいているところもございます。また、各担当の相談というところではございますけれども、これは、今までこういった事務事業評価によらずとも、予算計上あるいは事務事業執行のときに、各担当が区民の方、団体の方、意見を聞き取って適切に執行していると考えているところがございます。

**○須貝委員** 行政評価をするということは、その事業が適切ですかということを、我々、区民に見せるためですよね。そうすると、何かこれは意味合いが違うのだと思うのです。実際、この事業はどのようなのだ。例えば公園。多くの区民の方、ほとんどの方が利用しない公園でも、やはり改修はしなくては行けない。それはどうするのですか。それは無駄ですかという判断をするのですか。それから、先ほども申し上げましたけれども、介護でも医療でも各事業部で、いろいろな人たちが相談に来ます。一人一人が相談に来て、では窓口対応しています、電話対応しています。直接、対面対応に行く方もいます。それを評価できないでしょう。

そうではないのではないですか。私が思うのは、やはり今必要なことは、民間の改善手法を取り入れて、ユーザーであるお客様に、お客様の区民の声を拾い集めるとともに、各事業部で働く職員の皆さんの声や意見などを集約して、区民にとって必要な施策を着実に実行していくことが、私は第一だと思うのです。これでは区民から全く離れているのではないのですか。それでいいのでしょうか。もう一度ご見解をお聞かせください。

**○吉岡政策推進担当課長** 事務事業評価につきましては、必要性、有効性、効率性といったものを評価・分析しているものでございますけれども、当然ながら、区民の方あるいは団体の方、こういったご要望、あるいはこういった部分も含めまして評価シートに掲載させていただいているところがございます。

**○須貝委員** これだけのことを、やはり区長をはじめ、区を何とかよくしよう、区民のためにやろうということで始めたと思うのです。その気持ちは分かります。それで、これだけの資料をそろえた職員

の方も大変です。先ほど石田委員からもありましたけれども、こんなことをしていたら、本当に仕事ができるのですか。それだったら区民と相対して区民サービスに努めてほしい。区民の福祉のために、私はやってほしいと思うのです。やはり、もっと区民に寄り添う。区民のためにやる。何を区民が求めているのだ。実際、各職場で何が必要だと考えているのだ。そういう対話も、やはりそういう方向を、もっと区として進めるべきだと思います。最後に、もう一回だけ、ご見解をお聞かせください。

**○吉岡政策推進担当課長** まさに委員がおっしゃるとおりで、福祉の増進に向ける、あるいは区民対応を強化する。そういったところに振り向けるために、今やっている事業の効率性を、より高めるところで、この事務事業評価を行っているところでございます。

**○塚本委員長** 次に、のだて委員。

**○のだて委員** 私からは、89ページの区内私立保育園経費に関わって補助金流用問題、95ページ・119ページのすまいるスクール運営費について、環境改善などについて伺います。

まず、私立保育園経費です。保育の質は子どもたちの豊かな育ちを保証することになり、また、とりわけ職員の処遇は保育の質を保証する上で重要だと考えます。国や東京都から補助金が出ていたり、区としても運営費を出して私立保育園が運営されていますが、この間、保育園での不正受給などの問題も多くなっているように感じます。そうした中で、私立保育園経費がどのように使われているのか。保育の質を担保していくためにもしっかりチェックすることが求められていると思います。

保育園運営費が、会社の本部経費や新規園の開設費用に流用されている問題があります。以前に紹介しましたけれども、株式会社立認可保育園について、2020年度は52社30園が約7億円、2021年度は20社48園で約12億円が流用されています。その保育園の人件費率は5割台以下となっていて、17%、本部経費に流用しているところもあります。10%を超えて本部経費に回すことは多過ぎると、専門家からも指摘されています。こうしたことは、もう公立保育園ではあり得ないことです。その下で問題があると思っています。区は、国の通知でも流用を認めていると説明しますが、10%以上流用しているということは問題だと考えていないのか、伺います。

**○石井保育支援課長** 委員ご指摘の10%が問題かどうかについては、10%という数字そのものをもって、問題だ、問題でないという議論をするべきことではないと考えてございます。

**○のだて委員** 数値では問題とは捉えていないというお話でしたけれども、やはり、本来、保育園で使われなければならない巨額のお金が流用されているということになるわけなのです。区にある保育園に使われないということですので、品川区としてもチェックすることが求められると思います。そして、10%を超えて本部経費に回すということは保育の質の低下にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

**○石井保育支援課長** 10%を超えるから直ちに保育の質が低下するということについては考えてございません。例えば先ほど委員のご指摘の中に法人本部の経費というのはございましたけれども、例えば今、保育ニーズというのは多様化しているところがございまして、現場の保育士だけでは対処できない問題を、法人のスーパーバイザーと一緒に入っていたり、区との連絡調整等々、我々も日々、行ってございますけれども、必ずしも保育園の保育士、保育園の園長のみではなく、その他、様々な経費が保育園にはかかっている現状の中、一概に数字だけでもって評価するのは適当でないと考えてございます。

**○のだて委員** 数字だけでは適当ではないと言いますが、やはり本来、区内の保育園で使われるものとして出されているのが、ほかのところに流れていると。本部からスーパーバイザーが来ている

という話もありますけれども、そうしたことも含めて、やはり品川区としてチェックしていただきたいと思います。

そうしたことも含めて、ほかにも新規開設や、単に運営費としても、ほかの自治体に流用されている問題もあります。これも本来、区の保育園の運営のために出されているという運営費が、他自治体に流れているということになるわけですが、これは問題と考えていないのか伺います。

**○石井保育支援課長** 委員ご指摘の、品川区のものが他自治体に流れているということは、恐らく各拠点区分における事業区分間、拠点区分間、サービス区分間、繰入金等の支出に入る部分であると認識してございます。裏を返せば、品川区のお金が他の自治体のものに使われる可能性もありますけれども、マクロの視点で考えるのであるならば、他自治体のものが品川区に入ってきて収入として計上されている部分もでございます。そういったところで、もちろんこういった制度については国が考えている部分でございますので、必ずしもその1つだけでもって不相当だと申し上げることはできないと考えてございます。

**○のだて委員** 直ちに問題とは考えていないということですが、これは1つの指標として私は提案しております、そうしたところでのチェックというのは、しっかりとされているのかどうかを伺いたいと思います。

**○石井保育支援課長** 例えば委託費の弾力運用につきましては、国の経理等通知に基づいて、書類が提出されているところでございます。こちらは、東京都に提出する際には一度、区を経由する部分がありますので、提出するに当たっては、我々も一度、書類を見ております。その上で、例えば東京都から疑義が生じた場合については、東京都からの疑義事項ということで、区を経由して各事業者に伝えられているところでございますので、様々な観点からチェックがなされているものと承知してございます。

**○のだて委員** 区でもチェックしているということなのですが、それがやはり他自治体に流用されているということは、私は問題だと思います。本来、区内で使われるべき財政が流出しているわけです。それで、流用された保育園や区の子どもたちは使えないわけです。税金の使い方としても、有権者が関われないというのはおかしいと思います。区として、こうしたことに問題意識はないということなのか、伺います。

**○石井保育支援課長** 委託費の使途については適正に使われるべきだと思いますし、保育の質の向上のために使われるべきだと思ってございます。しかし、直ちに委員ご指摘の10%云々といったところが、それそのものだけでもって問題だと考えているのではなく、委託費を支出するからには、きちんと保育の質の向上のために使うべきだと考えているところでございます。

**○のだて委員** ただそれだけでは問題だと考えていないということですが、つまり、ではどうなった場合には問題だと考えているのか。あるいは、これが10%ではなく20%、30%の場合、問題だと考えているのか、伺いたいと思います。

東京都では補助金等を間接補助として出されているのです。だから、区としてきちんとチェックしなければ、本来、区内の保育園で使用されるはずの税金が他自治体に流れてしまうということになります。言ってみれば、区民の税金がほかの自治体で使われることになってしまうのです。先ほど課長は、品川区にも入ってくる部分もあるということでしたけれども、それで本当に税金の使い方としていいのでしょうか。伺いたいと思います。区としてチェックすることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

**○石井保育支援課長** 区内の保育園のことに、まず保育が適正に実施されているかが一番の評価のポイントであると考えてございます。例えば不適切保育が生じて、そのときに委託費の使途云々、

全て総合的に検討した結果、不適切だと判断することもあるかと思いますが、現行、今、私立保育園の運営については適正になされていると承知してございます。

**○のだて委員** そこは区としてもチェックすることが必要だということと、税金の使い方として、区に来たものが別の自治体で使われる。ほかの自治体のもも品川区に入っているということで、そうした使い方でいいのかということも聞きましたので、伺いたいと思います。

**○石井保育支援課長** 委託費の使途につきましては、適正な保育がされているかどうかをまず観点に置くべきだと考えてございます。他の自治体に流れているなどといったことについては、こちらから何も申し上げることはできませんので、まずは適正な保育がなされているかどうか、そこに着目すべきだと考えてございます。

**○のだて委員** 他の自治体に流れていることはチェックできないというお話でしたけれども、実際、区を通して申請などされているわけですから、それはチェックできると思います。すべきだということは言っておきたいと思います。

ほかの自治体では、こういった規制を設けているところもあるのです。足立区では、弾力運用をしないという誓約書を書かせているそうです。品川区としても、保育園運営費の流用についてルールをつくることを求めますが、いかがでしょうか。

こうした流用が行われている中で、保育士の賃金の低下にもつながっていると考えています。本部経費などに回すお金を捻出するためには、人件費を削ることが一番簡単だからです。あまりに低い3割台などの人件費は是正すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、こうしたことも、ほかの自治体ではルールをつくって、世田谷区では、人件費率50%以上というルールをつくっています。助成金交付要綱で、開設2年目以降の園については、助成を受けようとする前年度の経常収入に対する人件費の比率が50%以上であることとしています。それで、これを満たさなければ返還を求めるというものです。人件費率について品川区のルールをつくるべきだと提案しますが、いかがでしょうか。

**○石井保育支援課長** 他自治体において人件費比率等のルールを設けるとのことでもございました。また、他区では弾力運用を認めないというところでもございましたけれども、弾力運用に関しましては、経理等通知で認められているところでもございます。区として現在、弾力運用を禁止するといったことは考えてございません。また、区の補助金を支給する上で、例えば人件費比率を何%にしなければならないと。こちら、例えば人件費比率を50%にしたら、それが正しいのか、正しくないのか。それを一概に言うことはできませんし、あとは当然、そこというのは、事業者の経営の判断の部分になってくることでもございます。区としては、適正な保育が行われているということに着目すべきであり、経営の一つ一つにまで行政が事業者に対して口出しをするものではないと考えてございます。

**○のだて委員** 私が今いろいろ指摘しているのは、やはり保育の質を上げていく、豊かな保育を提供していくというためにも必要だということで求めておりますので、ぜひそうした視点で、区としてもチェックしていただきたい、ルールもつくっていただきたいということで、要望しておきたいと思います。

次に、すまいるスクールについて伺います。品川区ではこの間、人口が増えており、子どもの人数も増えています。そのために、すまいるスクールに通う子どもたちも増えていまして、子どもたちの過ごす環境が担保されていない状況です。決まった場所が確保されていないということもあり、毎回、すまいるスクールとして部屋をつくらないといけないうことも聞いています。子どもたちが安心して

過ごせる環境整備を求めますが、いかがでしょうか。特に、配慮が必要な子どもたちも増えているということも伺っています。しかし子どもたちが多過ぎて、雑音で集中できない子もいると。発達障害などがある子などは、そうした環境がストレスフルな環境になって、楽しく過ごすことができないということになってしまいます。こうした面でも、配慮が必要な子どもたちも過ごしやすい環境整備を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○藤村子ども育成課長** 委員がおっしゃるとおり、すまいるスクールは場所によって活動場所がかなり限定されているというところもございます。ただ、そちらのことに关しましては、学校との関係性もございまして、個別に各すまいるスクールで、どういった対応ができるかというところは検討してまいりたいと思います。

また、特別な支援が必要な児童など、発達障害とおっしゃっていましたが、そういった形のお子さんのほうが数が増えているというところも、1つの事実としてございまして、そういった方が安心して過ごせるように、すまいるスクールの人員を少し増やしたりといった、安心して過ごせるような対応は、区としても順次取っておりますので、今後も児童の皆さんが安心して過ごせるように努めていきたいと考えております。

**○塚本委員長** 次に、吉田委員。

**○吉田委員** 私からは、88ページ、89ページにかけて、国庫支出金、生活困窮者自立支援事業と区内私立保育園経費について伺います。

最初に、生活困窮者自立支援について伺います。生活困窮者自立支援法ができたのが、たしか私が議員になった2015年だったと記憶しております。そのときに義務だったのは相談窓口で、それに加えて品川区は、努力義務の家計診断、家計相談も開設されたということで、大変評価しております。それで、ただ、今までの決算の評価だと、あまり家計診断のほう表に現れてきていなくて、ぜひそのことについて本日は伺いたいと思います。

各会計予算事項別説明資料では40ページ、行政評価シートでは336ページに記載されているという事業と理解しております。それで、委託先は事業開始当初より変化はないということでしょうか。その中で、行政評価シートを見ても、具体的にどれぐらいの家計診断をして、どのような効果を上げたかという評価がないと思うのですけれども、実績についても伺いたいと思います。委託先の業務の状況についても、区としての評価を伺いたいと思います。

**○豊嶋生活福祉課長** 3点ご質問を頂きました。

まず、平成27年から始まりまして、この制度でございます。委託先は変わっておらず、今も引き続き同じ業者で行っていただいております。

実績というか、件数のご質問を頂いております。令和4年度の件数でございますが、こちらで上がってきている数字が、延べ34回、家計相談を対応させていただきまして、その内訳、6名の方に対して34回、対応させていただいたということでございます。

業者を含めた評価ということでございますが、こちらの業者は、23区中17区の自立支援業務を行って受託している業者でございます。実績は十分あるかと考えておまして、我々も信頼して今現在、業務を委託しているという状況でございます。

**○吉田委員** 事業者はよく存じ上げていて、実は今回質問しなくてはと思ったきっかけが、目黒区の区民の方からご相談を受けて、品川区議会議員としては、目黒区はどうしようもないので、目黒区の生活者ネットワークに託したのですけれども、その方が目黒区で相談されたときの評価が大変厳しく、な

ので品川区も同じ事業者なのでどうかと、今回、質問に取り上げました。品川区としては、信頼できるということでしょうか。

34回で6名というのは、人によって違ってくるということで当然だと思いますけれども、その結果、その方の状況が生活困窮から抜け出したなどというような点についての評価も伺いたいのですけれども、その点についていかがでしょうか。

行政評価シートを見ますと、「必要性・有効性」の欄では、必要性はきちんと書かれていましたが、有効性のほうがはっきりしなかったのです。有効性のほうの評価をぜひ伺いたいと思います。

**○豊嶋生活福祉課長** まず、業者が信頼できるかという点でございます。こちらとしましては、特に特段、相談者の方から、クレームではありませんけれども、厳しいお声を頂いているお声は入ってきておりません。

それで、先ほど6名の方のお話が出まして、その6名の方であります。そのうち1名の方は、もう自分で自己管理が、金銭管理というか、お金の家計管理ができるようになって、現在では在宅支援センターの方と協働しながら進めているということでございます。また、6名のうち2名の方は、暮らし・しごと応援センターで引き続き職員が対応していると報告を聞いております。残念ながら1名の方は生活保護に入ってしまったという方も聞いております。

必要性・有効性のお話でございます。必要かと言われると、この事業は大変必要でございまして、やはり自立支援という観点から、お金の管理ができない方、お金をどうしても使ってしまうという相談、やはり一定数、暮らし・しごと応援センターにも入ってきてございます。こちらは大変重要な事業と我々も考えてございますので、引き続き進めていきたいと考えております。

そして、有効性の観点からのお話でございますが、やはり「お金の管理ができないです」という切り口で相談に入ってくる方は、なかなかいらっしゃいません。いろいろなお話、様々なご相談を頂く中で聞き出して、そういったことだという事実が判明して、こちらから各事業、各機関につないでいっているものでございます。また、そういった相談をしても、ご本人の同意がないと、なかなか進めることはできない事業でございます。なかなか、「お金の管理というか支援します」と言って、「ありがとうございます」と、すぐもろ手を挙げて、その事業に「よろしく願います」と言う方よりも、「いやいや、お金はもう自分で管理するから」というところで、断られるケースが多々あると聞いてございます。そういった意味から、有効性のところで、なかなかこちらが支援したくても、手をつなげることができないという点で、曖昧な書き方になってしまっているということをご報告させていただきます。

**○吉田委員** 私は実は、身近にそういう事業者にも関わっていたのです。その中でも、家計診断は大変難しいということを聞いております。なので、そこが難しいところを委託しているの、区がその辺の有効性をきちんと判断しているのかということで、本日伺いました。

おっしゃるとおりだと思います。私も必要性はもうすぐ理解しておりますので、ぜひ有効な家計診断に今後ともつなげていっていただきたいと思います。ただ、行政評価シートの「予算・決算」の「効率性」のところで、「執行率は89%と高く、効率性や有効性の観点から民間事業者に業務委託を実施し、適正かつ効率的に執行している」というのがあるので、少し気になったのです。なかなか、おっしゃるとおり、効率よくいくものではないので、ぜひ今後は有効性をもっと重視していただきたいと思います。家計診断を本気でやろうと思うと、本当に今、課長がおっしゃったようなことを、私はもう一回、念を押したかったのです。きちんと理解していただいているので、ぜひその辺の気持ちで、今後も有効な事業を執行していただきたいと思います。また改めて何うこともあると思いますけれども、どう

ぞよろしく願いいたします。

それで、もう一つが、区内私立保育園経費について伺います。今年も保育園の事故報告を、情報公開請求を致しまして確認しました。本年の第2回定例会で、児童の安全確保支援事業の拡充として、東京都が通園バスの置き去り防止装置設置に対する費用補助の上乗せおよび置き去り防止装置以外の事故防止に対する費用補助を実施したことを受けて、区における児童の安全確保支援の拡充の補正予算が提案され、決定いたしました。しながわ未来といたしましても、これまでどおり、保育士の目でしっかり安全確認することを前提に賛成しました。しかし、このたび情報公開された事故報告を見ると、事故防止装置では防ぎ切れない事故が起きているようなのです。保育士のせいではないと思います。やはり、保育士の配置を増やさなければ防ぎ切れないのではないかという視点で質問を致します。

1例を挙げます。お散歩で広場へ遊びに行き……、公園ではないのです。広場に遊びに行き、保育士が他の園児に水分補給などをさせている間に、園児2人が広場から出て、道路の交差点のほうに向かってしまいました。通りがかった方から、「子どもさんが交差点のほうに行きましたよ」という指摘があって、保育士が慌てて捜しに出て、50メートルぐらい行ったそうなのですが、2人を見つけて事なきを得ました。通りがかりの方の報告がなかったら、ちょうど車が来ていたらと思うと、本当にぞっとします。一步間違えば、本当に大変なことだったと思います。

このケースは保育士2人に、園児11人です。報告書を読むと、場所は分かるのですが、この広場はフェンスはないと思います。オープンで広い道路に面している広場です。人員の配置基準を満たしていたとしても、活発に動く子どもたちを保育士2人で目配りするのは難しいのではないのでしょうか。区としての加配を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

続けて行ってしまいます。私立保育園の事故報告については、品川区として東京都に報告書を提出すると理解しております。報告書には、所管自治体の必須記載欄として、事故発生の要因分析に係る自治体のコメントが求められています。この事故に関する品川区のコメントは、改善策の実施状況を確認し、新たな課題が発生するようであれば必要に応じてさらなる改善策を指摘していくとあります。いつどのようにして園としての改善策の実施状況を確認したのか。また、これからするなら、いつ確認するのか。この欄の記載は誰がどのように行っているのか、伺いたいと思います。

**○石井保育支援課長** まず、今回、委員ご指摘の置き去り事案に係る事故報告書を基にご指摘いただいたものと認識してございます。こちらは、こういった置き去り事案、もちろん保育士の数を十分用意できれば、それにこしたことはない部分がございますけれども、例えば保育補助者を配置する等々、保育士の加配だけには限らず、児童の安全を守るための措置は必要になってくるのではないかと考えてございます。また、各所管自治体必須記載欄ということで、こういった事故報告をもらったときに、各自治体で東京都に報告を上げる際にコメントを記載してございます。今回、委員ご指摘のところでは、改善策の実施状況を確認し、新たな課題が発生するようであれば、必要に応じてさらなる改善策を指導していくというようなことですが、こういった報告が園から電子メールで「事故報告書を提出します」と送られてきたときに、まず保育支援課の職員でこちらを読ませていただきます。底を上げる必要があるので、まず東京都に報告はするのですが、後日、例えば事案によっては園を訪問して、そういうときはどうだったのかということも伺うこともあります。そういったヒアリングの中で聞こえてくるのは、やはり、例えば今回、2名の保育士でお散歩に行っているのですが、もう一人が確認してくれると思ったというような、何とかコミュニケーションが不足していたというふうに反省するところもございます。決して、こういった報告書の提出だけではなくて、私立保育



園はかなりの量、増えてございますけれども、職員も日々、そういった保育園の運営支援に対して汗を流しているところでございます。

**○吉田委員** 区のコメントの中でも、ほかの事故のケースですけれども、配置基準は満たしているが、保育者が保育にゆとりを持って臨める体制をつくる必要があるというコメントや、配置基準は満たしているが、このケースのように……、このケースというのは今言ったものではなくて、この報告書が書かれているケースのように、想定外の出来事が突発的に生じることを想定し、職員配置を行う必要があるという記載もあるのです。だから、区としても、足りないのではないかという認識はあるのだと思うのです。これは、東京都に報告という形を取りながら、東京都へ配置を増やすように求めているようにも見えますし、事故報告に記載する、区のコメントというものを通して、そういうふうに求めていると理解してよろしいでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

**○石井保育支援課長** こういった事故報告、東京都に報告すると同時に、事案によっては国に報告されるものもでございます。都の担当者もこういったものを読んでおりますし、そういったところで、区が例えば今回の事案について、こちらは保育士をもっと配置したほうがいいのではないかと。こういったコメント一つ一つを、東京都が施策に活かしていくというふうなことはあると考えてございます。

**○吉田委員** ぜひ、そのようにこれからも東京都や国に主張していただきたいと思います。

それで、事故報告なのですけれども、私たちは毎年、情報公開請求しているのです。でも、私は責任を追及したくてやっているのではなくて、こういうふうな点検したことが次の事故を防ぐことにつながると考えているのです。この間の補正のときも言いましたけれども、効果測定などということのためにも、これは文教委員会に資料として提供されるべき事故報告だと思いますけれども、その点について見解を伺います。

**○石井保育支援課長** こういった内容ですけれども、まず現場で共有することが一番と考えてございます。私立保育園長会でも、個人名を抜いた形で共有等を行っているところでございますし、今後も適切な形で情報共有していきたいと考えてございます。

**○塚本委員長** 次に、あくつ委員。

**○あくつ委員** 私からは、112ページ、総務費補助金から、ウクライナ避難民への支援についてと、関連して福祉計画課長や公園課長にもお伺いしますので、よろしく願いいたします。もう一つ、109ページ、民生委員活動経費、121ページ、高齢者安否確認事業、町会自治会のお祝い事業等への名簿提供について伺ってまいります。

まず、ウクライナ支援についてです。令和4年度の第3回定例会補正予算案で、ウクライナ避難民支援経費として218万4,000円が計上され成立しました。具体的には、ウクライナから避難されてきた方で、1人10万円、生活のための支援金を支給するというので、20人分の予算計上があったということを聞いています。これは、財源は歳入のどこに当たるのか教えてください。

**○勝亦総務課長** こちらの補正予算の財源でございますけれども、補正予算で一般財源で組んでいるものと認識しております。

**○あくつ委員** 関連して、ウクライナ避難民への支援について伺ってまいります。

これは歳出となるので答弁は結構なのですけれども、187ページにはその金額が載っていて、割り返すと少なくとも9名の避難民の方が、品川区内で支給がなされているということになります。

1年前の第3回定例会の一般質問で、区内のウクライナ避難民の数を確認したところ、総務部長の答弁で、「避難者の状況ですが、東京都がプライバシー保護、避難者の安全確保などの観点から、自治体

ごとの避難者数については公表していないため、品川区においてもその趣旨を踏まえ、公表は差し控えたい」というご答弁でした。私は東京都に確認しました。新井副区長がいらっしゃった政策企画局というところ、政策部に確認させていただきまして、まず東京都はそもそもウクライナの避難民の自治体の数というのはないのです。そもそも入ってくるのは区市町村なので、そもそも公表したくても公表できないということをおっしゃっていました。ただ、都営住宅に入っている方については把握しているということでした。少し、やはりご答弁のニュアンスが違うのかという感じがいたしております。

まず法務省からは、ウクライナ避難民在留者数というのは公表されて、都道府県別に公表されていて、つい1週間前、9月27日現在では、全国で2,085名、東京都では587名の方が避難されていると公表されています。特別区においても、板橋区では本年3月の時点で区内在住のウクライナ避難民数は19世帯23名、港区でも令和5年4月段階で26世帯46名、世田谷区では令和4年5月時点で在住ウクライナ国籍者数50人ということで公表しています。何で品川区は公表しないのか、改めてお伺いしたいと思います。

**○勝亦総務課長** 第一回定例会で過日ご答弁を総務課からさせていただいたとおおり、プライバシーやセキュリティ上の問題といったものがあるかと考えて、公表していないものでございます。

**○あくつ委員** 先ほどの東京都の課長に聞いたら、それは自治体の判断ですということでした。自治体の判断として、そうしたら、他区は恐らくプライバシーなどあまり考えていないのでしょうか。

これは、品川区では、令和4年3月2日から日本赤十字社のウクライナ人道危機救援金の受付というのをしています。どの程度の募金があったのか、これは福祉計画課が窓口のようなので、教えていただければと思います。

**○東野福祉計画課長** 令和4年3月2日に、まず募金箱を設置いたしまして、その後2か月間、募金箱を設置してございました。現在までのウクライナ人道危機救援金の募金額につきましては、85万9,976円となっております。件数でいくと90件ほどになります。また、募金箱に入っているお金については、この件数にはカウントされておりません。

**○あくつ委員** 86万円弱の募金がされているということで、ウクライナ避難民への支援ということで、区民からも非常に関心が高いと。先月9月21日に国連でウクライナのゼレンスキー大統領が支援を訴える演説を行ったという報道がありました。長引く戦争で、各国の支援疲れ・支援離れが顕著に見えたということでした。先ほど申し上げたように、国の受入人数、東京都の人数、そして特別区でも避難民の方の人数をはっきりと示している自治体もあります。示している自治体ほど、どのような支援を行っているか、また避難民、そして区内外へ明確に示していることがはっきり分かります。先ほどの自治体はかなり熱心に支援メニューを上げて、どういうことをやっているかというまとめも公表されている自治体です。品川区でも、やはり何人、何世帯のウクライナの避難民がいらっしゃって、このような支援を行っているということを国内外に示す。このことによって、武力による現状変更は絶対に許さない。ウクライナに連帯を示す。これは令和4年度に品川区議会と品川区長からロシア大使館に申し入れていると思うのですが、私はこの覚悟が必要だと思うのですが、ご見解を伺います。

**○勝亦総務課長** 武力による現状の変更を絶対に許さない。区議会、それから品川区としても、それは表明しているところでございます。そういったものは、必ず大事なものではございますけれども、この人数の公表につきましては、避難されている方の安全や、ご希望に沿った上で公表していないというものでございます。

支援につきましては、今、区内のご支援いただいている方には定期的にご連絡を取ったり、様々なご

要望を受けて細かに対応している状況でございます。そういった意味では、人数にかかわらず、品川区は熱心にウクライナの避難民の方の支援を続けているところでございます。

**○あくつ委員** この前もそういうご答弁がありました。

私も、他区の事例を含めて、体育施設、生活上なかなか困難があるということで、品川区の健康センター等、減免ができるようにということで、昨年、1年前に、これは検討するというご答弁を頂いていました。その間、決算特別委員会、予算特別委員会で、これは何度も確認して、今年の4月の予算特別委員会では、当時の総務課長から、最終的な調整を行っていますというご答弁を頂きました。そこから7か月がたって、令和4年度には実現しなかった。その最終的な調整、7か月間たっていますけれども、その7か月間の最終の調整の結果について教えてください。

**○勝亦総務課長** ご利用のご要望のあった健康センターは、品川・荏原につきましては無料で使えるようにご協力いただきまして、今、無料で9月から使えるということで、お知らせをしているところでございます。

**○あくつ委員** 9月20日付のホームページ、小さなコラムというか、小さなニュースで、そのことが載っていました。これは日本語で掲載されているのですけれども、日本語のホームページを毎日見ている避難民の方は当然いないでしょうし、避難民当事者の方は日本語が読めない方もいらっしゃるかと思います。どのようにお伝えされているのか教えてください。

**○勝亦総務課長** 先ほど申し上げましたとおり、避難されている方には、個別に定期的に連絡を取ってございます。そういった意味では、担当から、メール、LINE等を使って、お一人お一人に情報を提供しているところでございます。

**○あくつ委員** 確認しますけれども、これはもう確実に伝わっているということでしょうか。

**○勝亦総務課長** こちらから避難民の方ご個人にお送りしたメール、LINE等をご確認いただければ伝わっていると考えております。

**○あくつ委員** 同じ7か月前のご答弁で、健康センターだけではなくて心身の健康の維持のための施設ということで、個人でフリー利用、予約なしで使えるような施設について、何らかし使用料の免除ができるような形で最終的な調整をされているという、課長の答弁がありました。7か月間の最終調整の結果、健康センターのほかの施設の名前が出ていない。少し期待していたのですけれども、この点、全庁的にどのような調整をされたのか教えてください。

**○勝亦総務課長** 全庁的な調整というご答弁をさせていただいたかと存じてございます。ただ、何ができるかということからではなく、何のご要望があるかということから支援を考えてございます。例えば区の施設につきましても、いろいろございまして、避難民の方ご個人で使われることはあまり想定できないような施設も多々ございます。そういった意味では、まずご要望のあった、運動施設、健康といった、精神をリフレッシュできるような施設をまずお使いいただくということで、品川・荏原の健康センターの無料化を進めたものでございます。

**○あくつ委員** 先ほど、寄り添った支援で、様々、聞き取りなどされているということでしたけれども、どういった要望があったのか、それでは教えていただければと思います。

そして、お隣の港区は、ウクライナ避難民に寄り添った切れ目のない支援が評価されて、今年5月、国から表彰されています。出入国在留管理庁というところから表彰されています。プレス発表では、港区では今年度、ウクライナ避難民支援の専任組織、これは担当課長をつくったのです、設置して、全庁

的な体制で切れ目のない支援に取り組んだことが評価されて、このたびの表彰に至りました。ここも、数は先ほど申し上げたとおり、世帯数、人数は公表しています。国はそこを表彰している。引き続きウクライナ避難民の方々の声を聞きながら、港区で安全安心に暮らしていけるよう、避難を続けていくというようなことを表明されているということでした。

私はこの間、調整の進捗状況もずっと伺ってきたのですが、例えば品川区独自の支援もできるのではないかとということで、例えば、しながわ水族館の入場料を減免する。このようなことも可能ではないかということもやり取りをさせていただいてまいりました。日本動物園水族館協会というところでは、動物園・水族館の主な社会的役割というものを定めています。その中で、大事なところでレクリエーション。人々に楽しい時間を提供し、楽しく過ごしながら、命の大切さや生きることの美しさを感じ取ってもらうということが、全国的に目標の一つとして掲げられているそうです。所管は公園課になると思いますが、日本から8,172キロ離れたヨーロッパから、何か不思議なご縁があって、日本へ、そしてせっかく品川区へいらしてくださったウクライナ避難民の方へ、レクリエーションとして楽しい時間を提供し、生きることの美しさを提供する。このような心意気というものが、やはり品川区には求められるのではないかと思います。2つお聞きしましたけれども、取りあえず、そのことについてご見解をお願いしたいと思います。

**○勝亦総務課長** まず、どのような支援を具体的に行っているかということでございます。ご要望に応じた支援ということで、いろいろお悩み等を伺っております。例えば住民登録の手续に同行したり、あと、国や都、区からの支援情報については、先ほど来申し上げますように、個々人に対して丁寧に定期的にお送りしております。また、翻訳機の貸し出しや、あと病院に行きたいのだけれどということで、例えば病院の予約や、場合によっては同行してお手伝いをするといった、きめ細かなご支援をしております。

**○高梨公園課長** しながわ水族館へのウクライナ避難民の方への減免についてでございますが、当然、避難民の方々は区内に在住していただいておりますので、現在でも区民割引の減免はさせていただいておるところなのですが、免除というようなところにつきましては、先ほど所管の課長からも答弁がありました。所管に届いている様々なニーズ等々、よく私どもとしても聞かせていただいて、区としての方向性に沿って、これから、しながわ水族館の事業者とも協議をして、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

**○あくつ委員** ありがとうございます。総務課の国際平和担当がご担当されていて、献身的に、一緒にウクライナの避難民の方に寄り添って、いろいろ支援をしているということは私も存じ上げています。直接私もお会いしたことがありますので。

私は去年、ウクライナ避難民の方、またその支援者の方と直接お会いして、東京都議会の伊藤こういち議員と、また国会議員を3人呼んで、ウクライナの通訳も準備いたしまして、どういうニーズがあるのかということも伺いました。国でやるべきことは国でやっていただく。これは直接、国会議員から岸田総理に、次の日ぐらいの質問でいただきました。東京都議会については伊藤こういち議員から東京都に伝えていただきました。では、品川区ではどういうことができるのかということ、私としても、そのときのニーズということで、1年かかりましたけれども、先ほどようやく実現できました。ただ、やはり、先ほど申し上げたとおり、ニーズ……、これも言い方は難しいのですが、今、品川区のホームページに載っているウクライナ支援というのは、ほとんどの自治体でやられていることだと思います。特筆すべきものがあれば後で教えていただきたいのですが、そういったところを一步乗り越えて、

ぜひ品川区としてウクライナへの連帯を示していただきたいと思います。再度お伺いいたします。

**○勝亦総務課長** ありがとうございます。今、ウクライナの状況、ウクライナに限らず世界では、貧困や戦争といったものに苦しんでいる方がいらっしゃいます。そういった方を、区として精いっぱい支援していくのは非常に大切なことだと考えてございます。

**○塚本委員長** 次に、こしば委員。

**○こしば委員** 私からは、152ページの奨学金貸付金元利収入について、163ページ、各種事業参加費負担金について、78ページ、区営住宅使用料、区民住宅使用料について、時間が余りましたら、102ページのスマートウェルネス住宅等推進事業補助金についてお伺いいたします。

これらの質問は総じて、本来、品川区が受け取れるはずの収入を受け取れなかった収入未済額について質問をさせていただきたいと思います。

今年度も、特別区税の収入未済額が毎年計上されておりますが、それ以外にも、国からの補助金、区営住宅・区民住宅の家賃、品川区の行う事業に係る参加費などにも収入未済額が計上されております。本来であれば、この収入未済額がゼロになることが理想であります。必ずしもそうではない。相手が人間です。どうしても、様々な事情を抱えている方もいらっしゃる。それを念頭にしまして質問をさせていただきます。

まず初めに、奨学金の貸付けの元利収入についてでございます。この奨学金の内容について教えていただきたいと思います。対象者の年齢や1人当たりの上限額などについて教えてください。

**○飛田子育て応援課長** こちらの奨学金の返済金ということですが、平成29年度まで行っていた旧制度の返還金となっております。こちらは平成30年度からは制度改正を行い、在学応援資金を創設の上、返還免除型で導入しております。こちらの返済の実績ということでは、今、256件中100件ほどが、滞納が発生しております。金額としては、2,006万5,000円となります。

**○こしば委員** 奨学金の返還は、まだ返済途中の方もいれば、また滞納者もいらっしゃるかと推察します。

私も大学の奨学金を少しずつ返還して、ようやく30代に入って完済した経験もありますので、滞納者の中には、少額でも払い続けている方もいらっしゃると思います。一方で、事情によって就職に就けず、支払いが滞っている人もいると思いますが、滞納してしまう人に対する品川区のアプローチについて教えてください。

**○飛田子育て応援課長** 現在、滞納している方に対しては、職員が直接お電話をしたり、また督促ということでお手紙を送ったりしております。なかなか返還をお願いしても応じない方もいますので、シルバー人材にも委託を行ってございまして、各家庭に、お宅に訪問して、注視しているところでございます。

**○こしば委員** 奨学金の返済は、返済者にとっては固定費でございます。また、一定の収入がなければ、たとえ少額であっても負担感は大きい。返済者が相談に来ることもあると思いますけれども、横串を刺した、必ずしも所管だけではなく、それを横の展開をした連携もまた必要だと思いますけれども、その辺の取組についても、先ほどシルバー人材の方が訪問されていると、それも対面ではあると思いますけれども、逆に区役所での対応について教えていただければと思います。

**○飛田子育て応援課長** 私どもも、やはり収入等、いろいろありますので、その方とお話をしながら、最初の計画を見直しして、またその方の実情に合わせて、少しまた分割というか、月の額を減らしたりというふうに応じているところです。

また、横串というところでは、例えば独り親家庭等につきましては、母子・父子の福祉資金という方法で、就学金よりも優先される貸付資金もありますので、そういうところもご案内したりしておるところでございます。

**○こしば委員** ぜひこういった横串を展開していただいて、決して無理のない返済計画を、共に連携して行っていただきたいと思います。

続きまして、各種事業参加費負担金について伺います。こちらは、この項目で多くの事業が列举されておるわけですが、収入未済であった事業がどのような事業なのかをまず教えてください。

**○藤村子ども育成課長** こちらに収入未済で記載されております金額につきましては、全額、すまいるスクールの利用料という形になっております。

**○こしば委員** すまいるスクールという答弁でございましたが、参加費用は月額で、夕方まででしたら250円、それ以降は18時までで3,450円、19時まで利用される場合は4,250円、月額でかかると認識しております。すまいるスクールでは、どのくらいの割合で、18時ないし19時まで利用する方がいらっしゃるのか、全体の登録者のうちのどのくらいの割合でいらっしゃるのかを教えてください。

**○藤村子ども育成課長** すまいるスクール全体の参加児童数というのが、全児童のうちの54.8%です。6時までの登録というのが、今、手元ですぐ出てこないのですけれども、大体約9,000人ぐらいご登録いただいております、B登録という6時までの登録の方が1,700人程度、C登録という7時までの登録の方が1,100人程度というような概況になっております。

**○こしば委員** 多分、その相関関係までは難しいでしょうか。お答えいただければありがたいのですが、相関関係は分かりますか。

**○藤村子ども育成課長** 相関関係です。全体として、就業されている方というところが、保護者の方が就労されている場合は、B登録やC登録というのをご利用いただいているような形が多くて、A登録という場合は、就業されていない方が保護者というような形になっているというのが、必ずしもそうではないのですが、一般的かというところで考えております。

**○こしば委員** 18時以降の利用を続けていく中で、負担に感じている保護者もいらっしゃると思います。なかなか支払いが難しいという方もいらっしゃる中で、区の出組について教えていただければと思います。

**○藤村子ども育成課長** そうですね。A登録の場合、250円、B登録、3,250円、C登録、4,250円というところで、金額が上がっていくような形になりますので、それぞれのご家庭のご事情等ございまして、お支払いが通常、すまいるスクールの場合、口座引き落としという形でお支払いいただいております、万が一、お引き落としが口座からできなかった場合、翌月に、ご案内の上、もう一度引き落としというような処理を取っておるのですけれども、それでもお支払いが口座からできなかったという場合は、また個別に納付書を送ったりといったご案内もしているところなのですけれども、やはりご家庭のご事情に応じて、お支払いが滞ってしまうという場面はどうしても出てきてしまうというところがございます。

**○こしば委員** 生活の事情によっては支払いが滞ってしまうという話もありますけれども、これは何も子ども育成課だけではなく、生活福祉課であったり、内部で社会福祉協議会との連携といった情報も知っておく必要があると思いますけれども、そういった連携もされているという認識でよろしいのでしょうか。

**○藤村子ども育成課長** 先ほども子育て応援課長から答弁がございましたように、仮にそういったお支払いということが難しいというようなお話がございましたら、社会福祉協議会など、別途、融資制度等のご案内というのをしている場面はあろうかと思えます。

**○こしば委員** 続きまして、78ページの区営住宅・区民住宅の使用料について、お伺いたします。

区営住宅使用料のうち、90万円余の収入未済額が計上されています。また一方で、区民住宅では289万円余の収入未済額が計上されておるわけですが、この中の区民住宅の使用料では、債権の放棄など不納欠損も計上されておるわけですが、この不納欠損の内訳の資料によりますと、18件の不納欠損があって、そのうち債権放棄しているのが17件。この17件が債権を手放してしまっているのですが、これはどういった理由で手放しているのか、教えてください。

**○竹田住宅課長** 区民住宅の不納欠損のお問合せでございます。

こちらは、破産宣告を受けた、あるいは元居住者の連帯保証人等がお亡くなりになり、相続人等もないということで、回収が困難だと思われる案件につきまして、債権管理審議会にお諮りし、回収不能とご判断いただいたものを不納欠損としている状況でございます。

**○こしば委員** 今回の答弁ですと、破産や、相続人がいないというケースもあると。でも、中には相続人がいるけれども、相続放棄をするようなケースもあつたりはするでしょうか。

**○竹田住宅課長** 先ほど申し上げましたのは、居住者や連帯保証人の相続人がいないケースを申し上げておりますので、相続人がいるケースにつきましては回収の努力に努めているところでございます。

**○こしば委員** 回収の努力をされているということですが、ご遺族の心情を考えると、なかなか家賃を、また亡くなった方の請求をしていくのは心苦しいところも現場ではあるのかとは思いますが、それは例えば戸籍住民課で、そういった督促といいますか請求はされておるのか、また別の所管になってくるのか、その辺を教えてください。

**○竹田住宅課長** 戸籍等を取り寄せまして、相続人等がいるかどうかを判断して請求しております。ただ、あまりに遠縁の方、あるいは請求が長年行われていないような方について、回収が事実上不可能だと思われる案件については、債権管理審議会にお諮りして不納欠損処理という形になっているものも、数件ございます。

**○こしば委員** 確かに、遠縁の方などだと、なかなかそれを後追いするのは心苦しいところだと思いますので、決して無理することなく続けていていただきたいと思えます。

そして、あと1分少々、102ページのスマートウェルネス住宅等推進事業補助金。これは、大崎の再開発事業のために充てられた補助金が結局、収入未済額に計上されておるわけですが、これはなぜそうってしまったのか、お答えいただければと思えます。

**○中道都市開発課長** 令和4年度に建物の解体を予定しておりましたが、事前の調査によりアスベストが予定以上に多かったことや、既存の建物に残置物が非常に多かったというところで、繰越しを行いました。その繰越しにおける国の補助金2分の1を、今回、収入未済額と計上しているというところでございます。

**○こしば委員** こちらはまた、来年度ということは令和5年度には計上されておるということでよろしいでしょうか。

**○中道都市開発課長** 令和5年度におきましては、またさらに建物の予算を計上しております。収入未済額につきましては、令和4年度の執行を今年度、今、行っている最中で、収入として入る予定でございます。

○塚本委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時58分閉会

---

委 員 長　塚 本　よしひろ



